

令和7年度 第2回 横浜市保健医療協議会

日時：令和8年2月16日（月）19時～20時30分

場所：横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 令和7年度病床整備事前協議について[非公開] 【資料1】

3 報告

- (1) 配分済み病床の整備進捗状況について 【資料2】
- (2) 「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について 【資料3】
- (3) 令和8年度医療局予算案について 【資料4】
- (4) 令和8年度健康福祉局予算案について 【資料5】

【配付資料】

- 資料1 令和7年度病床整備事前協議について[非公開]
- 資料2 配分済み病床の整備進捗状況について
- 資料3 「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について
- 資料4 令和8年度医療局予算案について
- 資料5 令和8年度健康福祉局予算案について

【参考資料】

- 参考資料1 横浜市保健医療協議会運営要綱
- 参考資料2 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

横浜市保健医療協議会 委員名簿

(五十音順、敬称略) 【出欠】

学識経験者					
横浜市立大学 教授	看護学	あかせ 赤瀬	ともこ 智子		○
国際医療福祉大学 教授	医療情報学	いしかわ 石川	べんじや ベンジャミン	こういち 光一	○
弁護士	法学	たぼる 田原	めぐみ 恵		○
東京科学大学 教授	医療政策情報学	ふしみ 伏見	きよひで 清秀	会長	○
横浜市立大学 副学長	産婦人科学	みやぎ 宮城	えつこ 悦子		ご欠席
保健医療福祉関係団体など					
横浜市社会福祉協議会 会長		いしうち 石内	あきら 亮		○
横浜市食生活等改善推進員協議会 副会長		さいとう 齊藤	えつこ 悦子		○
神奈川県精神科病院協会 理事		さえき 佐伯	たかし 隆史		ご欠席
横浜市薬剤師会 会長		さかもと 坂本	さとる 悟		○
横浜市歯科医師会 会長		さとう 佐藤	しんじ 信二		○
横浜市生活衛生協議会 会長		しらみず 白水	ひでき 秀毅		○
横浜市医師会 会長		とつか 戸塚	たけかず 武和	副会長	○
横浜市保健活動推進員会 副会長		なかむら 中村	まさかず 雅一		○
横浜市病院協会 会長		まつい 松井	じゅうにん 住仁		○
神奈川県看護協会 横浜南支部理事		みうら 三浦	ゆりこ 百合子		○
横浜市獣医師会 会長		みぞろぎ 溝呂木	ひろゆき 啓之		○
横浜市食品衛生協会 会長		やかめ 八亀	ただかつ 忠勝		ご欠席

配分済み病床の整備進捗状況 について

令和7年度第2回 横浜市保健医療協議会

横浜市医療局地域医療課

2026年2月16日

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

過年度配分病床の整備状況

配分年度	配分病床数	返還済	稼働済	整備中
平成30年度（2018）	809床	341床	408床	60床
令和2年度（2020）	470床	59床 (前回10床)	184床	227床
令和3年度（2021）	154床	—	154床 (前回78床)	—
令和4年度（2022）	募集なし			
令和5年度（2023）	160床	—	21床	139床
令和6年度（2024）	40床	6床	—	34床
合計	1,633床	406床	767床	460床

(令和8年1月時点)

整備中病床の稼働予定時期

医療機能	入院料等	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	計
回復期	回復期リハ				60床	60床
	地域包括ケア	60床	51床	55床		166床
慢性期	療養病棟		122床	92床	20床	234床
	障害者病棟					
計		60床	173床	147床	80床	460床

(令和8年1月時点)

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

2

整備中病床の状況 (1/5)

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定時期		整備が遅れている理由
			当初	R8.1時点	
平成30年度 (2018)	戸塚共立第1病院	回りハ：60床	R4.11	R11.4 (前回：R10.4)	移転予定地の崖面防災工事が終了し、令和7年2月21日付けにて土砂災害特別警戒区域の解除がなされました。建設資機材費の高騰等により、本体工事の発注時期を調整中であり、最短で左記稼働予定時期を想定しています。
令和2年度 (2020)	横浜石心会病院 (旧さいわい鶴見病院)	地ケア：60床	R5.12	R8.3	既存棟の改修から改築へ事業計画が変更となったため 免震構造、近隣道路事情により大型重機使用不可、働き方改革の影響により工期が延伸したため R8.2月末日引き渡し予定。
	清水ヶ丘病院	療養：20床	R6.2	R11.4 (前回：R10.2)	次年度内の開始を目標に、改修工事の方法や進め方について建築事務所との打ち合わせを進める。

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

3

整備中病床の状況 (2/5)

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定時期		整備が遅れている理由
			当初	R8.1時点	
令和2年度(2020)	鴨居病院	療養：24床	R4.11	R9.10 (前回：R8.10)	建築会社より建築資材不足や人手不足により対応が遅れる旨の連絡を受けたため
	元気会横浜病院	療養：68床 地ケア：50床	R8.7	R9.4	新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰などの影響により、設計を大幅に見直しているため 設計事務所との定期的な打合せは継続している
	西横浜国際総合病院	地ケア：5床	R5.3	R9.9	整備予定地の調整に時間がかかっているため

整備中病床の状況 (3/5)

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定時期		整備が遅れている理由
			当初	R8.1時点	
令和3年度(2021)	新横浜こころのホスピタル	療養：76床	R6.2	R8.1 (前回：R7.11)	R6年3月に改修工事を着工し、工事は順調に終了。令和8年1月より稼働開始。

○新横浜こころのホスピタルにおける精神病床の削減に向けた自主的な検討状況及び地域医療への貢献について

- ・精神病床の削減に関する自主的な検討状況
港北区で唯一精神病床を有し、地域の精神科患者の受皿として精神病床稼働状況は高く推移しています。しかしながら、神奈川県における精神病床が過剰であることを鑑み、経営会議において、削減の可否について検討を進めて参りました。引き続き、各病床の稼働状況の推移を見極めつつ、地域医療への貢献を第一の方針として、グループホームや介護施設などの協力を得ながら、精神病床の削減を検討して参ります。
- ・地域医療への貢献
認知症治療病棟、精神科病棟、療養病棟を有し、地域における急性期病院や介護施設などから幅広く患者受入れをしています。急性期を終えた患者や在宅復帰が困難な患者を積極的に受け入れ、地域の急性期病床の確保に貢献しています。また、横浜市自立支援協議会と協働し精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、協議会参加者と退院支援に向けた取組を行っています。

整備中病床の状況（4/5）

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定時期		整備が遅れている理由
			当初	R8.1時点	
令和5年度(2023)	上白根病院	地ケア：27床	R8.3	R8.9	R6年9月に既存病床を地域包括医療病棟51床に転換したことで、運用上、整備病床は、地域包括ケア病棟ではなく、地域包括医療病棟での増床も検討中。その他の急性期病床との兼ね合いも含めての調整が必要になっており、当初の計画が遅れている。 R7年度の病床稼働状況が低調となり、運用、費用面でもすぐに着手が難しい状況になっている。今後の看護配置も考えた効率的な運用を考えるに、一気に27床の増床を行うのではなく、まずは10床程度増床して運用していくことを検討中。
	湘南泉病院	療養：112床	R7.4	R8年度中	令和7年度の工事着工に向けて工事時期の調整を行ってきたが、（法人全体の経営が厳しい中）建築資材の高騰や人手不足の影響等もあり、現時点で着工の目途がたっていない。工事費の縮減の検討をしており、早い段階での着工を目指す

YOKOHAMA

6

整備中病床の状況（5/5）

配分年度	病院	配分病床数	稼働予定時期		整備が遅れている理由
			当初	R8.1時点	
令和6年度(2024)	徳田病院	療養：10床	R8.1	R8.7 (前回：R8.1)	使用許可済だが、看護職員の採用が予定通り進まず、未稼働。今後採用を進め、R8.4より一般病床として稼働し療養病床算定の実績を確認。7月に当初計画のとおり、配分病床を含めた療養病床への転換を目指す。
	湘南泉病院	地ケア：24床	R8.4	R8年度中	療養病棟112床とセットで工事を行うため

配分後返還された病床

配分年度	病院	配分病床数	返還の理由
令和2年度(2020)	ふれあい東戸塚ホスピタル	障害：49床	建築資材や医療従事者の採用コスト高騰、医療需要の変化等の経営環境を総合的に勘案した結果、本計画の実施は困難と判断
令和6年度(2024)	鴨居病院	地ケア：6床	看護職員の離職及び休職者が相次ぎ、既に認可されている病床機能を維持するのに人員を割いており、新たに地域包括ケア入院管理料に割ける人員を確保出来ない

7

横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

- 1 改定の概要 ……2
- 2 本市行動計画 ……5

1-1 改定の概要

趣旨

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」)の経験を踏まえた政府行動計画(※1)の全面改定を受け、市行動計画(※2)を改定

※1 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ※2 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

計画の目的

新型インフルエンザ等(以下、「新型インフル等」)の感染症発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策を示すもの

主な経緯

【平成25年12月】
特措法(※3)の規定により、市行動計画を策定

【令和6年7月】
政府行動計画の全面改定

【令和7年3月】
政府行動計画の改定を受け、県行動計画の改定

【令和8年3月予定】
市行動計画の改定

※3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年制定)

本市行動計画改定の方針

「政府行動計画」等の改定内容を踏まえ、令和6年3月に策定した「横浜市感染症予防計画(よこはま保健医療プラン)」との整合性を図りつつ、新型コロナ対応の経験を考慮し、市行動計画を改定

1-2 改定の概要

	医療法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (以下、「感染症法」)	新型インフルエンザ等 対策特別措置法 (以下、「特措法」)
国	医療提供体制の確保に関する基本方針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
神奈川県	第8次神奈川県保健医療計画	神奈川県感染症予防計画	神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画
横浜市	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> よこはま保健医療プラン 2024 ← 整合性確保 → 横浜市感染症予防計画 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画 </div>

横浜市感染症予防計画 → 方向性を踏まえて策定 → 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型コロナ対応での主な課題

○平時の備え

- ・検査・医療体制
- ・全庁的な応援体制

○変化する状況への対応

- ・ウイルス変異等による
複数の波への対応と長期化
- ・社会経済活動とのバランス
- ・対策の切替え

○情報発信

- ・偽情報・誤情報等の増幅、
差別・偏見の発生
- ・市民等への情報発信

改定のポイント（※政府行動計画に準拠）

①準備期(平時)の充実化

- ・平時から検査・医療体制の確保、全庁的な応援体制の整備等

②幅広い感染症への対応と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフルエンザ・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、複数の波が中長期的に来ることも想定
- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

③対策項目の拡充と記載の充実化

- ・3期(準備期、初動期、対応期)に分けて記載
- ・対策項目を6項目から13項目に拡充
- ・既存項目の記載も充実させ、偽情報・誤情報等への対応、市民等への積極的な広報なども記載
- ・横断的な視点を設定し、各対策の取組を強化

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1. 感染症危機を取り巻く状況
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の策定

第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

1. 対策の目的
2. 基本的な考え方
3. 対策の方向性
4. 対策実施上の留意事項
5. 対策推進のための役割分担
6. 市行動計画の主な対策項目等
7. 市行動計画の実効性確保

第3章 各対策項目の考え方及び取組

1. 実施体制
2. 情報収集・分析 拡充
3. サーベイランス 拡充
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
5. 水際対策 新設
6. まん延防止
7. ワクチン 新設
8. 医療
9. 治療薬・治療法 新設
10. 検査 新設
11. 保健(保健所・衛生研究所の役割) 新設
12. 物資(個人防護具等) 新設
13. 市民生活・経済の安定の確保

※現計画の項目「サーベイランス・情報収集」を2つに分け、各々記載

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

(原案 P.2~3)

感染症危機を取り巻く状況

- ①未知の感染症との接点の増大、グローバル化による往来の拡大により、世界中に拡散するおそれ
- ②世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす可能性のある動物由来感染症(人獣共通感染症)も考慮する必要性
- ③既知の感染症でも薬剤耐性(AMR)を獲得することで、将来的な感染拡大リスクの増大
- ④本市は国際都市として海外からの人や物の往来が活発。国内においても通勤・通学や観光等に伴う市域を超えた人流・物流が多い

第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(原案 P.4～10)

対策の目的

- ①**感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**
 - ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保
 - ・適切な医療提供の確保により、重症者数や死亡者数を減らす 等
- ②**市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施 等

基本的な対策の方向性

- ①**新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を考慮し、病原体の性状に応じた対策を検討**
- ②**限られた知見しかない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目指す**
- ③**検査体制や医療提供体制の整備等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ④**病原体の変異による性状変化を考慮し、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定**

第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

(原案 P.4~10)

時期ごとの対策の考え方

	準備期(平時)	初動期	対応期		
発生前の段階	新型インフル等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	(i)封じ込めを念頭に対応する時期	(ii)病原体の性状等に応じた対応する時期	(iii)ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	(iv)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
<ul style="list-style-type: none"> ○必要な訓練等の実施 ○地域における医療提供体制の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制の確立、庁内の情報共有 ○新型インフル等の特徴や事態の推移に対して迅速かつ柔軟に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外の発生动向等も考慮しつつ、封じ込めを念頭に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○国のリスク評価等に基づき、感染拡大の波を抑制するための対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切替え 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の方針に基づき、最終的には特措法によらない基本的な感染症対策へ移行

第3章 各対策項目の考え方及び取組〔主なものを掲載〕

(原案 P.11～59)

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	関係局区の役割を整理し、有事に機能する組織・応援体制を整備、訓練を実施	市対策本部・各区対策本部を設置し、総合的・効果的な対策を推進	保健所等の業務状況に応じ全庁的な応援体制の構築など、状況に応じた体制の見直し
②情報収集・分析	衛生研究所を中心に、情報収集・分析体制を整備	国等と連携し、情報収集・分析に基づくリスク評価等を実施、有事体制へ移行	引き続き、リスク評価等を実施し、各種対策の判断につなげる
③サーベイランス	感染症法に基づき行う感染症サーベイランス体制を整備し、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施	国の方針等に基づき、有事のサーベイランスを開始、発生動向等を把握	有事のサーベイランスを実施、対応の切替え
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	市民等への情報提供・共有方法を整理	科学的根拠等に基づいた正確な情報提供、リスクの共有、偽情報・誤情報等への対応を行い、市民等の適切な判断・行動を促進	市民等への積極的な広報等による情報提供
⑤水際対策	横浜検疫所等の訓練への参加や情報共有などによる連携・協力	国が行う検疫措置の強化等の水際対策を踏まえ、横浜検疫所等と連携・協力し、必要な対応を行う	引き続き、横浜検疫所等と連携・協力し、必要な対応を行う
⑥まん延防止	基本的な感染対策の普及	市内でのまん延防止対策を準備	まん延防止対策を実施 ・対象別(患者や濃厚接触者への対応、市施設等の使用制限に伴う運用の整理・対応等) ・時期別(封じ込めを念頭に対応する時期等)
⑦ワクチン	国や医療機関等の関係機関と連携し、人員や会場等の接種体制の構築に向けた準備	国の方針を踏まえ、接種会場や医療従者の確保など接種体制を構築	・国の方針を踏まえた接種を実施 ・接種スケジュールなどの情報を市民等へ提供

第3章 各対策項目の考え方及び取組〔主なものを掲載〕

(原案 P.11～59)

対策項目	準備期	初動期	対応期
⑧医療	感染症予防計画に基づき、市民病院や関係機関と連携し、医療提供体制を整備	市内の医療機関への情報提供・共有、関係機関と連携し、医療提供体制を確保	関係機関と連携し、時期に応じた医療提供体制を構築
⑨治療薬・治療法	国の実施する研究開発等に必要に応じて協力	国等から共有された国内外の治療薬や治療法の研究開発動向等を医療機関等に周知	引き続き、国が示す診断・治療情報や診療指針等を、必要に応じ医療機関等に周知、その活用について調整等を行う
⑩検査	衛生研究所は、国等の関係機関と役割分担を確認し、有事における検査体制を整備	衛生研究所は、保健所等と連携し、迅速かつ的確な検査を実施	状況の変化に応じて、国等の方針等に基づき、検査体制を見直し、検査を実施
⑪保健(保健所・衛生研究所の役割)	応援職員やアウトソーシングで対応する業務の仕分けの検討などを準備	国の要請を踏まえ、想定される業務量に対応する人員確保など、保健所等における有事体制への移行を準備	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事体制を確立、検査体制を拡充 ・時期に応じた感染症対応業務を実施
⑫物資(个人防护具等)	必要な備蓄を計画的に実施し、定期的に確認	<ul style="list-style-type: none"> ・个人防护具等の備蓄状況を確認 ・医療機関等において个人防护具等が不足し、医療提供体制等に支障が生じるおそれがある場合、国等と連携しながら必要な対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・个人防护具等の備蓄状況を確認 ・医療機関等において个人防护具等が不足し、医療提供体制等に支障が生じるおそれがある場合、国等と連携しながら必要な対応を行う
⑬市民生活・経済の安定の確保	平時からマスク、生活必需品等の備蓄など必要な準備を市民等へ勧奨	市民等への感染防止策、事業者への事業継続又は自粛等の準備などを周知	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援を要する者への支援などを実施 ・国の方針等を踏まえ、事業者支援を実施

横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画 原案

令和 年 月改定

横浜市

はじめに

「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した場合に、市民の生命・健康を保護し、市民生活・経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する計画です。

本市ではこれまでも、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」や「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」を策定するなど、新型インフルエンザ等の新興感染症に対する取組を進めてきました。

2020(令和2)年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が確認されました。

本市では、同年2月に市内初の感染者が確認されるとともに、横浜港に入港したクルーズ船での集団感染対応を皮切りに、3年超にわたり対策に取り組んできました。この間、ウイルス株の変異などにより感染が拡大する中で、市民の生命や健康が脅かされ、市民生活や経済活動にも大きな影響が及びました。

2024(令和6)年7月、国は、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的な改定を行いました。

本市においても、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定や、「感染症予防計画」(よこはま保健医療プラン 2024)など関係する計画等と整合を図るとともに、本市を取り巻く状況を踏まえ、「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行います。

本市は、国際港である横浜港を有し、羽田空港や成田空港とも近接しており、さらには企業や大学・研究機関等が集積し、多くの国際会議やイベント等が開催されるなど、海外と人や物の行き来が活発です。また、通勤や通学、観光等で、毎日多くの人々が市域内外を往来しており、感染症が持ち込まれるリスクが高く、新興感染症への対策・取組は必要不可欠です。

市立病院をはじめ高度な医療提供を行う病院や身近な医療機関、大学等の研究機関、企業・業界団体等が多数集積する、指定都市最大規模である本市は、次なる感染症危機に備え、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、自立的に、平時の備えを万全にし、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、様々な社会資源やインフラ等と連携しながら、迅速かつ着実に対策を実施します。

目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	2
1. 感染症危機を取り巻く状況.....	2
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の策定.....	2
第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	4
1. 対策の目的	4
2. 基本的な考え方	4
3. 対策の方向性	5
4. 対策実施上の留意事項	6
5. 対策推進のための役割分担	7
6. 市行動計画の主な対策項目等.....	9
7. 市行動計画の実効性確保.....	10
第3章 各対策項目の考え方及び取組	11
1. 実施体制.....	11
2. 情報収集・分析	16
3. サーベイランス.....	19
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	22
5. 水際対策	26
6. まん延防止	28
7. ワクチン	32
8. 医療	36
9. 治療薬・治療法	41
10. 検査	44
11. 保健(保健所・衛生研究所の役割).....	47
12. 物資(個人防護具等)	53
13. 市民生活・経済の安定の確保.....	55
用語集.....	60

略称等一覧 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画では、以下の略称を用います。

略称	横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画での正式名称・意味等
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
新型コロナ(COVID-19)	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
政府行動計画	新型インフルエンザ等対策政府行動計画
政府対策本部	新型インフルエンザ等対策本部
JIHS	国立健康危機管理研究機構(Japan Institute for Health Security)
県	神奈川県
県対策本部	神奈川県新型インフルエンザ等対策本部
県対策協議会	神奈川県感染症対策協議会
市行動計画	横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画
市対策本部	横浜市新型インフルエンザ等対策本部
区対策本部	各区新型インフルエンザ等対策本部
予防計画	感染症予防計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1. 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国での都市化や人口密度の増加、未知のウイルスの宿主となっている動物との接触機会の拡大等が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、未知の感染症が発生した場合には、瞬く間に世界中に拡散するおそれがある。

しかし、感染症の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能であるため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす可能性のある病原体として動物由来感染症(人獣共通感染症)も考慮する必要がある。ヒト、動物、環境の分野横断的なワンヘルス・アプローチの推進により、これに対応することが求められる。

さらに、既知の感染症でも薬剤耐性(AMR)を獲得することで、将来的な感染拡大によるリスクが増大することがある。こうした AMR 対策の推進など、平時からの着実な取組により、将来的なリスクを軽減することも重要である。

特に、本市は国際都市として海外からの人や物の往来が活発であり、国内においても通勤・通学や観光等に伴う市域を越えての人流・物流が多いことから、こうした新興感染症等による健康危機に平時から備える必要がある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の策定

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ等のほとんどの人が免疫を持たない新型のウイルスによる感染症は、発生すればパンデミックとなり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。そのため、国家の危機として対応する必要があり、政府行動計画でもその重要性が示されている。

2012(平成 24)年に制定された特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が発生した場合に、国民の生命と健康を保護し、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としている。特措法は、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者などの責務を定め、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置などの特別措置を規定し、感染症法等とともに、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

<市行動計画の対象となる感染症(特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等)>

新型インフルエンザ等感染症 感染症法第6条第7項に該当する感染症	・新型インフルエンザ ・再興型インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症 ・再興型新型コロナウイルス感染症
指定感染症 感染症法第6条第8項に該当する感染症	既知の感染性の疾病 [*] であって、病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症 ※一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く
新感染症 感染症法第6条第9項に該当する感染症	人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症

(2)行動計画策定の経緯と改定の目的

①策定の経緯

国は、特措法制定以前の2005(平成17)年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、本市においても同年12月に「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、以降、数次の部分的な改定を行ってきた。

その後、2009(平成21)年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザの発生及びまん延に備えるため、国は2011(平成23)年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定し、2012(平成24)年には特措法が制定された。

同法第8条の規定により、本市もこれまでの計画を見直し、2013(平成25)年12月に「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」(市行動計画)を策定した。

②改定の目的

2019(令和元)年に発生した新型コロナ(COVID-19)対応を踏まえ、国は、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、次の感染症危機に対してより万全な対応を行うことを目指して対策を充実させるため、2024(令和6)年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(政府行動計画)の全面改定を行った。

政府行動計画の改定内容等を踏まえ、市行動計画の全面改定を実施する。



第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

1. 対策の目的

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が世界のどこかで発生した場合、我が国、そして本市への侵入は避けられず、市民の生命や健康、生活や経済に大きな影響を与える可能性がある。新型インフルエンザ等は、長期的には市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう事態が想定される。そのような事態を回避するため、感染拡大を可能な限り抑えることが必要である。

これを踏まえ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2)市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活・経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活・経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 基本的な考え方

(1)対策の選択的実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナ(COVID-19)のパンデミックの経験から、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを伴う。

そのため、市行動計画は、特定の感染症や過去の事例だけでなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性も考慮し、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じて、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国の対策を踏まえ、県等と連携し、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)(以下「病原体の性状」という。)、流行の状況などを考慮しつつ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、市民生活・経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等の中から実施すべきものを選択する。

(2)社会全体での取組

新型インフルエンザ等の対策は、不要不急の外出の自粛や施設の使用制限等の要請、事業者の業務縮小による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待される。事業者は職場での感染予防に努め、業務を絞り込むなどの対策を検討することが重要である。また、行政だけでなく、事業者や市民一人ひとりが感染予防や備蓄等の準備を行うことが必要である。なお、感染予防として新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用などの呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

3. 対策の方向性

(1)基本的な対策の方向性

基本的な対策の方向性は以下のとおりである。

- ①特定の感染症や過去の事例に限らず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を考慮し、病原体の性状に応じた対策を検討する。
- ②限られた知見しかない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目指す。
- ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④病原体の変異による性状変化を考慮し、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定する。

(2)時期ごとの対策の考え方

時期ごとの基本的な対策の考え方は以下のとおりである。(時期ごとに必要となる対策の選択肢については、第3章に記載)

①準備期(平時)

有事に想定される対策を的確に講じるために必要な訓練や人材育成、地域における医療提供体制の整備等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

②初動期

(感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が実行されるまでの間)

初動体制を確立し市内の情報共有を図るとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③対応期

対応期については、以下の時期に区分される。

i)封じ込めを念頭に対応する時期

(政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階)

病原体の性状について限られた知見しか得られていないため、海外での発生動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、発生した感染症が新型インフルエンザであることが判明した場合、国の方針に基づき、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンドミックワクチン等の対応を開始する。

ii) 病原体の性状等に応じて対応する時期

(感染の封じ込めが困難で、感染が拡大した段階)

知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえ、国のリスク評価等に基づき、医療提供体制維持のため、感染拡大の波を抑制するための対策を実施する。

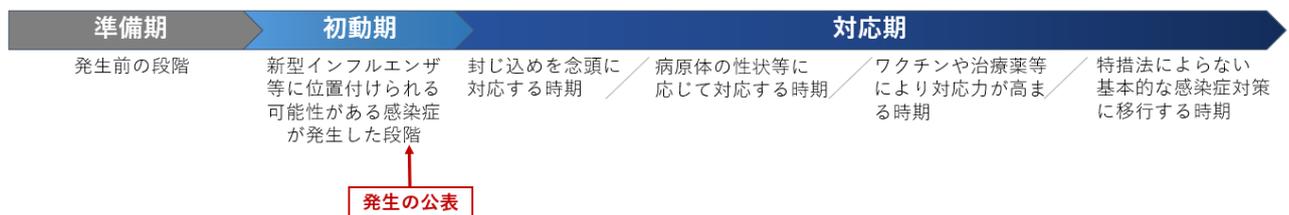
iii) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により再度対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

iv) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い、国の方針に基づき、最終的に特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

<時期区分(図)>



4. 対策実施上の留意事項

国、県、本市又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備期に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、的確かつ迅速な対策を実施する。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理と拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、情報収集・共有・分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・社会経済活動への影響が最小となるよう、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。

(3) 基本的人権の尊重

基本的人権を尊重し、特措法による対策が市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は必要最小限にとどめる。また、市民等に対して十分な説明を行い、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、社会的弱者への配慮をしながら市民の安心を確保し、社会の分断が生じないよう取り組む。

(4)危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置が定められている。一方で、病原性の程度やワクチン・治療薬等の有効性により、必ずしもまん延防止等重点措置や緊急事態措置が講じられるものではないことに留意する。

(5)関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部(「第3章1.実施体制」参照)は、政府対策本部や県対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する。

(6)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における医療提供体制等について、平時から検討し、感染症危機に備えた準備を行う。

(7)感染症危機下の災害対応

感染症危機下における地震等の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有体制の整備などの準備を進める。

また、災害発生時は、国や県と連携し、状況を適切に把握し、必要に応じて避難所での感染対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援などを速やかに行う。

(8)記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表する。

5. 対策推進のための役割分担

(1)国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合、対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体等を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国と連携し、対策に取り組む。

このため、平時から政府行動計画に基づく対策を実施し、定期的な訓練等により点検・改善に努める。

有事には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。また、国民や事業者等の理解や協力を得るため、感染症に関する情報提供・共有を行う。さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進する。

また、指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応を決定しておく。

(2)地方公共団体(県・市)

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合、国が決定した基本的対処方針に基づき区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域における医

療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行う。

平時から、医療機関と医療措置協定(病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定)を締結し医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関と検査等措置協定を締結し検査体制を構築するなど、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。そして、有事には迅速に体制を移行し、対策を実行する。

また、感染症対策に係る関係行政機関や学識経験者からなる県対策協議会等を通じ、予防計画等について協議し、進捗確認を行いながら、関係者が一体となって平時からの取組を実施するとともに、改善を図る。

【市】

本市は、基本的対処方針及び「市行動計画」、「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」等を踏まえ、感染症法に基づく措置の実施主体として、まん延防止対策の実施等により市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響を最小限にするための様々な対策を行う。

平時から、県や他の保健所設置市等と連携しながら、保健所や検査体制等の対応能力を計画的に準備し、予防計画に基づく取組の進捗確認を行うとともに、各局区において、マニュアルを整備するなど対策の具体化を図る。また、関係機関等との連携を強化することで、有事に備えるとともに、発生時には迅速に体制を移行し、対策を実行する。

(3)医療機関

医療機関は、平時から、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練、個人防護具を始めとした感染症対策物資の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者診療体制を含めた業務継続計画の策定及び県対策協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県の要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4)指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関(特措法第2条第7号又は8号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣又は都道府県知事が指定している機関)は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法第3条第5項に基づき、対策を実施する責務を有する。

(5)登録事業者

登録事業者(特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活・経済の安定のための業務を行う事業者)は、平時から、職場の感染対策や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、発生時には重要業務の継続に努める。

(6)一般の事業者

平時から、新型インフルエンザ等の発生に備え職場の感染対策に努め、特に多数の者が集まる事業を行う者についてはマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うよう努める。発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することも想定する。

(7)市民

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など対策に関する知識を得るとともに、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルでの感染対策)を実践するよう努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品、医薬品等を備蓄するよう努める。

発生時は、発生状況や予防接種等の対策についての情報を得て、個人でも可能な感染対策を実践し、り患が疑われる場合は医療機関の受診ルールを守るなど、感染拡大防止に努める。また、感染症に関する正しい知識を得て、患者等の人権を損なうことのないよう努める。

6. 市行動計画の主な対策項目等

(1)主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」であり、これを達成するための主な対策は以下の13項目である。

なお、それぞれの項目は関連しており、対策の全体像や相互の連携を意識し対策を行うことが重要である。

※各項目の詳細は第3章で説明

- | |
|--|
| ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資
⑬市民生活・経済の安定の確保 |
|--|

(2)複数の対策項目に共通する横断的な視点

対策の実効性を向上させるために共通して考慮すべき視点は、以下の3点である。

- ①人材育成
- ②国と地方公共団体との連携
- ③DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

①人材育成

○感染症危機管理対応人材の育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って人材育成を継続的に行うことが不可欠である。特に専門性の高い人材の育成を進める*とともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性を考慮し、幅広い人材を対象とした訓練や研修等の実施により、感染症危機対応の人材の裾野を広げることが重要である。また、平時から感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等を図る。

※国等の研修やJIHSの「実地疫学専門家養成コース(FETP)」等を積極的に活用し、感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、現場での活躍ができる人材を育成する。

○その他

- ・災害・感染症医療業務従事者(DMAT、DPAT 先遣隊及び災害支援ナース)や、有事に保健所等の業務を支援する「IHEAT 要員」の継続的な確保・育成を行う。
- ・本市を含め関係機関等が連携した訓練・研修等により、地域の医療機関等において、感染症を専門とする医療職等の人材を育成する。

②国と地方公共団体との連携

新型インフルエンザ等の発生時には、国が基本的な方針を定め、それをもとに県と連携し、感染拡大防止や医療提供体制の確保などの対策を実施する。そのため、平時から国や県、県内保健所設置市等との広域的な連携に努めることが必要である。

また、相互に意見交換を行うことで、本市の意見を国や県等の対策へ反映させていく。

③DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

医療DXをはじめDXの推進は、発生状況の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有、業務負担の軽減や関係者の連携強化など、感染症危機対応能力の強化につながるものである。国が整備する基盤の活用や医療機関等への活用促進など、DXを推進する。

7. 市行動計画の実効性確保

(1)EBPM※(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく対策の推進

市行動計画の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応を万全にするため、平時から有事までを通じて、対策の効果測定に重要な関連を持つ情報や統計データを活用し、EBPMの考え方に基づいて対策を実施する。そのためには、適切なデータの収集とその分析体制が重要である。

※EBPMとは、対策をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする。

(2)新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等の発生時期は予測できないため、自然災害への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続することが重要である。

新型コロナ(COVID-19)対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3)関係機関における実践的な訓練の実施

医療機関等の関係機関において訓練を通じた対策等の点検・改善が継続的に取り組まれるよう働き掛ける。

(4)定期的な見直し

原則として年に一度、取組状況の確認を行う。

また、予防計画や政府行動計画の見直し状況等も踏まえ、必要に応じ、概ね6年ごとに市行動計画を改定する。

(5)関連マニュアルの策定等による対策の具体化

各局区は、市行動計画に基づく活動に必要な事項をマニュアルに定めるなど、対策の具体化を図る。

第3章 各対策項目の考え方及び取組

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」(内閣感染症危機管理統括庁)も参照

1. 実施体制

■ 概要

感染症危機は市民の生命・健康や市民生活・経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全庁的な危機管理として取り組む必要があり、国等と連携しながら、実効的な対策を実施することが重要である。

そのため平時には、関係局区の役割を整理し、有事に機能する組織・応援体制の構築、縮小可能業務の整理、研修・訓練等を行い、行動計画の見直しも行う。

有事には、市対策本部及び区対策本部を設置し、総合的・効果的な対策を強力に推進しつつ、流行収束まで長期にわたることも想定し、持続可能な体制となるよう状況の変化に応じ柔軟・機動的に見直しを図る。

なお、市対策本部設置前であっても、情報共有や対策検討が必要な場合は、横浜市新型インフルエンザ等警戒体制(横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議)で対応する。

○横浜市新型インフルエンザ等警戒体制(横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議)

副市長を責任者として設置し、平時には、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討するなど発生時に備えた準備を進める。また、発生疑い段階で対策本部設置までの間等には、警戒体制として情報共有や対策検討を行う。

○横浜市新型インフルエンザ等対策本部及び区対策本部

厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等の発生を公表し、政府対策本部や県対策本部が設置された場合、市長を本部長とする市対策本部及び区長を本部長とする各区対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の対応方針や対策等を決定・実施する。なお、緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部は特措法に基づく法定設置となる。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時(準備期)

【国】政府行動計画等の見直し、各主体の役割分担と対策の選択肢の整理、実践的な訓練の実施、JIHS 等関係機関と連携した人材育成等による体制整備、関係機関の連携強化、国際的な連携体制の整備・強化

【県】県行動計画等の作成・変更、実践的な訓練の実施、人材確保・育成、関係機関間の連携体制の構築

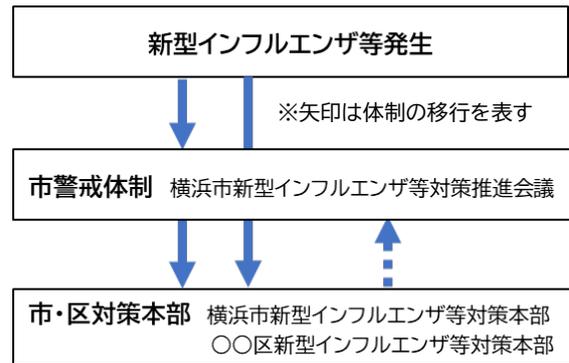
(2) 有事(初動期・対応期)

【国】政府対策本部の設置、関係省庁会議や関係閣僚会議の開催による対処方針の決定、有事体制への移行・体制強化、事態の迅速・的確な把握、状況の変化に応じた対策の柔軟・機動的な切替え

【県】県対策本部の設置、必要な人員体制の強化、感染症法に基づく措置に関する必要な総合調整、他都道府県への医療従事者の応援要請、市町村からの応援要求への対応

<体制の移行>

新型インフルエンザ等対策において、市及び区は、規模や被害等の状況に応じて、以下の応急活動体制を設置し、対策を実施する。



(1)警戒体制

名 称	横浜市新型インフルエンザ等警戒体制(横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議)	
責 任 者	副市長	
事 務 局	医療局及び総務局	
関 係 局 区	区(議長区)、脱炭素・GREEN×EXPO推進局、政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、国際局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局 ※本会議構成員は、横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱による	
確 立 基 準	1 鳥との接触歴がなく、持続的なヒト-ヒト感染の可能性が確認されるなど、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある事態を把握した場合 2 市対策本部が廃止され、引き続き、警戒活動のために必要と認められる場合	
廃 止 基 準	1 上位体制へ移行する場合 2 国等から再発懸念の状況が払しょくされた場合	

(2)対策本部体制(特措法に基づかない体制)

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局及び医療局	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設 置 基 準	1 WHO が新型インフルエンザの発生を宣言するなどし、厚生労働大臣が法に基づく発生の公表を行い、政府対策本部が設置された場合 2 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃 止 基 準	1 他の体制へ移行する場合 2 政府対策本部等が廃止された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

(3)対策本部体制(法定設置)(特措法に基づく体制)

名 称	横浜市新型インフルエンザ等対策本部	〇〇区新型インフルエンザ等対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局及び医療局	区本部長の指定する課等
組 織 構 成	全局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
根 拠 法 令	特措法、横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例	
設 置 基 準	特措法第 32 条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、同法第 34 条に基づき、直ちに設置する。	
廃 止 基 準	特措法第 32 条第5項による新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき、同法第 37 条において準用する同法第 25 条に基づき、遅滞なく廃止する。	

第3章 各対策項目の考え方及び取組(1. 実施体制)

< 新型インフルエンザ等対策事務分掌 > 関係局については、対策の中心となる部署を記載。

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 関連情報の報道、発表及び広報等並びにこれらの総合調整に関すること。 2 報道機関等関係機関との連絡調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。
総務局	1 市対策本部等の設置及び運営に関すること。 2 区本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 3 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 4 各局間・チームの総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く）。 5 区局の対応状況の把握及び記録に関すること。 6 本部会議、幹部会議及び連絡調整会議の開催並びに会議に関すること。 7 業務継続に関すること。 8 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置及び市民の社会活動の自粛要請に関すること。 9 職員の健康・感染予防に関すること。 10 職員応援の総合調整に関すること（区内・局内応援は除く）。 11 横浜市立大学との連絡調整に関すること。
財政局	1 地方債の発行等の財源確保等に関すること。 2 契約・調達等に係る連絡調整及び各区局の支援に関すること。
国際局	1 外国語の通訳・翻訳に係る調整に関すること。
市民局	1 区本部の支援及び連絡調整・情報収集とそれに伴う各局調整に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する広聴に関すること。
にぎわいスポーツ文化局	1 観光MICEの状況の把握に関すること。 2 影響を受けた事業者等への支援に関すること。
経済局	1 市内経済状況、市場、消費経済・雇用等の把握に関すること。 2 影響を受けた事業者等への支援等に関すること。 3 医薬品、食料品等の流通に関すること。 4 生活関連物資等の価格の安定等の措置に関すること。
こども青少年局	1 妊産婦、乳幼児、児童、障害児等に係る対策に関すること（他局の所管に属するものを除く）。
健康福祉局	1 高齢者、障害者等に係る対策に関すること（他局の所管に属するものを除く）。 2 遺体取扱に係る調整及び火葬・埋葬に関すること。 3 生活支援・セーフティネットに関すること。 4 医療（他の局の所管に属するものを除く）に関すること。
医療局	1 医療機関及び医療関係団体、関係機関等との連絡調整に関すること（他の局の所管に属するものを除く）。 2 新型インフルエンザ等に関する健康危機管理に関すること。 3 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報の収集に関すること。 4 療養者に対する支援に関すること。 5 市民からの新型インフルエンザ等感染症に関する相談等の対応に関すること。 6 検査に関すること。 7 保健所業務の総合調整に関すること。
医療局病院経営本部	1 市立病院における医療活動に関すること。
資源循環局	1 汚染物品等の収集・処理に関すること。
都市整備局	1 在日米軍との連絡調整に関すること。
港湾局	1 港湾施設等の感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 2 横浜検疫所との連携による水際対策に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関連した救急に関すること。
水道局	1 水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関すること。
交通局	1 地下鉄車両・駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策（運行調整を含む）の実施に関すること。
教育委員会事務局	1 市立学校における感染及び感染拡大防止対策（応急教育を含む）の実施及び教育の確保に関すること。
区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの新型インフルエンザ等感染症に関する相談等の対応に関すること。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。 5 区民への広報に関すること。
<p>上記の他、次に掲げる事項については必要に応じて全区局が協力して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○関連情報の収集・提供に関すること。 ○関連する広報・相談に関すること。 ○影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること。 ○所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること。 ○所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関すること。 ○関係機関・団体等との連絡調整、区局内の連絡調整に関すること。 ○新型インフルエンザ等の発生時における他の局区の応援に関すること。 ○関係省庁等通知の受理・発出に関すること。 	

■ 本市の対策行動

準備期

(1) 体制整備、市行動計画等の作成等

- ・「横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議」等を設置し、関係局等が連携して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討するなど、発生時に備えた準備を進める。【医療局、総務局、関係局区】
- ・市行動計画を作成し必要に応じて見直し・変更する。その際には、感染症に関する専門知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【医療局、総務局、関係局区】
- ・発生時に強化・拡充・維持すべき業務を実施・継続するため、業務継続計画を作成し、必要に応じて変更する。【総務局、各局区】
- ・発生時に全庁対応体制を構築できるよう、応受援手順を整理・確認し、広く研修・訓練等を実施するとともに、感染症対策部門と危機管理部門の連携強化や役割分担を調整する。【医療局、総務局、各局区】
- ・本市や県、医療機関は対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の人材育成を行う。特に本市は、国等主催の研修等を積極的に活用し、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生研究所等の人材確保・育成に努める。【医療局、総務局】

(2) 関係機関等との連携

- ・国等と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認・訓練等を実施する。【医療局、総務局】
- ・平時から市内業界団体等の関係機関との情報交換や連携を図る。【医療局、各局区】
- ・県対策協議会等を活用し、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議するとともに、県や県内保健所設置市、医療機関等との連携強化に努める。【医療局】

初動期

(1) 市対策本部・各区対策本部の設置

- ・政府対策本部や県対策本部が設置された場合、直ちに市対策本部及び各区対策本部を設置し、情報の集約、共有、分析等を行うとともに、市行動計画及び国が示す基本的対処方針等に基づき、対応方針を決定し、全庁一丸となって対策を推進する。なお、新型インフルエンザ等の発生が疑われ全庁的対応が必要な場合、対策本部が設置される前であっても、横浜市新型インフルエンザ等警戒体制(横浜市新型インフルエンザ等対策推進会議)で情報共有や対策の検討等を行う。【総務局、医療局、各局区】
- ・保健所等の業務状況・体制を常に確認・把握し、業務がひっ迫する前に必要な応援体制の構築が可能となるよう、全庁的な準備を進める。【総務局、市民局、医療局、各局区】

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保、適切な執行

- ・国の財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策経費について地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。また、予算及び事務の執行にあたっては手順及び法令を確認しながら、市会報告等必要な手続きを確実に実行。【財政局、総務局、各局区】

対応期

(1)基本となる実施体制

対策本部設置後も、感染拡大状況や市民生活・経済状況等に応じ適切な体制となるよう見直ししながら、速やかに以下の対応を行う。

- ・ 初動期に引き続き、保健所等の業務状況・体制を常に確認・把握し、業務がひっ迫する前に必要な体制強化がはかれるよう、全庁的な応援体制の構築・強化に取り組む。【総務局、市民局、医療局、各局区】
- ・ 対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対応を行う。【総務局、各局区】
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、県に対し特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2)の事務の代行要請を行う。【医療局】
- ・ 国の財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。また、予算及び事務の執行にあたっては、手順及び法令等を確認しながら、市会報告等必要な手続を確実にを行う。【財政局、総務局、各局区】

(2)緊急事態宣言発出時の体制 ※「第3章6.まん延防止」も参照

- ・ 県を区域として特措法に基づく緊急事態宣言がなされた場合、市対策本部は特措法第34条第1項に基づく対策本部(法定設置)となる。また、緊急事態措置を的確・迅速に実施するため、必要があるときは、市域内における緊急事態措置に関する総合調整を行う。【総務局】

(3)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

- ・ 政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部及び区対策本部を廃止する。【総務局、医療局、各区】

2. 情報収集・分析

■ 概要

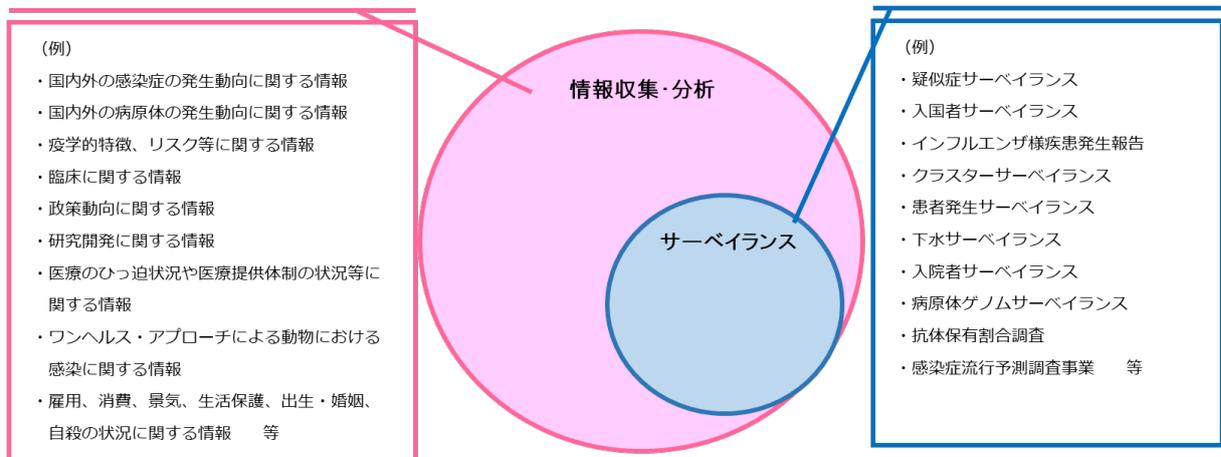
感染症や医療の状況等の情報収集・分析とそれに基づくリスク評価は、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた政策上の意思決定や実務上の判断のために重要である。

そのため平時には、効率的な情報収集・分析体制を整備し、定期的な情報収集・分析を行う。また、有事に備えて収集する情報を整理するとともに把握手段を確保する。

有事には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析とリスク評価を行うとともに、市民生活・経済に関する情報等を収集し、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断に活用する。

<情報収集・分析とサーベイランスの関係性>

※サーベイランスは、「第3章3. サーベイランス」で記載



※情報収集・分析に関するガイドライン(令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁)より抜粋

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】感染症インテリジェンス体制の整備、国内外の関係機関・専門家とのネットワークの形成・維持・向上、発生状況・リスクに関する情報収集・分析・リスク評価、情報収集等に係る専門人材の育成・確保及び訓練の実施、迅速な情報収集・分析に向けたDXの推進

【県】情報収集・分析・リスク評価体制の整備、国等と連携した訓練による情報収集・分析体制の確認、情報収集等に係る感染症専門人材の育成・確保

(2) 有事

【国】当該感染症のリスク評価体制の確立・強化、情報収集・分析に基づくリスク評価及び国民生活・経済に関する情報の収集、感染症対策の判断・実施

【県】リスク評価等を踏まえた医療提供体制等の有事体制への移行、感染症対策の迅速な判断・実施及び柔軟かつ機動的な対策の切替え

■ 本市の対策行動

準備期

(1)実施体制

- ・ 衛生研究所を中心に、国やJIHS等からの情報を含めた感染症情報を収集・分析するとともに、医療の状況等も踏まえたリスク評価ができるよう、手法や体制など検討する。また、有事の際に情報が迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携を強化する。【医療局】
- ・ 有事に備え、衛生研究所を中心に積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集体制を整備する。【医療局】
- ・ 市民生活・経済や社会的影響等に関する情報収集・分析に備え、収集すべき情報の整理など、平時から準備を進める。【関係局】

(2)平時に行う情報収集・分析

- ・ 情報収集・分析の結果をもとに、必要な対策について検討を行う。【医療局】

(3)人材育成・体制の確保

- ・ 情報収集・分析を円滑に行うため、国主催の訓練・研修に参加し、感染症専門人材の育成や確保を行うとともに、有事に向けた訓練・研修の実施に努める。また、情報収集・分析に係る必要な人員規模等を確認して、体制について調整等を行う。【医療局】

初動期

(1)実施体制

- ・ 国やJIHS等と連携し、衛生研究所が中心となり、速やかに情報収集・分析及びリスク評価ができるよう、体制を整える。【医療局】

(2)情報収集・分析に基づくリスク評価等

- ・ 国やJIHS等と連携し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行い、リスク評価を実施する。【医療局】
- ・ リスク評価等を踏まえ、検査体制や保健所等の各体制を迅速に有事体制へ移行し、必要な準備・調整のうえ対策を実施する。【医療局、各区】
- ・ 市民生活・経済や社会的影響等に関する情報収集を開始する。【関係局】

(3)情報収集・分析から得られた情報の共有

- ・ 国等からの情報や対策、本市が収集・分析した情報等を市民等に迅速かつ分かりやすく提供する。また、情報公表時には、個人情報やプライバシーの保護等に十分留意する。【医療局、関係局、各区】

対応期

(1)実施体制

- ・ 情報収集・分析及びリスク評価の体制を強化する。また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析方法や実施体制を柔軟に見直す。【医療局】

(2)情報収集・分析に基づくリスク評価等

- ・ 市内発生状況等について情報収集・分析し、国等の情報や対策、感染症危機の経過や状況の変化等を踏まえてリスク評価を行うとともに、市民生活・経済に関する情報や社会的影響等を収集・分析する。これにより、感染症対策の見直しや、各種対策の判断につなげる。【医療局、関係局】

(3)情報収集・分析から得られた情報の共有

- ・ 国等の情報や対策、市が収集・分析した情報等を市民等に迅速に分かりやすく提供する。また、情報公表時には、個人情報やプライバシーの保護等に十分留意する。【医療局、関係局、各区】

3. サーベイランス

■ 概要

感染症危機管理上の判断に資するよう、感染症の発生を探知する疑似症サーベイランスや入国者サーベイランス、国内の感染症の発生動向を把握するための患者発生サーベイランス、病原体の動向を把握するための病原体ゲノムサーベイランスを始めとした複数の感染症サーベイランスを実施し、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため平時には、感染症サーベイランス体制の構築やシステムの活用・推進を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。

有事には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】関係機関との連携を含む実施体制の構築、DXの推進、平時の感染症サーベイランスの実施

【県】実施体制の整備、平時の感染症サーベイランスの実施、人材育成・確保

(2) 有事

【国】有事の感染症サーベイランスの実施、リスク評価に基づく体制の強化

【県】有事の感染症サーベイランスの実施、流行状況や地域の感染動向等に応じたサーベイランスの実施

■ 本市の対策行動

準備期

(1)実施体制

- ・ 平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、衛生研究所は国が整備する情報基盤を活用し、病原体の検出状況等の報告を行う体制を整備する。【医療局】
- ・ 国の方針やリスク評価等に基づき、有事の感染症サーベイランス体制に速やかに移行できるよう準備する。【医療局】
- ・ 有事には大幅な業務量の増加が想定されるため、体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備する。【医療局】
- ・ 国・JIHS 等からサーベイランスに係る技術的な指導・支援を受けるとともに、訓練等を通じて有事のサーベイランス体制を整備する。【医療局】

(2)平時に行う感染症サーベイランス

- ・ 季節性インフルエンザや新型コロナ(COVID-19)等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関の患者発生動向や入院患者の発生動向等から市内の流行状況を把握する。また、インフルエンザウイルスの型・亜型、特徴や性状を把握するとともに、発生状況を国等と共有する。【医療局、関係局、各区】
- ・ 国等から提供される家きんや豚、野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況や新型インフルエンザ等の発生状況等の情報、また医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について情報提供があった場合には、関係者間で速やかに共有を行う。【医療局、医療局病院経営本部、みどり環境局、総務局、各区】
- ・ 国・JIHS 等と連携し、発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスで早期探知した場合の運用について習熟する。【医療局】

(3)人材育成

- ・ 感染症サーベイランスに関係する人材の育成・確保のため、国が主催する研修等に保健所・衛生研究所等の職員を積極的に派遣する。【医療局】

(4)DXの推進

- ・ 国の感染症サーベイランスシステムを使用した電磁的方法による発生届出等が必要になったことを踏まえ、平時から医療機関等に対して電磁的方法による届出等について周知するとともに、医師等が感染症サーベイランスシステムで円滑に報告ができるよう必要に応じて促す。【医療局、各区】

(5)情報の共有・分析結果の公表

- ・ 国から共有された感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像の情報等のサーベイランスの分析結果や地域のサーベイランスの分析結果に基づく正確な情報を市民等に分かりやすく提供する。また、情報公表時には、個人情報やプライバシーの保護等に十分留意する。【医療局、各区】

初動期

(1)実施体制

- ・ 国等の方針も踏まえたリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制の移行について判断・実施し、必要に応じて強化する。【医療局】

(2)有事の感染症サーベイランスの開始

- ・ 平時からの感染症サーベイランスを継続しつつ、国の疑似症の症例定義に基づき当該感染症の疑似症サーベイランスを開始する。また、国の方針に基づき、患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等を強化し、発生動向等を迅速かつ的確に把握する。【医療局、各区】
- ・ 国の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状等の知見を得るため、入院者数や重症者数の収集(入院サーベイランス)及びウイルスゲノム情報の収集(病原体ゲノムサーベイランス)等を開始する。【医療局、各区】
- ・ 感染したおそれのある者から採取した検体を衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、JIHS へ報告する。【医療局】

(3)情報の共有・分析結果の公表

- ・ 市内の感染症発生状況等を迅速に把握し、国が公表したサーベイランスの分析結果及び市のサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報を市民等へ迅速に提供する。また、情報公表時には、個人情報やプライバシーの保護等に十分留意する。【医療局、各区】

対応期

(1)実施体制

- ・ 国等の方針も踏まえたリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備するとともに、発生状況に応じて見直し等を検討する。【医療局】

(2)有事の感染症サーベイランスの実施

- ・ 原則平時からの感染症サーベイランスを継続するとともに、引き続き有事の感染症サーベイランスを実施する。なお、全数把握から定点把握への移行など国の方針が示された場合、これに基づき対応を切り替える。【医療局、各区】
- ・ 必要に応じ、県等と連携し、地域の感染動向等に応じた独自のサーベイランスを実施する。【医療局】

(3)情報の共有・分析結果の公表

- ・ 引き続き、市内の感染症発生状況等を迅速に把握するとともに、国や地域のサーベイランス分析結果に基づく正確な情報を市民等へ迅速に提供する。また、情報公表時には、個人情報やプライバシーの保護等に十分留意する。【医療局、各区】

4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

■ 概要

感染症危機発生時は、情報の錯綜や不安と共に偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等(偽・誤情報)が流布されたりするおそれがある。

こうした中で対策を効果的に行うためには、科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、行政と市民等との双方向のコミュニケーションを通じてリスク情報とその見方の共有を図り、市民等が適切に判断・行動できるようにする「リスクコミュニケーション」の取組が重要である。

そのため平時には、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、情報提供・共有方法を整理しておく。また、情報提供にあたっては、可能な限り分かりやすい表現を用いる。

有事には、その時点で把握している科学的根拠等に基づいて、市民等が適切に判断・行動ができるよう、分かりやすく正確な情報提供を行い、リスクの共有等を図るとともに、偽・誤情報への対応を行う。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】感染症等に関する情報提供・共有、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発、情報提供・共有方法の整理、リスクコミュニケーション体制の整備

【県】感染症等に関する情報提供・共有、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発、情報提供・共有方法の整理、リスクコミュニケーションの取組推進

(2) 有事

【国】迅速かつ一体的な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応、科学的根拠等に基づく分かりやすい情報提供

【県】迅速かつ一体的な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応、科学的根拠等に基づく分かりやすい情報提供

■ 本市の対策行動

準備期

(1) 発生前における市民等への情報提供・共有

本市による情報提供・共有が、市民等にとって有用な情報源となり、その認知度・信頼度が一層向上するよう取り組む。

① 感染症に関する情報提供・共有

- ・ 国や JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等を含む感染症情報や発生時にとるべき行動等について、様々な媒体で、高齢者、障害者、子ども、日本語能力が十分でない外国人等の対象者に合わせて、継続的に分かりやすく情報提供・共有する。その際、個人の感染対策が社会全体の感染拡大を防ぐために重要であることを啓発する。【医療局、関係局、各区】
- ・ 保育施設や学校、高齢者施設等での集団感染を防ぐため、福祉、教育、保健部門等が相互に連携して、丁寧に情報提供・共有を行う。【医療局、健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会事務局、関係局、各区】

② 偏見・差別等に関する啓発

- ・ 感染症は誰でも感染する可能性があること、感染者や医療従事者及びその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴い得ること、また、偏見・差別等により患者が受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。【医療局、市民局、関係局、各区】

③ 偽・誤情報に関する啓発

- ・ 偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅される等の問題が生じ得ることから、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上がはかられるように、各種媒体を活用して偽・誤情報に関する啓発を行う。【医療局、関係局、各区】
- ・ 科学的根拠が不確かな偽・誤情報に対しては、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供するなど、市民等が正しい情報を円滑に得られるようにする。【医療局、関係局、各区】

(2) 発生時に備えた情報提供・共有体制の整備等

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、情報提供・共有の方法等を整理する。【医療局、各局区】
- ・ 感染症の発生状況等に関する国の公表基準等について確認し、有事の公表に備える。【医療局】
- ・ 平時から患者等の人権を尊重し、誤った情報や不適当な報道がなされないよう、報道対応部門を通じて、日頃から報道機関との信頼関係の確立に努める。【医療局、政策経営局】

② 双方向のコミュニケーション

- ・ 発生時に、国の要請を踏まえ設置するコールセンターについて、必要な準備を行う。【医療局】
- ・ 市民等に分かりやすい情報提供・共有ができるよう、市民の感染症への理解や意識の把握に努めるなどリスクコミュニケーションの取組を進める。【医療局、各区】

初動期

国や JIHS 等から提供される科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等の全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

(1)迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 対象者に合わせて、利用可能なあらゆる媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人の感染対策が社会全体の感染拡大を防ぐために重要であることを含めて啓発するとともに、冷静な対応を促す。【医療局、関係局、各区】
- ・ 準備期に整理された情報提供・共有の方法等を踏まえ、業界団体等を通じて情報提供・共有を行う。【医療局、各局区】
- ・ 国の公表基準等に従い、発生状況等について、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、情報提供・共有を行う。【医療局、各区】

(2)双方向のコミュニケーションの実施

- ・ 国の要請を踏まえ、新型インフルエンザ等に関するコールセンターを設置する。【医療局】
- ・ 市民等に分かりやすい情報提供・共有ができるよう、SNS や寄せられた意見等をもとに情報の受取手の反応や関心を把握するなど、リスクコミュニケーションの取組を行う。【医療局、市民局、政策経営局、各区】

(3)偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・ 引き続き偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発を実施する。【医療局、市民局、関係局、各区】

対応期

国や JIHS 等から提供される科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や感染対策等について、市民等に情報提供を行う。この際、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見を考慮して判断がなされたのかなど)、及び実施主体を明確にする。

(1)基本的方針

- ・ 引き続き、対象者に合わせ、あらゆる媒体を活用した迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を継続する。また、SNS を活用した積極的な広報やアクセシビリティの高いウェブサイトの構築、データの可視化など、市民等の分かりやすさを意識した情報提供を行う。【医療局、政策経営局、市民局、関係局、各区】

(2)時期に応じた方針の決定・見直し

①封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 不要不急の外出自粛などを含め、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、限られた知見しかない場合はその旨を含めて、政策判断の根拠を説明する。【医療局、総務局、各局区】
- ・ 市民の不安から偏見や差別が助長される可能性があるため、改めて、偏見や差別は許されず、感染症対策の妨げにもなること、そして個人や事業者の感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であることを説明する。【医療局、市民局、各局区】

②病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 感染拡大防止措置等を見直す際には、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等を踏まえ、変更点や理由を分かりやすく説明する。【医療局、総務局、各局区】
- ・ こどもや高齢者等が重症化しやすいなど、年齢層に応じて措置等が異なる場合、当該層に対し、可能な限り科学的根拠に基づいた重点的なリスクコミュニケーションを行い、対策の理解・協力を得る。【医療局、関係局、各区】

③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 個人の判断に委ねる感染症対策への移行に不安を感じる市民等がいることを念頭に、移行に伴う留意点(医療提供体制や感染対策の見直し等)についてリスクコミュニケーションを行い、理解・協力を得る。【医療局、総務局、各局区】

5. 水際対策

■ 概要

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、その特性や海外の感染拡大状況等を踏まえ、水際対策を講じて国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の整備等の準備時間を確保することが必要である。

そのため平時には、国が主体となって水際対策の体制整備や研修・訓練、物資の確保等を行う。なお、本市においては、横浜港や近隣の羽田空港からの感染症侵入の可能性が高いため、検疫所など関係機関との十分な連携を図る。

有事には、国が主体となり、検疫措置の強化や入国制限、入国者に対する検査・隔離・停留、宿泊施設での待機要請・健康監視などの水際対策を実施し、本市も国等と連携して必要な対応を行う。

【参考】国際クルーズ船内での新型コロナ(COVID-19)への対応(2020(令和2)年)

船内で患者が発生した場合、船内での感染拡大による多数の患者発生が予想される。新型コロナ(COVID-19)対応では、着岸までは国が受入可否の検討や検疫法による検疫措置、船内患者への医療支援を行い、横浜港に着岸後は、本市も国や県と連携して対応した。

<本市各局(当時)の主な対応>

- ・総務局:現地へのリエゾン派遣、警戒本部の運営、警戒対策会議の開催
- ・健康福祉局:入院調整、陽性者対応、下船者(陰性)の健康フォローアップ、
国との情報連絡、県DMAT(災害派遣医療チーム)へ職員派遣、保健師の現地派遣
- ・医療局:県対策本部へ職員派遣
- ・環境創造局:船内の排水の受入、処理
- ・資源循環局:船内の廃棄物受入、処理、感染者が使用したトイレの汲み取り
- ・港湾局:現地対応(マスコミ対応、自衛隊の支援)、港湾の安全管理、入港調整、下船調整
- ・消防局:現地へのリエゾン派遣、陽性者等の救急搬送・移送
- ・交通局:下船者の輸送対応

出典:横浜市新型コロナウイルス対策本部対応記録(令和6年11月)

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】水際対策の実施体制の整備、研修・訓練の実施、対策物資の備蓄・施設確保・システム整備、海外における感染症情報の収集・提供体制の整備

【県】訓練等を通じた検疫所との連携体制の構築

(2) 有事

【国】海外における水際対策に関する情報収集、対策の有効性や国民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案した水際対策の決定・実施、必要性の低下した対策の縮小・中止等を含む新たな情報や状況を踏まえた適切な水際対策への切替え

【県】検疫所との連携強化等

■ 本市の対策行動

準備期

(1) 検疫所等との連携

- ・ 横浜検疫所等の訓練への参加や情報共有など、国等との連携を強化する。また、検疫所が検疫法の規定に基づく隔離、停留や施設待機のために締結する医療機関、宿泊施設や搬送機関との協定について状況を確認し、必要に応じ、対策に協力する。【医療局、港湾局、消防局、関係局区】
- ・ 横浜港保健衛生管理運営協議会(横浜港感染症対策担当会議)等に参加し、横浜港における新型インフルエンザ等対策について検討する。【医療局、港湾局、消防局、関係局】
- ・ 検疫法等に基づき横浜検疫所が行う港湾施設からの感染及び感染の拡大防止等の対応に協力する。【医療局、港湾局、消防局、関係局区】

初動期

(1) 検疫所等との連携

- ・ 検疫法等に基づき横浜検疫所が行う港湾施設からの感染及び感染の拡大防止等の対応に協力する。【医療局、港湾局、消防局、関係局区】
- ・ 船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- ・ 港湾管理者として、関係機関を本船まで案内するなど検疫所、入国管理局と連携し必要な措置を講じる。【港湾局】
- ・ 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、検疫所など関係機関との役割分担や検疫所の対応を確認するとともに、連携を強化する。【医療局、港湾局、消防局、関係局】
- ・ 症状を有する入国者に対する検疫所の具体的な対応について、情報収集する。また、検疫所から通知があった場合、国等と連携して居宅待機者等の健康監視を行い、発症時には医療機関への受診につなげるなど保健所が対応する。【医療局、各区】

対応期

(1) 検疫所等との連携

- ・ 引き続き、検疫法等に基づき横浜検疫所が行う港湾施設からの感染及び感染の拡大防止等の対応に協力するなど、各種水際対策において検疫所との連携を継続する。【医療局、港湾局、消防局、関係局区】
- ・ 引き続き、船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- ・ 引き続き、港湾管理者として、関係機関を本船まで案内するなど検疫所、入国管理局と連携し必要な措置を講じる。【港湾局】
- ・ 引き続き、症状を有する入国者や患者である入国者に対する検疫所の具体的な対応について、情報収集する。また、検疫所から通知があった場合、国と連携して居宅待機者等の健康監視を行い、発症時には医療機関への受診につなげるなど保健所が対応する。なお、健康監視対象者が増加し、国による健康監視の一元化が実施された場合でも、発症者への対応を行う。【医療局、各区】

6.まん延防止

■ 概要

適切な医療の提供等とあわせて、必要なまん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療ひっ迫を回避する。特に有効な治療薬やワクチンがない場合は、感染者をできる限り少なくするため、まん延防止対策は重要である。

まん延防止対策として、個人での感染対策の推進をはじめ、感染症法に基づく患者や濃厚接触者に対する措置等を講じてはなお、医療がひっ迫する水準の感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づいて、県知事がまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる。

そのため、平時には基本的な感染対策を普及し、有事の対応について市民等の理解促進を図る。

有事には、感染症法に基づいた患者や濃厚接触者へのまん延防止対策や緊急事態措置を始めとする対策の効果や影響を総合的に勘案し、対策を柔軟かつ機動的に切り替えることで、市民生活・経済への影響を軽減する。

なお、まん延防止対策は、市民の自由と権利を制限する可能性があるため、必要最小限とし、対策の拡大・縮小や中止等の見直しを機動的に行う必要がある。

<まん延防止等重点措置/緊急事態措置の概要>

	まん延防止等重点措置 (特措法第31条の6)	緊急事態措置 (特措法第32条)
実施主体	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が期間・区域(市町村単位等)を定め実施	国が期間・区域を公示し、都道府県知事が実施
実施の タイミング	緊急事態宣言の前段階または解除後で未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階	国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
対象地域	都道府県知事が指定する市町村単位や一部区域	都道府県単位
期間	6か月(延長する際の期限なし)	2年以内(1年以内で延長可)
主な 要請内容	・事業者への時短要請、命令	・住民への外出自粛要請 ・事業者への休業・時短要請、命令 ・催物の開催制限

■ 国や県の主な動き

(1)平時

【国】対策実施時に考慮する指標やデータの検討、まん延防止対策強化に向けた国民等の理解促進

【県】想定される対策の内容や意義に関する周知広報・県民の理解促進、基本的感染対策の普及

(2)有事

【国】まん延防止等重点措置・緊急事態措置の検討、公示

【県】県民生活・社会経済活動への影響を踏まえた適切なまん延防止対策の実施、まん延防止等重点措置・緊急事態措置による県民・事業者への要請等

■ 本市の対策行動

準備期

(1)発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及や、有事の対応について、市民の理解促進を図る。【医療局、関係局、各区】
- ・ 公共交通機関においては適切な運送を図る観点から、有事には当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国の通知等を確認し、必要に応じて想定に基づいた対応を検討する。【交通局、関係局】

初動期

(1)市内でのまん延防止対策の準備

- ・ 市内患者の発生に備え、感染症法に基づく患者対応(入院勧告・措置等)や、濃厚接触者への対応の確認を行う。【医療局】
- ・ 検疫所から感染疑いの帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国等と連携し、まん延防止対策に活用する。【医療局】

対応期

まん延防止対策の主な内容や時期に応じた実施の考え方は次のとおりである。

なお、県によるまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、各種のまん延防止対策により、市民生活・経済に少なからず影響が与えられることから、市民等に理解・協力を求めるなど必要な対応を行う。また、まん延防止等重点措置は、県が市町村単位または一部区域を指定して実施することから、市は県と緊密な連携・情報共有を行う。【総務局、医療局】

(1)まん延防止対策の内容

①患者や濃厚接触者への対応

- ・ 国や県、保健所設置市と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)等の措置を行う。【医療局、各区】
- ・ 病原体の性状等についての最新の知見等により、積極的疫学調査等による感染源の推定や濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も上記と組み合わせて実施する。【医療局】

②患者や濃厚接触者以外への対応

- ・ 市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、人との接触を避ける取組(時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用等)を勧奨する。【医療局、各局区】

③施設等の使用制限

- ・ 緊急事態措置が行われた場合、措置内容を踏まえ、市立学校や市施設等の多数の者が利用する施設について、使用制限(人数制限や無観客開催)や停止等の対応を行う。また、使用制限に伴う市施設等の運用の整理・対応を行う。【政策経営局、教育委員会事務局、関係局区】

④施設等における感染対策の強化

- ・ 国の要請を受け、病院や高齢者施設、障害者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化やその要請を行う。【医療局、医療局病院経営本部、健康福祉局、こども青少年局】

⑤学級閉鎖・休校等

- ・ 国等からの情報を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策に資する情報の提供・共有を行うとともに、対策を実施する。なお、学校において、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。また、保育施設等の運営・運用の基準等を検討・整理するなど、適切に対応する。【教育委員会事務局、こども青少年局】

⑥公共交通機関の対応

- ・ 利用者へのマスク着用の呼び掛けなど、適切な感染対策を講じる。【交通局、関係局】
- ・ 国等の要請を踏まえ、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて運行方法の変更等を行う。【交通局】

(2)時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

①封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 医療資源の限界や効果的な治療法が確立されていないこと、市民の免疫獲得が不十分なことなどを踏まえて対応する。具体的には医療のひっ迫を回避し、市民の生命・健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応、人との接触機会を減らすなどの強度の高いまん延防止対策を講ずる。【医療局、総務局、関係局、各区】

②病原体の性状等に応じて対応する時期

i)病原性及び感染性がいずれも高い場合

- ・ り患した場合の重症化リスクが非常に高く、感染者数が増大するため、医療ひっ迫につながる可能性がある。多数の市民の生命・健康に影響を与えるおそれがあるため、「封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、強度の高いまん延防止対策を講ずる。【医療局、総務局、関係局、各区】

ii)病原性が高く、感染性が低い場合

- ・ り患した場合の重症化リスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかな場合、患者や濃厚接触者への対応を徹底し、感染拡大防止を図る。【医療局、総務局、関係局、各区】

iii)病原性が低くなく、感染性が高い場合

- ・ り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養の体制を確保するとともに、医療機関の役割分担の見直しを行うことで対応する。【医療局、総務局、関係局、各区】

iv)こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

- ・ こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすいなど、特定のグループへのリスクが高い場合は、その対象に対する重点的な感染症対策の実施を検討する。【医療局、健康福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局】
- ・ 例えば、こどもの生命・健康を保護するため、学校や保育所等での対策がこどもに与える影響に留意しつつ、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講じる。また、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の実施・要請を行う。それでもなお、こどもの感染・重症化リスクが高い状態にある場合、学校施設等の使用制限等を実施・要請することで学校等での感染拡大を防止すること

も検討する。【医療局、こども青少年局、教育委員会事務局】

③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ ワクチンや治療薬の普及により、感染拡大のリスクが低下した場合、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、基本的な感染症対策への移行について、国等の検討状況を確認する。【医療局、総務局】
- ・ 病原体の変異等により病原性や感染性が高まる場合には再度対策を強化する。【医療局、総務局、関係局、各区】

④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、最終的に国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。【医療局、総務局】
- ・ これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。【医療局、総務局、関係局、各区】

7. ワクチン

■ 概要

ワクチン接種を行うことで、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、市民の健康を守るとともに、患者数を減少させ、医療提供体制の維持を図り、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限に留めることにつながる。

そのため平時には、国や医療機関等の関係機関と協力し、ワクチン接種の体制整備等の準備をする。また、国において、平時からワクチンの研究開発を推進する。

有事には、あらかじめ計画した体制に基づき接種を実施する。

<接種体制等>

●接種体制

・特定接種

新型インフルエンザ等が発生した場合、医療提供や国民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者で国に登録したもの(登録事業者)や、対策の実施に携わる公務員※に対して必要に応じ行う予防接種。基本的に住民接種に先立ち行う。接種対象、総数、順位は、国が基本的対処方針で定める。

国が実施:登録事業者の従業員、国家公務員 都道府県・市町村が実施:地方公務員

※特定接種の対象となり得る業種・職務についての考え方は「予防接種(ワクチン)に関するガイドライン(内閣感染症危機管理監決裁)」のとおり

・住民接種

新型インフルエンザ等が国民の生命や健康に著しく重大な被害を与え、国民生活や経済の安定が損なわれないようにするため、国民に対して行う予防接種。接種対象、期間、順位については、国が基本的対処方針で定める。

●ワクチン

・ワクチンの特性

パンデミックが発生した際には、国の責任の下、地方公共団体や医療機関等の関係機関、そして国民の協力を得て、可能な限り速やかにワクチンの接種を行う。ワクチンの接種には、発症や重症化の予防効果などがある一方、副反応による健康被害のリスクが存在する。

このため、ワクチン接種の実施にあたっては、予防接種の有効性と副反応による健康被害のリスクを、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠に基づいて評価する必要がある。

国は、新型インフルエンザ等対策の実施に際し、予防接種の必要性やリスクについて国民に十分説明し、理解を得るよう努める。また、医学的理由などで未接種者がいることについて配慮が必要であることに留意する。

・パンデミックワクチン

新型インフルエンザ等の発生後にその病原体をもとに製造されるワクチン。

・プレパンデミックワクチン(新型インフルエンザのみに適用される)

新型インフルエンザが発生する前に、鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、パンデミックを引き起こす可能性のあるインフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン。プレパンデミックワクチンの有効性は、新型インフルエンザ流行前には評価できない。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づく重点感染症を対象としたワクチンの研究開発の推進・研究基盤の強化、大学等研究機関や製薬関連企業における研究開発の推進・支援、予防接種事務等のDXの推進、接種体制の構築

【県】国からの要請を踏まえたワクチン流通体制の整備、医療従事者等と連携した接種体制の構築に向けた訓練の実施

(2) 有事

【国】速やかなワクチン開発・製造・確保、円滑なワクチン接種の実施、ワクチンに関する科学的根拠に基づく正しい情報の提供による国民の理解促進

【県】円滑なワクチン流通体制の構築、接種に携わる医療従事者の確保の検討、ワクチンへの理解を深めるための啓発



新型コロナウイルスワクチン集団接種会場

■ 本市の対策行動

詳細について「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」(内閣感染症危機管理統括庁)も参照

準備期

(1) ワクチンの流通体制等の確認

- ・ ワクチンの流通体制や供給方法等について、適宜、国等から情報収集する。【医療局】

(2) 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

- ・ 特定接種に関し、国が登録事業者の登録及びその周知を行うにあたり、必要な協力を行う。【医療局、関係局】

(3) 接種体制の構築

- ・ 平時から、医師会等の医療関係団体等と連携して、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた有事の接種体制の構築に備えたシミュレーションを行っておく。【関係局】

① 特定接種

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員への特定接種について、集団接種を原則とした体制の構築を図る。【関係局】

② 住民接種

- ・ 市民に速やかにワクチン接種ができるよう、医師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等の実施方法を検討し、体制の構築を図る。その際、高齢者や障害者等の要配慮者、小児に対しても円滑に接種を実施できるよう検討を行う。【医療局、関係局】
- ・ 円滑な接種の実施のため、国が準備期に整備するシステムを活用して、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。【医療局】

(4) ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用

- ・ 国等が行う研究開発に係る人材育成や人材活用に関し、必要に応じ連携・協力を行う。【医療局】

初動期

(1) 接種体制

① 国からの早期の情報収集

- ・ ワクチンの供給量、接種の実施方法、予算措置などの国からの情報を把握し、必要な対応を行う。【医療局】
- ・ 国等による大規模接種会場の設置や職域接種等の検討状況について、情報収集する。【医療局】

② 接種体制の構築

- ・ 国の方針を踏まえ、接種会場や医療従事者の確保、全庁横断的な人員や施設の確保など、接種体制を構築する。【関係局】

対応期

(1) ワクチンの流通体制等の把握

- ・ 初動期に引き続き、ワクチンの流通体制や納入量について情報を把握する。【医療局】

(2) 接種体制

- ・ 国の方針を踏まえ、接種を行う。また、初回接種時や、流行株が変異し、国が追加接種を決定した場合など、円滑に接種が進められるよう国や医療機関等と連携しながら、全庁横断的に継続的な接種体制の構築に努める。【関係局】

① 特定接種

- ・ 国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に従事する本市職員に対し、本人の同意を得て集団接種を基本とした特定接種を行う。【関係局】

② 住民接種

i) 接種の準備

- ・ 国における住民への接種順位の決定を踏まえ、医療機関等と連携し、接種体制の準備を行う。【医療局】

ii) 接種に関する情報提供・共有

- ・ 予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国に対して接種に関する情報を提供・共有する。【医療局】

iii) 接種体制の拡充

- ・ 必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設や、深夜対応など生活スタイルに合わせた会場の設置等を検討する。また、高齢者施設の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【医療局、健康福祉局、関係局】

iv) 接種記録の管理

- ・ 誤接種防止と接種を受けた人が接種記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理する。【医療局】

v) 健康被害に対する速やかな救済

- ・ 予防接種の実施により健康被害が生じたとき国が認定した者について、速やかに救済を受けられるように、救済制度の周知を徹底するとともに、申請を受け付ける。【医療局】

(3) 情報提供・共有

- ・ 予防接種の意義や制度の仕組みなど、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、接種対象者、接種頻度、使用ワクチンの種類、有効性や安全性、副反応、健康被害救済制度などの情報を市民へ周知する。【医療局、各区】

8. 医療

■ 概要

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るために不可欠である。

そのため平時には、医療機関との協定(医療措置協定)の締結、医療機関等との情報共有や対策協議、研修や訓練等を通じた対応の確認や連携強化など、有事に適切に医療が提供できるよう、医療提供体制の強化・充実に努める。

有事には、通常医療との両立を図りつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命・健康を守る。

●相談センター

新型インフルエンザ等の発生を把握した段階で、国の指示に基づき市が整備する。発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる医療機関等の案内を行う。

●感染症指定医療機関

新興感染症等の患者や疑い患者の対応を行う医療機関で、発生等の公表前に中心的に対応し、公表後も地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。横浜市立市民病院(以下「市民病院」という。)が指定されている。

●協定締結医療機関

病床や発熱外来等の医療提供体制の確保及び自宅療養者等の対応を確実にするため、医療措置協定を締結した医療機関。新興感染症の発生・まん延時、県との協定に基づく要請を受け体制を整備する。

・病床確保を行う協定締結医療機関(第一種協定指定医療機関)

有事に病床を確保し、入院医療を提供する。

流行初期(発生等の公表から約3か月を想定)には、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関(以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。)が対応し、その後、順次その他の協定締結医療機関も対応する。

・発熱外来を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)

全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室(簡易テント等で診療する場合を含む)を設け、発熱患者の診療を行う。

流行初期には、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後、順次その他の協定締結医療機関も対応する。

・自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関(第二種協定指定医療機関)

病院、診療所、薬局、訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設等の療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。

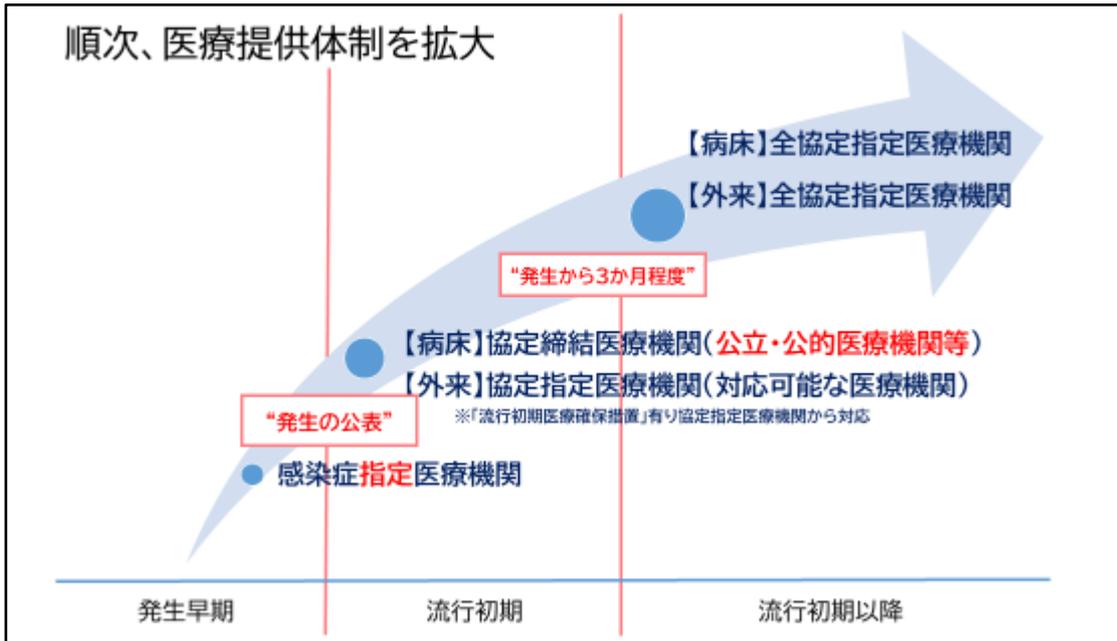
・後方支援を行う協定締結医療機関

新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

・医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。

<基本的な医療提供体制>



■ 国や県等の主な動き

(1) 平時

- 【国】予防計画・医療計画に基づく体制整備、医療機関等情報支援システム(G-MIS)の改善等 DX の推進、研修・訓練等による医療人材・専門人材の育成
- 【県】予防計画等に基づく医療提供体制の整備、医療機関等との研修・訓練の実施、県対策協議会等の活用による医療の提供等についての整理・随時更新
- 【医療機関】院内感染対策や患者の受入体制等の訓練・研修の実施、職員のシフトやメンタルヘルス支援等の準備

(2) 有事

- 【国】都道府県に対する医療提供体制の確保等の要請、感染症の情報収集・分析による症例定義や入院基準・濃厚接触者の基準等の見直し
- 【県】協定締結医療機関等に対する医療提供の要請等による医療提供体制の適切な確保
- 【医療機関】感染症指定医療機関での患者受入、協定締結医療機関の病床確保や発熱外来の開設、自宅療養者への診察等の実施

■ 本市の対策行動

準備期

(1)基本的な医療提供体制

- ・ 有事の際に、相談センター、感染症指定医療機関、協定締結医療機関等が連携し、必要な医療を提供できるように、あらかじめ県と役割分担を整理しておく。【医療局】

(2)予防計画に基づく医療提供体制の整備

- ・ 感染症指定医療機関(市民病院)及び市内の協定締結医療機関との情報共有や連携の強化を行い、県と連携した市内の医療提供体制の整備に努める。【医療局、医療局病院経営本部】
- ・ 民間宿泊施設事業者との協定締結状況や運営方法等について、関係機関で確認・調整する。【医療局】

(3)研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

- ・ 研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成について、国に協力する。【医療局、医療局病院経営本部】
- ・ 新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事の対応体制へ円滑に移行できるように、訓練や研修を実施する。【医療局、医療局病院経営本部】

(4)DXの推進

- ・ 国が行う医療機関等情報支援システム(G-MIS)の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等のDXの推進状況を確認し、活用を促進する。【医療局、医療局病院経営本部】

(5)医療提供体制等の協議、調整・整理

- ・ 県対策協議会等において、関係機関(医療機関や他自治体の保健所、消防機関、高齢者施設、医師会や病院協会等の医療関係団体等)と円滑な医療提供体制等について協議し、調整・整理を行う。【医療局】

(6)特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確認

- ・ 患者の特性に応じた受入医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関との連携体制の状況を県に確認するとともに、必要に応じ、福祉施設等と連携し、介護等が必要な患者が療養できる仕組みを構築するなど検討する。【医療局、関係局】
- ・ 小児や妊産婦等の医療がひっ迫した場合の広域的な感染症患者の移送や、他の疾患の傷病者の搬送手段の確保等について、関係機関等で協議する。【医療局】

初動期

(1)新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

- ・ 国・JIHS等から提供された診断・治療等に関する情報や衛生研究所等での検査により得られる情報を、市内医療機関、消防部門、高齢者施設等に周知する。【医療局、関係局】

(2)医療提供体制の確保等

- ・ 市内医療機関に適時の情報提供・共有を行い、県と連携し、医療提供体制の整備を進める。【医療局】
- ・ 早期の体制整備のため、国の要請に基づき、以下の事項について県に協力する。【医療局、医療局病院経営本部】
 - 市民病院における感染症患者の受入体制の確保
 - 入院調整の体制構築や相談・受診から入退院までの流れの整備
 - 医療機関に対する、医療機関等情報支援システム(G-MIS)への確実な入力への要請
 - 流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備の要請
- ・ 感染のおそれがある者を診療した場合は、直ちに保健所へ連絡するよう医療機関へ周知する。【医療局、各区】
- ・ 医療提供体制や医療機関への受診方法等について、市民等へ周知する。【医療局、各区】
- ・ 国の要請を踏まえ、発熱外来の体制確保のため、検査等措置協定締結機関等における検査体制を速やかに整備する。【医療局】
- ・ 入院調整に係る県の体制構築状況を踏まえ、市における入院調整の体制整備を早急に行う。【医療局】
- ・ 県等関係機関、医療関係団体や患者対応する医療機関等との協議を行う場に参加するなど、迅速に対策が実行できるようにする。【医療局】

(3)相談センターの整備

- ・ 国の要請を踏まえ、有症状者等からの相談を受ける相談センターを整備し、症例定義に該当する症状がある場合には相談センターに相談するよう、市民へ周知する。【医療局、各区】
- ・ 相談センターは、感染したおそれがある者を必要に応じて市民病院の受診につなげる。【医療局】
- ・ 市民病院以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて市民病院の受診につなげるよう周知する。【医療局、各区】

対応期**(1)新型インフルエンザ等に関する基本の対応**

- ・ 引き続き、国・JIHS等から提供された診断・治療等に関する情報を、市民、市内医療機関、高齢者施設等へ周知する。【医療局、関係局】
- ・ 段階的な医療提供体制の拡充や患者の療養先の振り分けを県と連携して実施する。【医療局】
- ・ 市民病院や協定締結医療機関における医療提供の状況などの情報収集を行うほか、円滑な医療提供ができるよう、休日の診療体制の強化や臨時の医療施設の開設等も含め必要な対応を行う。また、病床の使用状況等を踏まえ、必要に応じ、福祉施設等と連携し、介護等が必要な患者が療養できる仕組みを実施する。【医療局、医療局病院経営本部、関係局】
- ・ 医療機関等情報支援システム(G-MIS)の情報を把握して入院調整を行う。【医療局】
- ・ 民間搬送事業者等と連携し、患者及び症状が回復した者の移動手段を確保する。また、軽症者の救急車両の利用を控えるなど、救急車両の適正利用を周知する。【医療局、消防局】
- ・ 医療提供体制や相談センター及び医療機関への受診方法等を市民等に周知する。また、患者からの相談内容に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう医療機関に周知する。【医療局、各区】

(2) 時期に応じた医療提供体制の構築

① 流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表(以下「発生等の公表」という。))から約3か月)

i) 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ・ 患者が発生した場合、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき市民病院又は流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断は、事前の役割分担に基づき、医療機関等と連携して実施する。【医療局、医療局病院経営本部、消防局】
- ・ 状況に応じて、市における入院調整の体制整備を行う。【医療局】

ii) 相談センターの強化

- ・ 症例定義に該当する有症状者は、相談センターを通じて発熱外来を受診するよう市民等に周知する。【医療局、各区】
- ・ 地域の実情や国の要請を踏まえ、相談センターを強化し、感染のおそれがある者を速やかに発熱外来の受診につなげる。【医療局】

② 流行初期以降(発生等の公表から3か月以降)

i) 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ・ 移送先を第一種協定指定医療機関とし、流行初期と同様に入院調整を行う。【医療局】
- ・ 病床使用率が高まった場合、重症化する可能性が高い患者を判断するため作成された国の指標を踏まえ、県と連携して以下の対応を行う。【医療局、関係局】
 - 重症化する可能性が高い患者の優先的入院
 - 自宅療養、宿泊療養、高齢者施設等での療養の体制強化
 - 症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院促進

ii) 相談センターの強化

- ・ 引き続き、流行初期の取組を継続する。【医療局、各区】

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 相談センターを通じて発熱外来を受診する仕組みから、有症状者が直接発熱外来を受診する仕組みに変更された場合は、市民等へ周知する。【医療局、各区】

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 発生前の通常の医療提供体制への段階的な移行に伴い必要な対応を行う。【医療局】

(3) 予防計画の想定と大きく異なる場合や医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

- ・ 予防計画上の想定と大きく異なる場合や想定 of 医療提供体制を上回るおそれがある場合は、国の方針に基づき適切に対応する。【医療局】

9. 治療薬・治療法

■ 概要

新型インフルエンザ等が発生し、全国的かつ急速にまん延した場合、市民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、治療薬・治療法が重要な役割を担う。

そのため平時には、国は治療薬の研究開発を推進し、基盤を強化するとともに、国等で備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を含め治療薬の配送等の体制について訓練を実施し、実効性を担保する。

有事には、国は速やかに有効な治療薬を確保し、治療法を確立して全国へ普及させる。また、新型インフルエンザの場合、抗インフルエンザウイルス薬を活用する。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】重点感染症を対象とする研究開発の推進、有事の薬事承認・配分の優先順位に関する検討、備蓄・流通体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄

【県】感染症の診療医療機関等を通じた臨床研究の実施協力、抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄

(2) 有事

【国】基礎研究から臨床・薬事承認・生産・配分・流通管理・確保等の取組推進による治療薬の公平な普及、中長期的な予後の把握・合併症に対する治療法の研究、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

【県】国が示す診療指針等に基づいた治療薬・治療法の医療機関等への情報提供・共有、治療薬の適正使用の要請及び適切な流通指導、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

■ 本市の対策行動

準備期

(1)研究開発支援

- ・ 国等が行う研究開発に係る人材育成や人材活用に関し、必要に応じ連携・協力をを行う。【医療局】
- ・ 国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、市民病院など感染症診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【医療局、医療局病院経営本部】

(2)活用に向けた準備

- ・ 国及び県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況及び流通体制を把握するとともに、本市における備蓄量等を検討する。【医療局】

初動期

(1)国内外の研究開発動向等の情報収集及び共有

- ・ 国等から共有された国内外の治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報を、必要に応じて医療機関等に周知する。【医療局】

(2)活用に向けた取組

①医療機関等への情報提供・共有

- ・ 国が示す診断・治療情報や診療指針等を、必要に応じて医療機関等に周知する。【医療局】

②治療薬の適正使用等

- ・ 国等と連携し、医療機関や薬局に対して治療薬の適正使用等を促す。【医療局】

(3)抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

- ・ 国等と連携し、医療機関に対し、国等が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用し、患者の同居者、医療従事者、救急隊員、搬送従事者等に対し、必要に応じ予防投与を行うよう促す。【医療局】
- ・ 国等と連携し、医療機関の協力を得て、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対し、必要に応じて予防投与の実施や有症時の対応を指導する。【医療局】
- ・ 国等と連携し、市内での感染拡大に備え、医療機関や薬局に対して抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を促す。【医療局】

対応期

(1)活用に向けた取組

①国内外の研究開発動向等の情報収集及び共有

- ・ 引き続き、国等から共有された国内外の治療薬・治療法の研究開発動向や臨床情報を、必要に応じて医療機関等に周知する。【医療局】

②適正な治療薬・治療法の活用

i)医療機関等への情報提供・共有等

- ・ 引き続き、国が示す診断・治療情報や診療指針等を、必要に応じ医療機関等に周知するとともに、その活用について必要な調整を行う。【医療局】

ii)治療薬の適正使用等

- ・引き続き、国等と連携し、医療機関や薬局に対して治療薬の適正使用等を促す。【医療局】

③中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究

- ・国が示す中長期的な予後や合併症に対する治療法等について、必要に応じ医療機関や市民等に周知する。【医療局】

④抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用(新型インフルエンザの場合)

- ・感染拡大時には患者の治療を優先するため、国等と連携し、医療機関に対して患者との濃厚接触者(同居者を除く)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則中止するよう促す。また、患者の同居者に対する予防投与は、国が効果を評価した上で継続の有無を決定する。【医療局】

(2)リスク評価に基づく方針の決定・見直し

- ・ワクチン接種による免疫獲得や病原体の変異による病原性や感染性の低下など、感染症危機の状況や地域の実情を総合的に考慮し、県等と連携して必要な対応・情報収集を行う。【医療局】

10. 検査

■ 概要

検査により、患者の早期発見によるまん延防止、早期治療、流行の実態把握等が可能となる。適切な検査の実施は、柔軟かつ機動的な対策の切替えにも重要であり、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与する。

そのため平時には、検査機器の維持や検査物資、人材の確保を含めた準備を着実に進める。

有事には、迅速な検査拡充等の体制整備を行うとともに、状況の変化に応じて、病原体の性状や検査の特性等を踏まえ、検査体制を見直す。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】検査体制の整備・関係機関の役割分担の確認、検査体制・検体・病原体搬送等に関する研修・訓練の実施

【県】予防計画に基づく衛生研究所や民間検査機関等の検査体制の状況把握、訓練等を通じた検査体制の維持・強化

(2) 有事

【国】検査診断技術の確立・普及

【県】検査等措置協定等に基づく検査体制の拡充と検査実施



横浜市衛生研究所

■ 本市の対策行動

準備期

(1)検査体制の整備

- ・ 衛生研究所は、検査の精度管理、検査物資の備蓄、検査用試薬の入手ルートの確認を行う。また国、検疫所、民間検査機関、医療機関、研究機関、流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関との役割分担を確認し、有事における検査体制の整備を進める。【医療局】
- ・ 衛生研究所の検査実施能力の確保状況を予防計画に基づき毎年度国へ報告するとともに、県等と連携し、民間検査機関等からの相談等に対応する。【医療局】

(2)訓練等による検査体制の維持及び強化

- ・ 衛生研究所は国や JIHS 等が実施する訓練への参加や自ら実施する訓練等により、検査体制の維持に努め、検体や病原体の搬送体制、及び初動体制の構築の確認を行う。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、民間検査機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、民間検査機関等に対して情報を提供するとともに、研修等による技術的指導を行う。【医療局】

(3)検査診断技術の研究開発への協力

- ・ 国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【医療局】

初動期

(1)検査体制の構築

- ・ 国の要請を踏まえ、予防計画に基づき、衛生研究所の検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を拡充する。また、検査実施能力の確保状況を国へ報告する。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、JIHS の検査手法を活用して検査実務を行うほか、保健所や他の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ適確に検査を行う。【医療局】
- ・ 検査等措置協定締結機関の実施能力を把握するとともに、県等と連携して検査需要に対応可能な体制とする。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、民間検査機関等の検査能力及び精度管理の向上に向け、民間検査機関等に対して情報を提供するとともに、研修等による技術的指導を行う。【医療局】

(2)研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・ 衛生研究所は、国及び JIHS が開発した検査診断技術について評価するとともに、医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【医療局】

(3)検査の実施方針の検討

- ・ 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制等も踏まえ、国による検査実施の方針検討等について国等と連携する。【医療局】
- ・ 検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、必要に応じ市民等に分かりやすく提供・共有する。【医療局、各区】

対応期

(1)検査体制の拡充

- ・引き続き、予防計画に基づき、衛生研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について国へ報告する。【医療局】

(2)研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ・引き続き、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【医療局】

(3)検査実施の方針の決定・見直し

- ・感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制等も踏まえ、国による段階的な検査実施の方針見直しの検討等について国等と連携するとともに、方針に従って検査を実施する。また状況に応じて、医療のひっ迫緩和のため、薬事承認を取得した迅速検査キット等も活用する。【医療局】
- ・引き続き、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、必要に応じ市民等に分かりやすく提供・共有する。【医療局、各区】
- ・市民生活・経済との両立を目的とする検査の利活用[※]について、国の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティやニーズ等を考慮して判断する。【医療局、関係局】

※例えば、新型コロナ(COVID-19)対応においては、ワクチン接種歴や陰性検査結果を示すことで、全国旅行支援等の適用を可能とする“旅行前検査”や、イベント等における行動制限の緩和を可能とする“ワクチン検査パッケージ”などが実施された。



衛生研究所における検査



衛生研究所の電子顕微鏡

11. 保健(保健所・衛生研究所の役割)

■ 概要

地域の感染状況や医療提供体制等に応じた対策において、保健所や衛生研究所はその中心的な役割を担っており、感染拡大時の業務急増にも対応できるよう準備しておくことが重要である。

そのため平時には、有事における体制の検討・調整、優先業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。また、研修・訓練等を通じた人材育成や有事の対応確認、関係機関との連携強化を進める。

有事には、平時の取組を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を実施し市民の生命・健康を保護する。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、研修・訓練等を通じた人材育成・連携体制の構築、保健所や衛生研究所の体制整備、DX の推進、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施

【県】流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する感染症有事体制の確保、業務継続計画の策定、研修・訓練等を通じた人材育成・連携体制の構築、地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施

(2) 有事

【国】平時に構築した有事体制への移行、住民への情報提供、感染状況に応じた保健所体制の見直しや検査体制の拡充

【県】予防計画に基づく保健所や衛生研究所の有事体制への移行、住民への情報提供・共有、患者の健康観察・生活支援、感染状況に応じた取組



新型コロナウイルス感染症自宅療養者への健康観察の架電

■ 本市の対策行動

準備期

(1)体制の準備等

①体制の検討・準備

- ・ 保健所は、相談センター、医療機関からの届出の把握、積極的疫学調査、移送、健康観察などの実施体制や応援職員やアウトソーシングで対応する業務の仕分けなどを検討するとともに、県や医療機関など関係機関との連携を強化する。また、休日・夜間の適切な対応体制の検討等を行う。【医療局】
- ・ 衛生研究所は検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実等を図るとともに、JIHS など関係機関との連携を強化する。また、休日・夜間の適切な対応体制の検討等を行う。【医療局】
- ・ 積極的疫学調査、病原体の収集・分析などの専門的業務を適切に実施するため、効率的に情報を集約し、柔軟に連携・調整できるよう備える。【医療局】
- ・ 従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【医療局、総務局】

②人材確保

- ・ 流行開始(発生等の公表)から1か月間に想定[※]される保健所業務に対応するための体制を平時から想定しておくとともに、受援体制についても検討しておく。また、保健所業務を支援する人材としてIHEAT 要員の確保を進めるほか、外部人材の活用について検討する。これらについて、毎年度状況を確認する。【医療局】

※新型コロナ(COVID-19)の第6波(2022(令和4)年1月頃)と同規模の感染が流行開始から1か月間に発生すると想定

③業務整理や業務継続計画の策定

- ・ 有事に円滑に業務を遂行できるよう、平時から業務の整理やデジタル部門等と連携してICTの活用等による効率化を行うとともに、保健所及び衛生研究所の業務継続計画を策定する。【医療局、デジタル統括本部】

④研修・訓練等

- ・ 国の研修等も活用しつつ、保健所や衛生研究所の人材育成のための研修や訓練を実施し、発生及びまん延を想定した業務内容に対応できる体制の準備や確認を行う。【医療局】
- ・ 年1回以上の保健所有事体制を構成する人員(IHEAT 要員を含む)への研修や、全庁的な研修等を行う。【医療局】

⑤多様な主体との連携

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、県対策協議会等を活用し、平時から、他自治体、医療機関等の関係機関や関係団体等と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化する。【医療局】
- ・ 自宅や宿泊療養施設の療養者に対する日常生活を営むために必要なサービスの提供や宿泊施設の確保等のため、協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を強化するとともに、必要に応じ、福祉施設等と連携し、介護等が必要な患者が療養できる仕組みを構築するなど検討する。【医療局、関係局】

(2)平時の対応

- ・ 保健所及び衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、季節性インフルエンザや新型コロナ(COVID-19)等の急性呼吸器感染症の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む)を迅速に把握する。【医療局】

- ・ 保健所は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、協定締結医療機関の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容、研修・訓練、各物資の備蓄状況等)を把握する。【医療局】
- ・ 医療機関等に対し、感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム(G-MIS)の活用を推進する。【医療局、医療局病院経営本部】
- ・ 保健所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法に基づく獣医師からの届出又は野鳥調査等に基づき、鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者の報告があった場合の情報提供・共有体制を整備する。【医療局、みどり環境局】
- ・ 保健所及び衛生研究所は、国及び JIHS が主導する感染症の調査研究や治療薬等の研究開発に積極的に協力する。【医療局】

(3)情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 平時から、市民等に対し、感染症に関する基本情報、基本的な感染対策、発生状況、新型インフルエンザ等の情報や発生時の行動等について情報提供・共有を行う。また、感染症に係る偏見や差別等を防ぐための啓発を行う。なお、様々な媒体を利用し、高齢者、障害者、子ども、日本語能力が十分でない外国人等の対象者に合わせて継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行うよう留意する。【医療局、関係局、各区】
- ・ 市民等に分かりやすい情報提供・共有ができるよう、市民の感染症への理解や意識の把握に努めるなどリスクコミュニケーションの取組を進める。【医療局、各区】
- ・ 有事における市民等が必要とする情報の把握と効果的な提供・共有方法など、コールセンター等の相談体制の整備方法、有事のリスクコミュニケーションの在り方について検討する。【医療局】

初動期

(1)有事体制への移行準備等

- ・ 国の要請や助言を踏まえ、流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保、物資・資機材の調達準備、検査体制等の整備など、保健所・衛生研究所における有事体制への移行準備を行う。横浜港があり羽田空港にも近い本市は、入国者の健康監視や疑似症患者対応等を行う可能性があることにも留意する。【医療局、各区】
- ・ 保健所等の業務状況・体制を常に確認・把握し、業務がひっ迫する前に必要な応援体制の構築が可能となるよう、全庁的な準備を進める。【総務局、市民局、医療局、各局区】
- ・ 発生等の公表に備え、国からの要請や助言を踏まえ、以下の対応の準備を行う。【医療局、各区】
 - 医師の届出等で患者を把握した場合の患者や濃厚接触者への対応
 - 積極的疫学調査等による集団感染(クラスター)の発生状況把握
 - IHEAT 要員など外部人材の活用
 - 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化
 - 衛生研究所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関などの検査体制整備
 - 組織横断的な入院調整を行う部門の設置【医療局】
- ・ 衛生研究所は JIHS 等と連携した感染症の情報収集を行う。【医療局】
- ・ 国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【医療局】

(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者や有症状者等に対して、必要に応じて適時に市民病院への受診につながるよう周知する。【医療局】
- ・ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況、特性、有効な感染防止対策など、国から提供される情報を活用し、市のウェブサイトでの発信やQ&Aの公表、市民向けコールセンターの設置を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、行政と市民等との双方向的なリスクコミュニケーションを行う。【医療局、市民局、関係局、各区】

(3)発生等の公表前に疑似症患者が確認された場合の対応

- ・ 発生等の公表前に、疑似症サーベイランス等により疑似症患者の発生を確認した場合、保健所は積極的疫学調査及び検体採取を実施し、必要に応じて市民病院への入院協力を求める。【医療局】

対応期

(1)有事体制への移行

- ・ 保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所の検査体制を速やかに拡充する。【医療局、各区】
- ・ 引き続き、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【医療局】

(2)主な対応業務の実施

保健所、衛生研究所を含む医療局、区福祉保健センターは、消防部門や市内医療機関・団体と相互に連携し、以下の感染症対応業務を実施する。

①相談対応

- ・ 有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託等を検討する。【医療局】

②検査・サーベイランス

- ・ 衛生研究所は、国の段階的な検査実施方針の見直しに従って検査を実施する。【医療局】
- ・ 国からの検査の目的や検査体制を含む検査実施方針等に関する情報を、必要に応じて市民等に分かりやすく提供・共有する。【医療局、各区】
- ・ 地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、衛生研究所や検査等措置協定締結機関における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、保健所と連携して、検査等措置協定締結機関を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、新型インフルエンザ等に関する知見の収集や市内の感染状況等のJIHSへの報告等、地域の変異株の状況の分析、民間検査機関等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。【医療局】
- ・ 必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。【医療局】
- ・ 国が患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた感染症サーベイランスへの移行を実施した際には、国の方針にあわせたサーベイランスを実施する。【医療局】

③積極的疫学調査

- ・ 保健所は感染源の推定や濃厚接触者等の特定を行うため、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。【医療局、各区】
- ・ 感染症の特徴を踏まえた、国の対象範囲の見直しに応じ、積極的疫学調査の内容を変更する。【医療局】
- ・ 流行初期以降(発生等の公表後おおむね1か月以降)、感染症の特徴や流行状況、保健所の業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、県と連携し地域の実情に応じて調査対象や項目を見直す。【医療局】

④入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ・ 保健所は、患者等を把握した場合、病床の状況や感染の特徴等を踏まえ、療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院調整、自宅・宿泊療養の調整、必要な移送を行う。【医療局】
- ・ 感染が拡大し、入院・転院調整が困難と予測された場合は、組織横断的に調整を行う部門を設置し、病床使用状況の把握や判断基準に基づいた入院・転院調整を行う。【医療局】

⑤健康観察及び生活支援

- ・ 医師からの届出により患者等を把握し、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、定められた期間の健康観察を行う。【医療局、各区】
- ・ 必要に応じて、患者や濃厚接触者に対する、日常生活に必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。また、必要に応じ、福祉施設等と連携し、介護等が必要な患者が療養できる仕組みを実施する。【医療局、関係局、各区】
- ・ 軽症患者や無症状病原体保有者、濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態報告機能を活用するなど、保健所の業務効率化と負荷軽減を図る。【医療局】

⑥健康監視

- ・ 検疫所から通知があったときは、感染のおそれがある居宅等待機者等に対し健康監視を実施する。【医療局、各区】
- ・ 感染者が増加し業務がひっ迫する場合、感染症法に基づき国に健康監視の代行を要請する。なお、国による健康監視の一元化が実施された場合も、発症者への対応を行う。【医療局、各区】

⑦情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 区と連携し、対象者に合わせて、利用可能なあらゆる媒体を活用し、分かりやすい内容や方法で感染症対策や支援策の広報・周知を行う。【医療局、関係局、各区】

(3)時期に応じた取組

①流行初期(発生等の公表からおおむね1か月まで)

i)迅速な対応体制への移行

- ・ 保健所は流行開始を目的に感染症有事体制へ切り替え、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【医療局、各区】
- ・ 引き続き、保健所等の業務状況・体制を常に確認・把握し、業務がひっ迫する前に必要な体制強化がはかれるよう、全庁的な応援体制の構築に取り組む。【総務局、市民局、医療局、各局区】
- ・ 感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や業務の一元化・外部委託等により、保健所及び衛生研究所の業務の効率化を推進する。【医療局】

- ・ 国及び JIHS が主導する調査研究や治療薬等の研究開発に協力する。【医療局、医療局病院経営本部】

ii) 検査体制の拡充

- ・ 感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等に基づき国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。【医療局】
- ・ 感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【医療局】

②流行初期以降(発生等の公表後おおむね1か月以降)

i) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ・ 感染症の特徴、病原体の性状や感染状況等を踏まえ、国が対応方針を変更した場合、地域の実情や業務負荷等も踏まえて、人員体制や検査体制等を見直し、全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直しなど対応の変更を適時適切に行う。【医療局】
- ・ 引き続き、保健所等の業務状況・体制を常に確認・把握し、業務がひっ迫する前に必要な体制強化がはかれるよう、全庁的な応援体制の強化に取り組む。【総務局、市民局、医療局、各局区】
- ・ 引き続き、業務効率化を進める。【医療局】
- ・ 病床使用率が高まってきた場合、基礎疾患がある患者など、重症化の可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養、高齢者施設等での療養体制を強化する。また、症状が回復した者は、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。【医療局、健康福祉局、こども青少年局】
- ・ 自宅療養の実施に当たっては、日常生活を営むために必要なサービスを提供するとともに、福祉施設等と連携した介護等が必要な患者が療養できる仕組みなどを必要に応じて実施する。【医療局、関係局、各区】

ii) 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ・ ワクチンによる免疫獲得や、病原体の変異により病原性や感染性が低下した場合など、感染症危機の状況や地域の実情を総合的に考慮し、リスク評価に基づいて国が検査実施や検査体制の方針を見直した場合、その方針に従って対応する。【医療局】
- ・ 衛生研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況を分析し、保健所等に情報を提供・共有する。【医療局】

③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 国からの要請を踏まえ、地域の実情に応じて保健所や衛生研究所の有事体制を段階的に縮小する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い、感染対策の見直しや保健所での対応の縮小等について、市民に丁寧に情報提供・共有を行い、理解・協力を得る。【医療局、各区】

12. 物資(個人防護具等)

■ 概要

個人防護具や医療資器材などの物資は、有事に医療や検査等を円滑に実施するために欠かせないため、物資の不足により医療等が滞り、市民の生命・健康に影響が生じることを防ぐことが重要である。また、感染を防ぎ市民生活の維持に必要な不可欠な業務を継続するためにも欠かせないものである。

そのため平時から、医療機関及び国・地方公共団体で、個人防護具等の備蓄を推進するとともに、国等において円滑な供給に向けた対策等を行う。

有事には、まずは、医療機関等が自ら備蓄した物資を活用しつつ、国等において流通調整や生産要請などにより市場供給の安定を図る。その上でなお不足する場合、必要に応じ、国・地方公共団体の備蓄も有効に活用しながら、適切な医療等の提供につなげる。

※検査物資などその他の備蓄については、各対策項目参照

<新型インフルエンザ対応の個人防護具>

発生時に患者及び接触者の調査に従事する職員等の感染防御を目的として、個人防護具を着用。

<品目例>

- ・つなぎ型防護服
- ・ガウン
- ・キャップ
- ・フェイスシールド
- ・ゴーグル
- ・N95 マスク
- ・ニトリル手袋
- ・シューカバー



■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】感染症対策物資等の需給状況の把握、関係事業者に対する生産等の有事に必要な体制整備、物資の備蓄目標の策定・備蓄

【県】協定締結医療機関等における個人防護具の備蓄等推進、備蓄状況の確認、国が定める備蓄品目・水準を踏まえた個人防護具の備蓄

(2) 有事

【国】感染症対策物資等の備蓄状況・需給状況の確認、円滑な供給のための生産等の要請、緊急物資の運送、生産要請等してもなお不足するおそれがある場合の医療機関等への配布

【県】感染症対策物資等の備蓄状況・需給状況の確認、円滑な供給に向けた準備、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の特定物資の売渡要請、協定締結医療機関等で不足するおそれがある場合の物資の配布

■ 本市の対策行動

準備期

(1) 個人防護具等の備蓄

- ・ 市行動計画に基づき、その所掌事務・業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な個人防護具等(マスクや消毒用アルコール等を含む)を備蓄し、定期的に確認する。なお、この備蓄は、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総務局、各局区】
- ・ 特に保健所職員や救急隊員など最初に感染者へ接触する可能性がある職員のための個人防護具等について、必要な備蓄を進める。【医療局、消防局、総務局、各区】
- ・ 市内医療機関等の備蓄状況を踏まえつつ、有事に医療が適切に提供できるよう必要な個人防護具等の備蓄を進める。【医療局】

(2) 医療機関等における個人防護具等の備蓄

医療機関等における備蓄について、県と連携し以下のとおり進める。

- ・ 市内の協定締結医療機関における個人防護具等の備蓄等を推進するほか、個人防護具等以外の必要な対策物資の備蓄・配置を勧奨する。【医療局】
- ・ 市内の協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な対策物資の備蓄・配置を勧奨する。【医療局】
- ・ 市内の社会福祉施設に対して、可能な限り必要な対策物資の備蓄を勧奨する。【健康福祉局、こども青少年局】

初動期・対応期

(1) 個人防護具等の備蓄状況の確認等

- ・ 個人防護具等の使用状況や、在庫・配置状況を随時確認し、確保する。また、緊急事態において必要な個人防護具等や資材が不足するときは、区局間で相互に融通し、協力するよう努める。【総務局、各局区】
- ・ 特に、保健所職員や救急隊員等の個人防護具等の配置状況については十分な管理を行う。【医療局、消防局、総務局、各区】
- ・ 新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、新たに必要となった個人防護具等についても随時必要量の確保に努める。【各局区】

(2) 個人防護具等

- ・ 医療機関等において個人防護具等が不足し医療提供体制等に支障が生じるおそれがある場合、国等と連携しながら、必要な対応を行う。【医療局、関係局】

13. 市民生活・経済の安定の確保

■ 概要

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命・健康への被害とともに、まん延防止措置により、市民生活・社会経済活動に対して大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため平時には、本市において自ら必要な準備を行いながら、市民や事業者等に対して適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

有事には、市民生活・社会経済活動の安定を確保するための取組を行うとともに、市民や事業者等が事業継続や自発的な感染防止対策を実施できるようにする。

■ 国や県の主な動き

(1) 平時

【国】県等との情報共有体制の整備、緊急物資運送等の体制整備、関係業界団体への業務継続計画の策定の勧奨、食料品や生活必需品等の備蓄、国民への衛生用品等の備蓄勧奨等

【県】国や市町村等との情報共有体制の整備、緊急物資運送等の体制整備、火葬能力の把握や体制の整備等

(2) 有事

【国】生活の安定確保のための対応(物資の安定供給、要支援者への支援、価格の安定、火葬・埋葬の特例等)、社会経済活動の安定確保のための対応(事業継続に係る要請、事業者支援等)、生活・社会経済活動の両方の安定確保のための対応(法令等の弾力的運用、債務の支払い猶予、金融措置等)等

【県】物資の安定供給・価格の安定・売渡しの要請、犯罪の予防・取締り、広域火葬の実施等

■ 本市の対策行動

準備期

(1) 情報共有体制の構築

- ・ 市民生活・社会経済活動に関する対策実施等に当たって必要な情報共有ができるよう、関係機関等との連携を図る。【総務局、各局区】

(2) 業務継続に向けた準備

① 業務継続計画の策定

- ・ 有事において維持すべき行政サービスを提供できるよう「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」を策定する。【総務局、各局区】

② 物資の備蓄

- ・ 「12 物資」で備蓄する感染症対策物資のほか、その所掌事務・業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、この備蓄は、災害対策基本法第 49 条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。【総務局、各局区】

(3) 市民、事業者に対する準備の勧奨

- ・ 事業者に対して、平時から、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう勧奨する。併せて、市民に対して上記に加え医薬品の備蓄を行うよう勧奨する。【医療局、各局区】
- ・ 新型インフルエンザ等に有効と考えられる感染防止策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)を広報する。【医療局、各区】

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・ 有事における高齢者や障害者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握や具体的な手続を決める。【健康福祉局、子ども青少年局、各区、医療局】

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ・ 県等と連携して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。【健康福祉局、にぎわいスポーツ文化局、各区】

初動期

(1) 事業継続に向けた準備

- ・ 「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」等に基づき、事業継続に向けた準備を行う。【総務局、各局区】

(2) 市民、事業者に対する準備の周知

- ・ 新型インフルエンザ等に有効と考えられる感染防止策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)について、あらためて市民や事業者へ周知を行う。【医療局、各局区】
- ・ 市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜

しみを生じさせないよう要請する。【経済局】

- ・ 事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう周知する。【各局区】
- ・ 登録事業者に対し、事業継続に向けた準備等を行うよう要請する。【関係局】

(3)法令等の弾力的な運用

- ・ 国から示された、市民生活・社会経済活動の安定を確保するための法令の弾力的な運用について、必要に応じて市民や事業者へ周知し、必要な対応策を速やかに検討する。【各局区】

(4)遺体の火葬・安置

- ・ 国の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【健康福祉局、にぎわいスポーツ文化局、各区】
- ・ 多数遺体発生時には「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるよう、関係機関と調整する。【健康福祉局】

(5)水道水の監視体制の強化

- ・ 水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】

対応期

(1)事業継続に関する体制の整備

①業務継続計画の実行

- ・ 「横浜市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)」等に基づき対応する。【総務局、各局区】

②事業者に対する支援

- ・ まん延の防止に関する措置等により影響を受けた事業者を支援するため、必要な財政上の措置その他の必要な支援を、公平性にも留意し、効果的に行う。【経済局、関係局】

(2)生活関連物資等の安定供給に関する市民、事業者への呼び掛け

①物資等の価格の安定等

- ・ 市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。【経済局】
- ・ 市民生活・経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格高騰や買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等を要請する。【経済局】
- ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努め、必要に応じ、市民からの相談窓口等の充実を図る。【経済局】
- ・ 生活関連物資等の価格高騰又は供給不足が生じ、又はそのおそれがあるときは、必要な措置を講ずる。【経済局】
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い若しくは市民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又はそのおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他法令の

規定に基づく措置を講ずる。【経済局】

(3)法令等の弾力的な運用

- ・ 国から示された市民生活・社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用等について、必要に応じて市民へ周知する。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。【各局区】

(4)市民生活の安定の確保のための対応

①心身への影響に関する施策

- ・ まん延の防止に関する措置により生じる心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を行う。【健康福祉局、子ども青少年局、教育委員会事務局、関係局、各区】

②生活支援を要する者への支援

- ・ 関係団体等の協力を得ながら、高齢者や障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応などを行う。【健康福祉局、子ども青少年局、各区】

③教育及び学びの継続に関する支援

- ・ 学校の使用制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じて、教育及び学びの継続に関する取組等の支援を行う。【教育委員会事務局】

④犯罪の予防・取締り

- ・ 新型インフルエンザ等発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜神奈川県警察に取締りの徹底を要請する。【市民局】

(5)埋葬・火葬の特例等

初動期の対応を継続するとともに、以下のとおり実施する。【健康福祉局、にぎわいスポーツ文化局、各区】

- ・ 国の要請を踏まえ、火葬場に対して、可能な限り、火葬炉を稼働させる。また、死亡者が増加した場合、市内火葬場において緊急時の増枠体制で対応できるよう調整する。
- ・ 国の要請を踏まえ、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 国が埋火葬の特例を定めた場合、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。
- ・ 墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ・ 死亡者が増加し、広域火葬の実施が必要となった場合、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、県と協力して、広域火葬参加機関との連絡調整のもと広域火葬を実施する。

(6)水の安定供給

- ・ 初動期に引き続き、水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。【水道局】

(7)その他、市民生活・経済に及ぼす影響を緩和する支援

- ・ 本章の各支援策のほか、まん延の防止に関する措置により生じた市民生活・社会経済活動への影響に対し、国の方針に基づき、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【各局区】

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム(G-MIS)	G-MIS(Gathering Medical Information System の略)は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。なお、本市では、医療計画に準じ、よこはま保健医療プランを策定。
医療措置協定	感染症法第 36 条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
隔離	検疫法第 14 条第1項第1号及び第 15 条第1項(これらの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
神奈川県感染症対策協議会(県対策協議会)	感染症法第 10 条の2に規定する都道府県連携協議会のこと。主に神奈川県と保健所設置市の連携強化を目的に、管内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、神奈川県が設置する組織。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ(COVID-19)対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第6条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。※「第 3 章 8.医療」も参照
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定

	する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、个人防护具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。※「第 3 章 8. 医療」も参照
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第2項(同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の3第1項(感染症法第 44 条の9

	第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の6に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関(民間検査機関や医療機関等)や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	JIHS(Japan Institute for Health Security の略)は、国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、2025 年4月に設立された組織。感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。
災害派遣医療チーム(DMAT)	DMAT(Disaster Medical Assistance Team の略)は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム(DPAT)	DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team の略)は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
実地疫学専門家養成コース(FETP)	FETP (Field Epidemiology Training Program の略)は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学

	者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設での待機要請	<p>検疫所長が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第1項(これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、患者に対し、新型インフルエンザ等の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫法第14条第1項第3号及び第16条の2第2項(これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。)の規定に基づき、感染したおそれのある者に対し、一定期間(当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間)、 <p>宿泊施設から外出しないことを求めること。</p>
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。</p> <p>市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際

	的に、公衆衛生上問題となる感染症。
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症(全数把握)について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。 ※「第 3 章 8.医療」も参照
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
(地方)衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関をいう。
停留	検疫法第 14 条第1項第2号及び第 16 条第2項(これらの規定を同法第 34 条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の2第3項の規定により実施する場合を含む。)の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間(当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間)、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条第1項の規定により、価格の異常な上昇や買占め又は売惜しみが行われる

	(あるいは、そのおそれがある)場合に政令で特別の調査を要する物資として指定されるもの。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬事承認	薬機法第14条等の規定に基づき、医薬品等について厚生労働大臣が品目ごとにその製造販売について与える承認。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を

	入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。 ①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT(アイヒート)」は Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略。感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

横浜市医療局健康安全課

令和 年 月改定

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

TEL 045-671-2445 / FAX 045-664-7296

E-mail ir-influ@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度 予算 概要

局 療 医
医療局病院経営本部



I	令和8年度予算案の考え方	……	1	(4) 認知機能低下への早期対応 (MCI・軽度認知症対応)	……	40
II	令和8年度予算案について	……	3	(5) 感染症対策	……	41
III	主な取組	……	4	(6) 食の安全確保	……	46
	1 総合的ながん対策	……	4	(7) 快適な生活環境の確保	……	48
	2 2040年に向けた医療提供体制の構築	……	14	(8) 衛生研究所の取組	……	49
	(1) 医療DX・AI活用推進	……	14	(9) 動物愛護及び保護管理	……	52
	(2) 医療データ活用の推進	……	14	5 災害対応力の強化	……	54
	(3) 地域医療連携体制の構築	……	16	(1) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・ 者等の個別避難計画作成及び避難所の整備	……	54
	(4) 在宅医療の充実	……	19	(2) 災害時医療体制の整備	……	55
	(5) 医療人材の確保・育成	……	22	(3) 災害応急用井戸の活用	……	56
	(6) 医療安全対策の推進	……	24	(4) 人とペットを守る避難所の推進	……	56
	3 医療体制の充実・強化	……	28	コラム GREEN×EXPO 2027	……	58
	(1) 救急医療体制の確保	……	28	6 市立病院における取組と経営	……	59
	(2) 妊娠・出産から一貫したこどものための 医療体制の充実	……	32	事業別内訳	……	67
	(3) 疾患別対策	……	35	財源創出の取組	……	74
	コラム 医療機関等の経営安定化に向けた支援	……	36			
	4 保健医療施策の推進	……	37			
	(1) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応	……	37			
	(2) 歯科保健医療の推進	……	38			
	(3) 総合的なアレルギー疾患対策	……	39			

横浜市中期計画2026-2029(素案)を踏まえた予算案

令和7年12月、横浜市中期計画2026-2029(以下、「本計画」という。)の素案を公表しました。

本計画では、市民の皆様の実感を評価の軸として、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の実感の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、「政策-施策の体系のもと、4年間で重点的に取り組む戦略や取組」と「市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画の事業や業務サービス等」を連動させ、市民生活の向上を目指すこととしています。本計画の初年度となる令和8年度の予算案は、この趣旨を踏まえ、本計画*¹の目標達成に向け、編成しています。

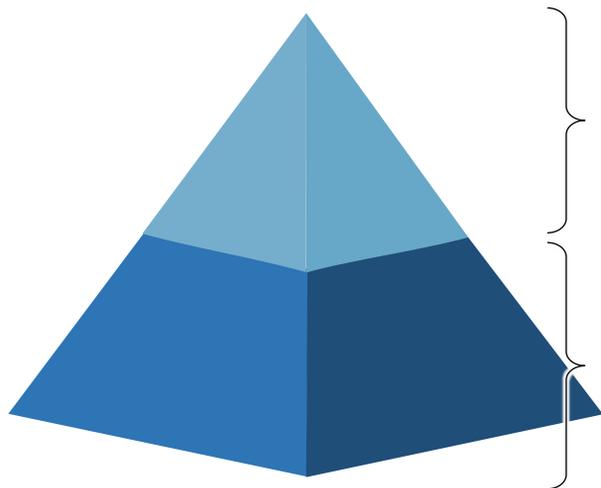
*¹ 策定スケジュール

令和8年1月5日～2月27日 パブリックコメント

令和8年5月頃 原案の策定(策定した原案は議案として提出予定)

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展



4年間で重点的に進める戦略や取組*²

本予算概要において、「4年間で重点的に進める戦略や取組」の計画期間における成果に寄与する主な事業について、

新中期 マークを付けています。

市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える
個別分野別計画、業務サービス など

*² 本計画素案24～69ページに記載の政策及び施策

誰もが安心して適切な医療が受けられる横浜へ

全国の医療需要は2030年頃をピークに減少する一方、本市では更なる高齢化の進展により、その後も医療需要が増加すると見込まれています。また、医療従事者の人材不足も顕在化しており、地域全体で適切な医療を効率的に提供する体制の構築が急務です。

少子・高齢化の影響が顕著になる2040年を見据え、市民の皆様が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活し続けることができるよう、保健・福祉・介護分野との連携を着実に進め、地域全体で支える体制の構築に取り組んでいきます。

5疾病(がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患)や5事業(救急医療・災害時における医療・周産期医療・小児医療・新興感染症発生 /まん延時における医療)及び在宅医療の充実に引き続き取り組むとともに、疾病の発症・重症化予防や感染症、食中毒への対策を充実させます。

特に、生涯に2人に1人がり患するといわれる「がん」については、引き続き重点施策として推進します。がん検診受診者数の増加と精密検査受診率の向上を目指し65歳以上の方のがん検診・精密検査の無料化に取り組み、早期発見の取組を推進します。また、生成AIでのがん相談サービスなど新しい技術を取り入れながら、がんになっても自分らしい生活を大切にできるよう支援していきます。

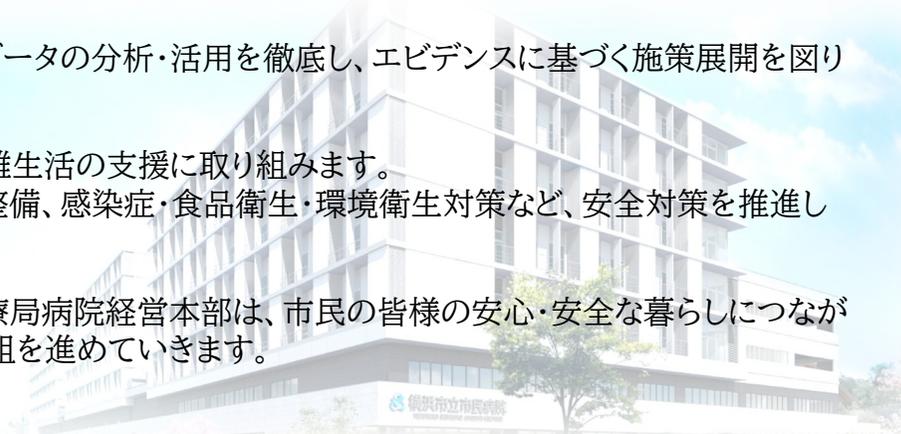
市立病院は、物価高騰の影響等により厳しい経営環境が続く中、地域医療機関など関係機関との連携強化による役割分担の明確化やコストの最適化、経営管理の強化により経営改善を進めます。また、医療安全・医療倫理を徹底し、引き続き安全で良質な医療を提供します。

医療現場におけるAI・DXの積極的な活用を加速させます。また、データの分析・活用を徹底し、エビデンスに基づく施策展開を図ります。

「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害医療体制の充実強化や避難生活の支援に取り組めます。

また、GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、救急医療体制の整備、感染症・食品衛生・環境衛生対策など、安全対策を推進します。

令和8年度は、新たな中期計画の初年度にあたります。医療局・医療局病院経営本部は、市民の皆様の安心・安全な暮らしにつながる最適な保健・医療の提供に向けて、スピード感を持ちつつ着実に取組を進めていきます。



Ⅱ 令和8年度予算案について

令和8年度予算案総括表

(1) 医療局

(上段:事業費、下段:市費・単位:千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
一般会計	35,182,262 (33,210,015)	34,195,079 (32,487,402)	987,183 (722,613)	2.9 (2.2)
8款 医療費	27,385,168 (25,412,921)	26,297,707 (24,590,030)	1,087,461 (822,891)	4.1 (3.3)
1項 医療政策費	7,862,175 (7,269,356)	6,823,626 (6,673,404)	1,038,549 (595,952)	15.2 (8.9)
2項 公衆衛生費	19,522,993 (18,143,565)	19,474,081 (17,916,626)	48,912 (226,939)	0.3 (1.3)
19款 諸支出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	▲ 1.3 (▲ 1.3)
病院事業会計繰出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	▲ 1.3 (▲ 1.3)
特別会計	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	- (-)
介護保険事業費会計	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	- (-)
合計	35,607,955 (33,291,960)	34,620,772 (32,569,347)	987,183 (722,613)	2.9 (2.2)

(2) 医療局病院経営本部(病院事業会計)

(単位:千円、%)

	令和8年度	令和7年度	増▲減	増減率
収益的収入	47,538,669	46,605,481	933,188	2.0
市民病院	35,423,146	34,989,886	433,260	1.2
脳卒中・神経脊椎センター	10,256,052	9,743,018	513,034	5.3
みなと赤十字病院	1,859,471	1,872,577	▲ 13,106	▲ 0.7
収益的支出	49,101,811	47,948,424	1,153,387	2.4
市民病院	36,728,231	36,463,857	264,374	0.7
脳卒中・神経脊椎センター	10,551,620	10,041,631	509,989	5.1
みなと赤十字病院	1,821,960	1,442,936	379,024	26.3
収益的収支	▲ 1,563,142	▲ 1,342,943	▲ 220,199	16.4
うち特別損益	▲ 314,294	▲ 490,911	176,617	▲ 36.0
うち予備費	1,800,000	1,400,000	400,000	28.6
経常収支	551,152	547,968	3,184	0.6
資本的収入	5,338,849	5,818,644	▲ 479,795	▲ 8.2
市民病院	1,638,232	1,828,366	▲ 190,134	▲ 10.4
脳卒中・神経脊椎センター	2,022,004	1,737,263	284,741	16.4
みなと赤十字病院	1,678,613	2,253,015	▲ 574,402	▲ 25.5
資本的支出	7,941,645	8,682,729	▲ 741,084	▲ 8.5
市民病院	3,011,001	3,457,076	▲ 446,075	▲ 12.9
脳卒中・神経脊椎センター	2,736,943	2,467,316	269,627	10.9
みなと赤十字病院	2,193,701	2,758,337	▲ 564,636	▲ 20.5
資本的収支	▲ 2,602,796	▲ 2,864,085	261,289	▲ 9.1
うち予備費	200,000	200,000	-	-

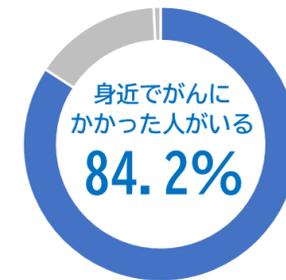
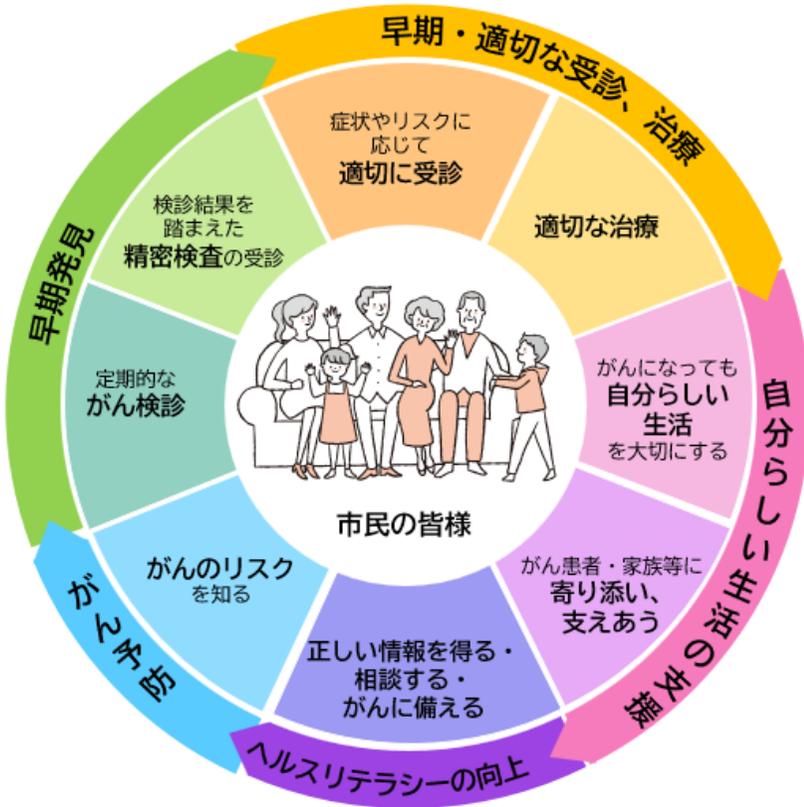
* 経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

* 収益的収支のうち、旧市民病院解体工事費の財源の一部に充てるため企業債329,000千円を借り入れます。

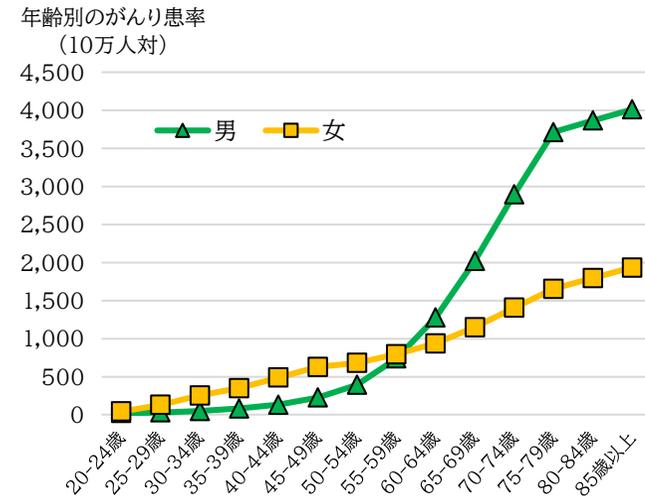
* 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填します。

1 総合的ながん対策

がんはこどもから高齢者まで誰もがかかる可能性があり、生涯に2人に1人がり患するといわれています。
 がん検診受診者数の増加や精密検査受診率の向上に取り組むとともに、働く世代、シニア世代、女性、がんのリスクの高い方など、それぞれに必要な早期発見の取組を推進します。
 また、生成AIでのがん相談やメタバースによる病気と向き合うこどもたちの交流支援など、新たな技術を取り入れ、誰もが治療と共に安心して自分らしい生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。



(出典)横浜市がんに関するアンケート調査結果報告書(5年度)より作図



(出典)国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)2021年(人口10万対り患率、全部位(上皮内がんを含む))を基に作成

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

ア 定期的ながん検診〈拡充〉 新中期

51億2,678万円(49億1,915万円)

(ア) 65歳以上の方のがん検診・がん検診精密検査の無料化〈新規〉

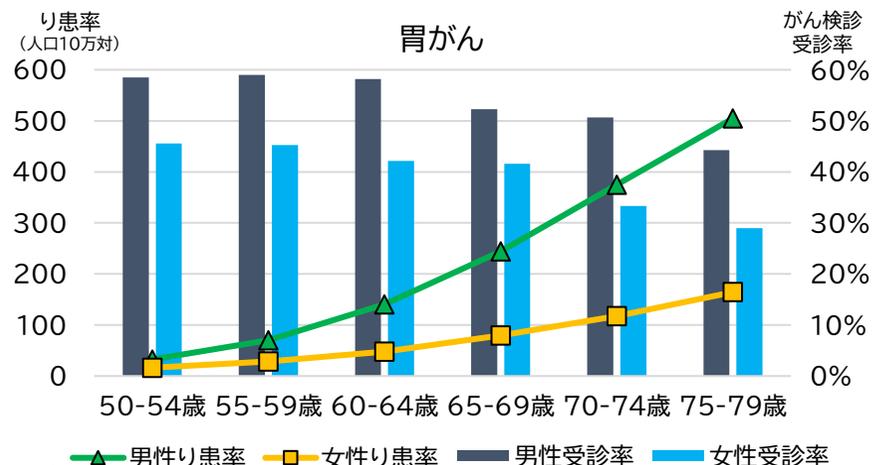
① がん検診の無料化

6年度から65歳の方のがん検診を無料としたところ、65歳の方の受診者数が大幅に増加しました。がんのり患が急増するシニア世代の定期的ながん検診受診をさらに後押しするため、無料対象を現行の70歳以上の方から65歳以上の方に拡大します。

65歳の方のがん検診受診者数 (単位:人)

	5年度	6年度	前年比
胃がん(エックス線)	409	979	2.39倍
胃がん(内視鏡)	784	2,996	3.82倍
肺がん	2,607	5,016	1.92倍
大腸がん	3,614	5,317	1.47倍
子宮頸がん	1,083	2,873	2.65倍
乳がん	1,154	2,984	2.58倍
前立腺がん	1,925	3,704	1.92倍

年齢階級別がんり患率(全国)・がん検診受診率(市)



(出典)り患率:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)2021年を基に作成
がん検診受診率:令和4年国民生活基礎調査(横浜市分)

② がん検診精密検査の無料化

精密検査受診者の経済的負担を軽減し、がんの早期発見・早期治療につなげるため、精密検査費用助成対象を現行の70歳以上の方から65歳以上の方に拡大します。

また、新たに「前立腺がん」の精密検査も対象とします。

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

ア 定期的ながん検診〈拡充〉 新中期

(イ) 横浜市がん検診の種類

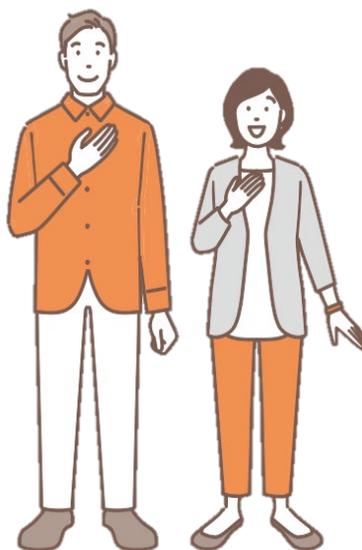
早期発見・早期治療の促進を図るため、職場等で同等の検査を受ける機会のない方を対象に医療機関等でのがん検診を実施します。

肺
40歳以上
エックス線検査(680円)

胃
50歳以上
内視鏡またはエックス線検査
(2,500円)

前立腺
50歳以上
血液検査(1,000円)

男性
のみ



乳
40歳以上
マンモグラフィ(680円)

女性
のみ

大腸
40歳以上
便潜血検査(無料)*¹

子宮頸部
30～60歳
HPV検査(2,000円)
20～29歳・61歳以上
細胞診検査(1,360円)

女性
のみ

8年度 無料で受けられるがん検診

対象	がん検診の種類
20～24歳女性* ²	子宮頸がん検診
40歳女性	乳がん検診
40歳以上	大腸がん検診* ¹
65歳以上〈新規〉	すべてのがん検診
妊娠初期の妊婦	子宮頸がん検診

*¹ 大腸がん検診(便潜血検査)は、8年度は無料で実施します(時限措置)

*² 21～24歳は子宮頸がん検診を一度も受けていない方を対象とします

1 総合的ながん対策

ア 定期的ながん検診〈拡充〉 新中期

(ウ) がん検診におけるAI・DXの取組

① 肺がん検診二次読影へのAI導入〈新規〉

がん検診の精度向上、受診者への結果返却の迅速化、読影医の負担軽減等を目的として、肺がん検診二次読影にAIを導入します。

② 自治体検診DX¹先行実証事業への参画〈新規〉

国は、がん検診のデジタル化を進めており、問診票や結果通知をスマートフォンやパソコンで入力・確認できる仕組みを11年度から本格的に実施することを目指しています。本市は国の先行実証事業に参加し、本格実施に向けて、システムの連携や運用方法の検討など、準備を進めます。

(エ) 働く世代のがん検診

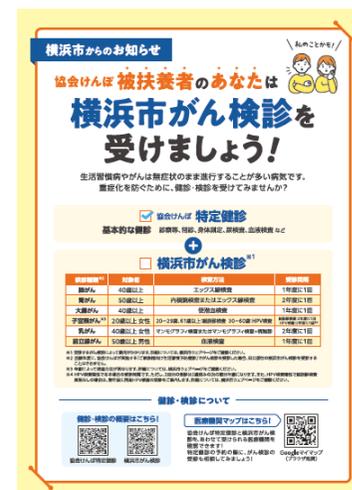
① 職域の受診状況把握の取組〈新規〉

職域におけるがん検診実施状況の把握を狙いとしたアンケートを実施します。

② 健康保険組合との連携

国民健康保険加入者に加え、協会けんぽ被扶養者の方への受診勧奨や、加入先の健康保険組合で実施していないがん検診について、横浜市がん検診を案内します。

③ がん対策推進企業助成金〈後掲〉



協会けんぽ被扶養者受診勧奨チラシ

¹ 自治体検診DX:自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システムPMH(Public Medical Hub)を介して、マイナンバーカードを用いた対象者確認や、デジタル化された問診票を基に検診を実施することで検診事務の効率化を実現する事業

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

ア 定期的ながん検診〈拡充〉 新中期

(オ) 受診勧奨

① がん検診受診勧奨通知の送付

〈対象〉21歳から69歳まで 約190万人

② 無料クーポンの送付

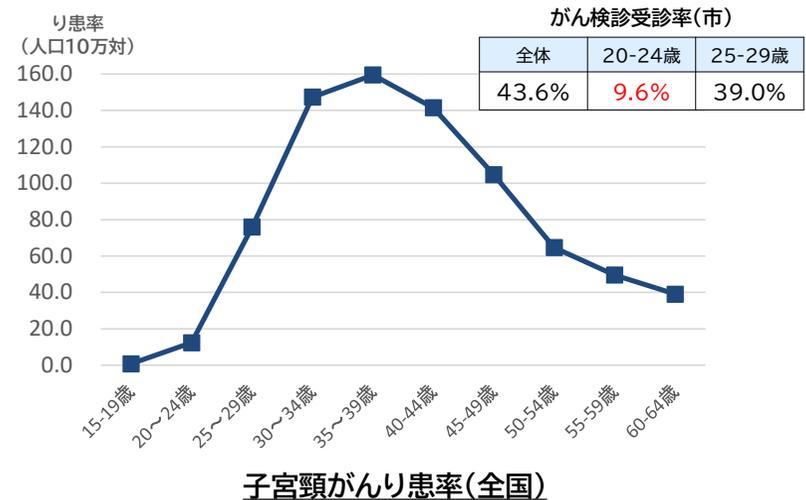
定期的ながん検診受診のきっかけづくりとして、検診開始年齢の方へ無料クーポンを送付します。子宮頸がんについては、20歳に加え、24歳までを対象とします。40歳では、り患が多い乳がん(女性)を対象とします。

また、上半期までに無料クーポン未利用の方には、年末に再勧奨通知を送付し、年度内の受診を促します。

8年度 無料クーポン対象者

対象	がん検診の種類
20～24歳女性*	子宮頸がん検診
40歳女性	乳がん検診

* 21～24歳は子宮頸がん検診を一度も受けていない方



(出典)

り患率:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)2021年(上皮内がんを含む)を基に作成

がん検診受診率:令和4年国民生活基礎調査(横浜市分、子宮頸がん)

イ 検査結果を踏まえた精密検査の受診〈拡充〉 新中期

460万円(220万円)

精密検査の受診勧奨業務〈拡充〉

精密検査受診率の目標90%に向け、横浜市がん検診の結果、精密検査が必要となった方で、その後精密検査の受診を確認できない方に対して、本市から電話やハガキで連絡して受診を促します。

また、精密検査の内容等について分かりやすく説明した「精密検査受診勧奨チラシ」を横浜市がん検診実施医療機関等で配布します。

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

ウ ヘルスリテラシーの向上〈拡充〉

1,030万円(30万円)

(ア) 生成AIによるがん相談サービス「よこはまランタン」の活用促進〈新規〉 新中期

1,000万円

一般財団法人在宅がん療養財団と連携し、同財団が提供する「AI搭載対話型がん相談サービス ランタン」に本市の情報を加えた「よこはまランタン」を令和7年12月から運用しています。

専門家監修による信頼性の高い情報に加え、本市の制度や支援情報を提供することで、がん患者や家族等が安心して療養できる環境づくりを目指します。

さらに医療・介護従事者による活用も進め、相談支援の質向上と現場での業務負担軽減に役立てていきます。

多くの方ががんに関する情報収集や相談に利用することで、「よこはまランタン」をより充実したサービスへと進化させていきます。



よこはまランタンリーフレット(抜粋)

(イ) がん教育

30万円(30万円)

① 中学校向け出前授業

② 大学生等向けがん教育〈新規〉

市内の大学生など若年層を対象に、がんをより身近な病気として正しく理解し、若いうちから予防に取り組めるよう、正しい知識の普及と意識向上を図るがん教育を行います。



中学校向け出前授業の様子

エ がん患者・家族等に寄り添い、支え合う

1,634万円(2,348万円)

(ア) メタバースを活用した小児がん患者等の交流支援〈後掲〉

(イ) がん対策に関する広報・啓発・人材育成等への支援

181万円(196万円)

NPO、医療機関が実施する啓発や、病院でのピアサポーターによる相談への補助を行います。

(ウ) 市民のがんへの意識に関する調査の実施等

374万円(362万円)

オ がんのリスクを知る〈拡充〉

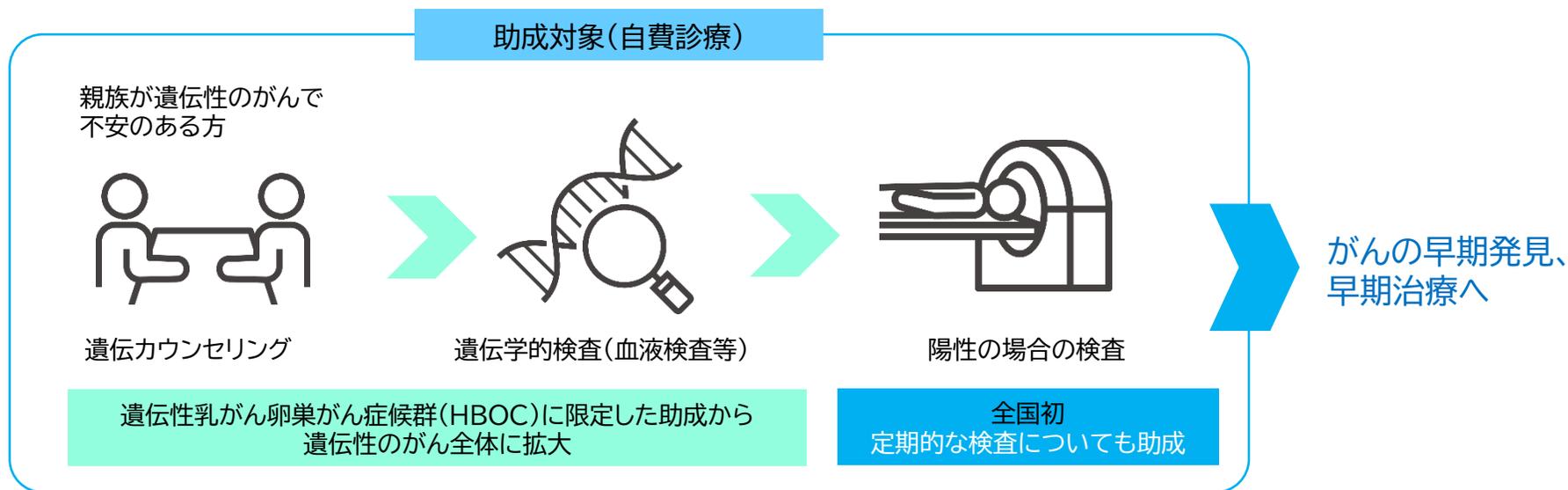
305万円(215万円)

遺伝性のがんに関する検査及び定期的な検査の費用助成〈新規〉〈拡充〉

がんになり患した方の約5～10%は、特定のがんの発症と関係する生まれつきの体質(遺伝子の特徴)を持っていると言われています。これを「遺伝性のがん」といいます。こうした体質を早く知り、対策をとることで、がんの発症に備えることができます。

本市では、6年度から、乳がんや卵巣がん等になりやすい体質(HBOC²)の方の家族を対象とした、遺伝カウンセリングや遺伝子検査の費用を助成してきました。8年度からは、新たに、対象をさまざまな遺伝性のがんに広げます。また、小児がんの約10%は遺伝が関係しているため、18歳未満の方も対象とします。

さらに、検査の結果、遺伝子の特徴があるとわかった方が、リスクに応じた健康管理として、定期的に人間ドックや検査を受けることを習慣づけるため、それらの検査費用も助成します。



² HBOC: Hereditary Breast and Ovarian Cancer (遺伝性乳がん卵巣がん症候群)

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

カ 症状やリスクに応じて適切に受診

571万円(596万円)

すい臓がん早期診断プロジェクト

すい臓がんの早期診断に向け、地域の医療機関と専門的な検査が可能なプロジェクト実施病院との連携を推進します。

また、必要な方が検査につながるよう、横浜市医師会と協力して地域の医療機関に向けた研修を実施するほか、市民公開講座や、駅等のサイネージを活用した情報発信を行い、周知を図ります。

	Stage	件数	割合	
早期がん	0	2	3%	36%
	I	21	33%	
	II	18	28%	
	III	10	16%	
	IV	13	20%	
	総数	64		

すい臓がん早期診断プロジェクト実施病院(7病院)の実績
令和6年4月～令和7年10月 ステージ別発見数
紹介患者数1,643名
ステージ分類の基準:日本膵臓学会「膵癌取り扱い規約」

571万円(596万円)

Stage	割合
0	0%
I	25%
II	10%
III	11%
IV	45%

参考 すい臓がんステージ別の割合(全国集計)
(出典)
国立がん研究センター「院内がん登録2023年全国集計」IV.2023年全国集計 結果詳細(腫瘍情報)
7.膵臓がん 表4-7-4 UICC TNM分類治療前ステージ施設別の病期の割合の分布(対象例10例以上の732施設)中央値より作成(小数点以下四捨五入)

キ がんになっても自分らしい生活を大切にする

3,995万円(4,930万円)

(ア) メタバースを活用した小児がん患者等の交流支援

新中期 社福基金

1,080万円(1,790万円)

小児がん等の病気と向き合う子どもたちやその家族が安心して過ごせる“新たな居場所”となる仮想空間(メタバース)を活用した交流支援を行います。

将来的な運営体制の構築に向け、病院や患者会、子どもホスピス等へメタバース空間の運用支援を行い、交流機会の創出を図ります。



メタバース空間の様子



参加者の様子

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

キ がんになっても自分らしい生活を大切にする

- | | |
|--|------------------|
| (イ) 小児・AYA ³ 世代がん患者の妊よう性温存治療 ⁴ に関する助成 | 186万円(236万円) |
| (ウ) アピアランス(外見)ケア支援 | 186万円(293万円) |
| がん治療に伴う外見変化への対応として、リーフレット活用を推進し、アピアランスケアに取り組む病院への補助や医療従事者向け研修を実施します。 | |
| (エ) 若年がん患者の在宅療養に対する支援 | 410万円(410万円) |
| (オ) がん患者に対するウィッグ(かつら)購入経費の助成 | 1,816万円(1,916万円) |
| (カ) 治療と仕事の両立支援〈拡充〉〈一部再掲〉 | 316万円(285万円) |

治療と仕事の両立支援に関する就業規則の改正や、社員のがん検診受診を推進する取組への助成を行う「がん対策推進企業助成金」により、企業のがん対策を促進します。



がん対策推進企業助成金リーフレット



アピアランスケアリーフレット 抜粋

³ AYA: Adolescent and Young Adultの略で15～39歳の思春期・若年成人を指す

⁴ 妊よう性温存治療:がん等の治療では、手術や抗がん剤治療、放射線治療などによる影響で、妊よう性が低下したり失われることがあり、将来自分のこどもを授かる可能性を残すために、がん治療の前に、卵子や精子、受精卵、卵巣組織の凍結保存を行う治療のこと

Ⅲ 主な取組

1 総合的ながん対策

ク 適切な治療	8,319万円(8,975万円)
(ア) 乳がん対策	971万円(982万円)
乳がん連携病院(8病院)を指定し、乳がんに関わる医療、相談支援等の充実を図ります。	
(イ) 小児がん対策	1,176万円(1,784万円)
小児がんに対応する専門性の高い診療を行う3病院を「横浜市小児がん連携病院」に指定し、チャイルド・ライフ・スペシャリスト等による小児がん患者及びその家族の心のケアを行う体制確保、小児がんを専門とする医師の育成、長期フォローアップ、相談支援等を充実させます。	
また、小児がん経験者の晩期合併症や再発予防のため、人間ドック等の定期検診費用を助成します。	
(ウ) 緩和ケアの充実	1,170万円(1,207万円)
緩和医療専門医の育成支援、医師向けキャリア説明会を実施します。	
(エ) 横浜市立大学におけるがん研究への支援	5,002万円(5,002万円)

Ⅲ 主な取組

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

高齢化の進展による医療需要の増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、質の高い医療を効率的・効果的に提供できるよう、医療や介護の垣根を越えた地域全体で患者を支える「地域完結型医療」の実現を目指します。

(1) 医療DX・AI活用推進 新中期

3,204万円

ア 医療DX・AIを活用した業務効率化モデル事業等〈新規〉 社福基金

1,364万円

モデル病院におけるDX・AI技術の導入支援を通じ、診療・看護等の業務における情報精度とスピード感を高め、医療の質の確保と業務効率化に取り組みます。導入後の効果検証等を通じて好事例を創出し、市内医療機関への波及に向けて取り組みます。

また、在宅医療など高齢者医療を支える現場の課題を整理し、AI等のデジタル技術を活用したモデル事業を実証的に行います。

イ 生成AIによるがん相談サービス「よこはまランタン」の活用促進〈新規〉〈再掲〉

1,000万円

ウ 肺がん検診二次読影へのAI導入〈新規〉〈再掲〉

840万円

(2) 医療データ活用の推進

2,804万円(3,912万円)

ア 横浜メディカルダッシュボードの運用整備

493万円(1,042万円)

7年度に本格運用を開始したメディカルダッシュボードを活用し、8年度は安定した運用体制を整え、熱中症・感染症対策の啓発に取り組みます。



URL: <https://iryo-dashboard.city.yokohama.lg.jp>

横浜メディカルダッシュボード

検索



熱中症ダッシュボード

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(2) 医療データ活用の推進

イ データに基づく医療政策の推進

2,311万円(2,870万円)

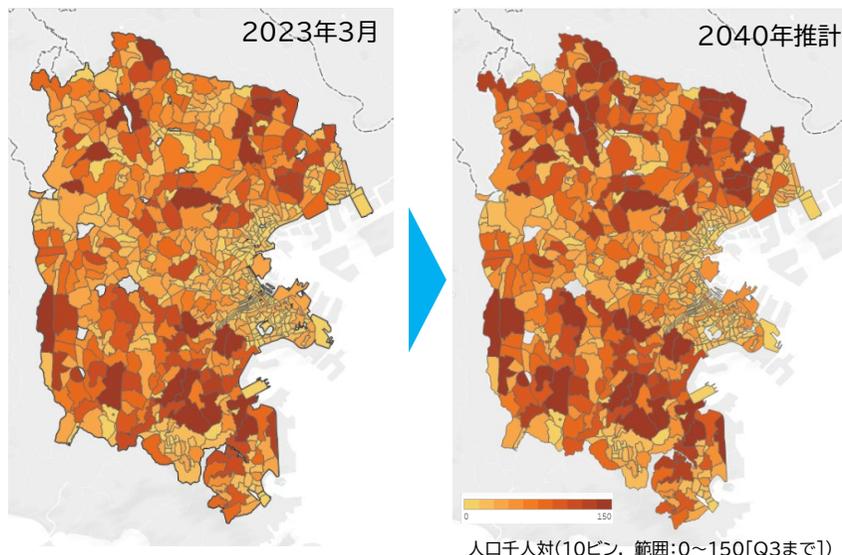
医療・介護・保健に関するデータベースとして、独自に構築した医療ビッグデータ活用システム(YoMDB)を運用しています。必要に応じて外部データも組み合わせることで、より包括的かつ実効性の高い分析を目指しています。

7年度は、「2040年の医療提供体制」を見据え、高齢者の入院や介護サービス利用の地域差をGIS(地理情報システム)で可視化するとともに、2040年の地域別推計を実施しました。

8年度は、高齢者の医療・介護に関する分析をさらに進め、地域特性を把握し、その結果を政策評価や新規施策の立案に反映していきます。

85歳以上高齢者における在宅医療利用状況の郵便番号別分布

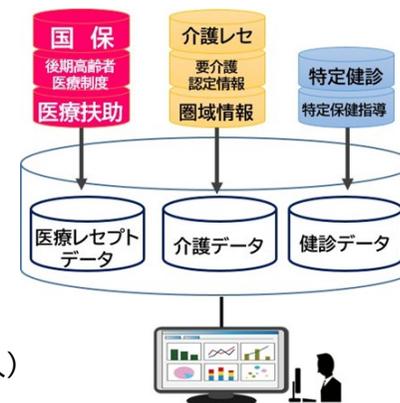
(出典:YoMDBデータ、横浜市将来人口推計)



2023年3月時点の市内在宅医療利用者数を基に、将来人口推計を用いて2040年を推計

YoMDB(ヨムディービー)の概要 (Yokohama Original Medical Data Base)

- 格納データの種類と期間
 - 医療レセプトデータ* (2014~2024年度)
 - 介護データ (2012~2024年度)
 - 健診データ (2014~2024年度)
- 医療データがカバーする対象者数と年齢層
市民の約31%(約117万人)



* レセプトデータ: 保険診療を行った医療機関が、診療報酬点数表に基づいて計算した診療報酬(医療費)を毎月の月末に患者毎に集計し、保険者に請求するために作成する明細データのこと

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(3) 地域医療連携体制の構築 新中期

2億301万円(2億9,665万円)

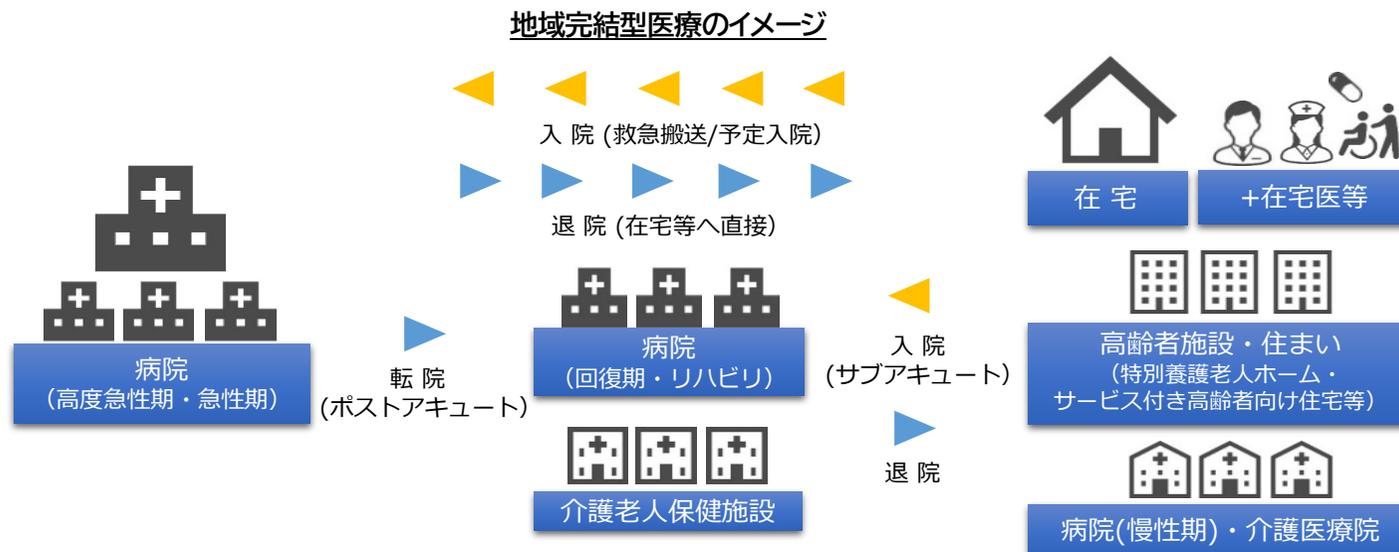
ア 医療・介護連携体制の構築・推進〈新規〉 社福基金

1,950万円

必要な時に最適な場所で専門性の高い医療を受けられるよう、病院・在宅医療・介護・高齢者施設が協力し、地域全体で支え合う「地域完結型医療推進ワーキンググループ」を開催します。7年度は2方面で先行実施し、地域のニーズに応じた病床の有効活用、円滑な転院・退院支援、施設・医療機関連携の強化等を進めてきました。こうした成果を踏まえ、8年度以降は7方面に全市展開し、住み慣れた地域で安心して切れ目なく医療を受けられる「地域完結型医療」を目指します。

* 7年度の先行実施内容

- ・市内の東部及び南部方面で計6回開催
- ・病院、区医師会、訪問看護、ケアマネジャー、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホームが参加(2方面 計27団体)



2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(3) 地域医療連携体制の構築 新中期

イ 地域中核病院の支援

1億7,243万円(2億9,439万円)

(ア) 地域中核病院の再整備支援

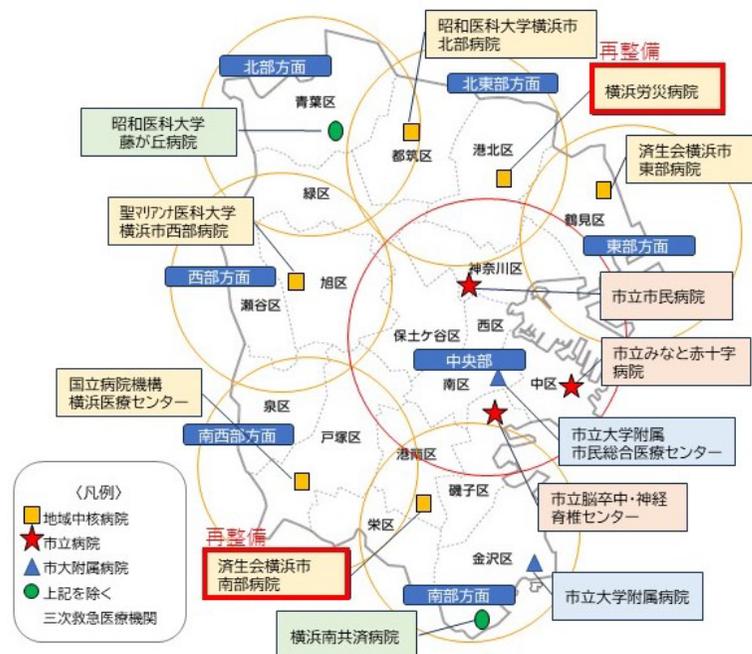
1億5,300万円(2億6,100万円)

横浜労災病院(平成3年6月開院)の建替に向けて、基本設計費及び実施設計費の一部を補助します。
 また、済生会横浜市南部病院(昭和58年6月開院)の移転再整備については、建設事業者選定の入札公告に応じる事業者がなく、令和6年2月に不調となりました。その後の経営環境の悪化や診療報酬改定の状況も踏まえ、可能な限り早期の開院を目指して、引き続き南部病院と本市で具体的な開院時期の協議を行います。

(イ) 地域中核病院の運営支援

1,943万円(3,339万円)

済生会横浜市東部病院が、病院建設時に借り入れた資金の利子に対する補助を行います。(13年度で終了)



本市の医療提供体制

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

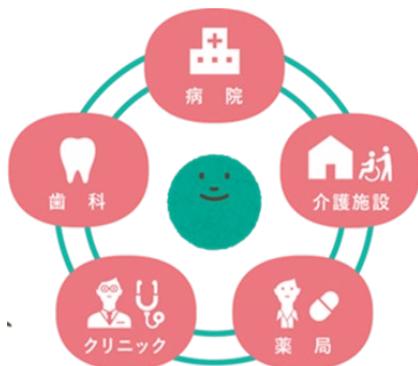
(3) 地域医療連携体制の構築 新中期

ウ 地域における医療連携の推進(ICTを活用した地域医療連携)〈拡充〉 県基金 社福基金 1,006万円(127万円)

地域医療介護連携ネットワークは、医療機関等が保有する患者情報を、ICTを活用し医療・介護関係者間で共有することで、切れ目なく効率的に医療・介護サービスを提供する取組です。市内では「サルビアねっと」が鶴見区、神奈川区、港北区及び西区で運用され、244施設が参加しています。

ネットワークの市域全体への広がりを目指して、8年度は市民病院をはじめ、対象地域・参加施設のさらなる拡大を支援するとともに、市民の皆様にも利便性や価値をわかりやすく伝え、認知度の向上と登録者数の増加につなげます。

サルビアねっとの概要



共有される主な患者情報



受診履歴

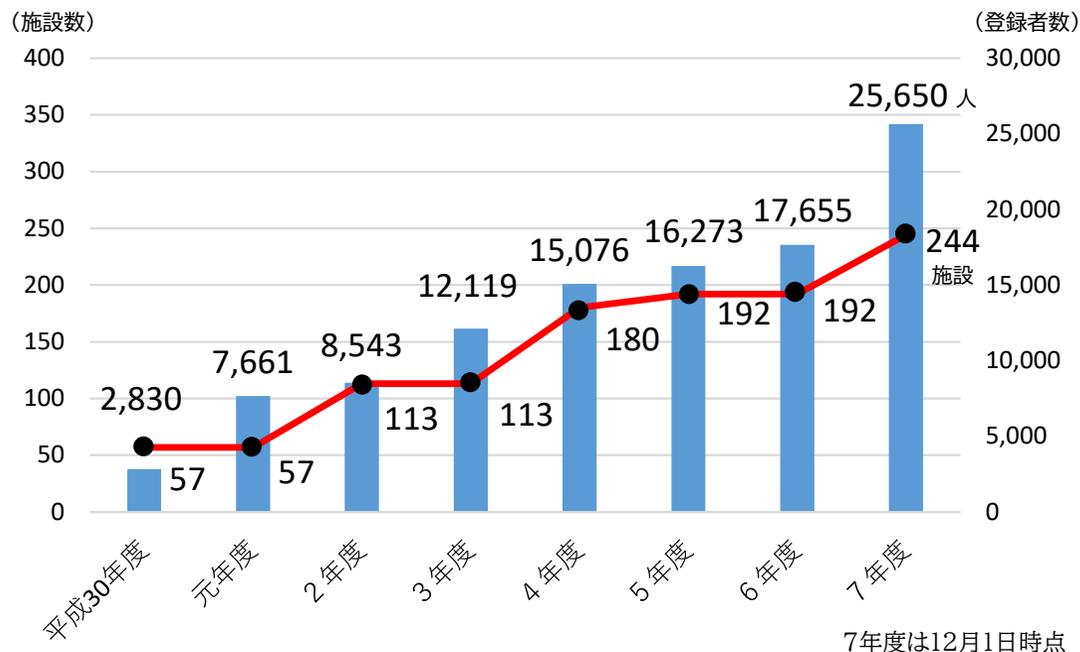


電子カルテ情報



検査結果

サルビアねっと参加施設数・登録者数推移



Ⅲ 主な取組

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(4) 在宅医療の充実

4億4,518万円(4億5,292万円)

2040年に向けて85歳以上人口が急増し、医療と介護を同時に必要とする方が増える見込みの中、住み慣れた自宅で安心して在宅医療・介護を受けられるよう、各区の在宅医療連携拠点で多職種連携と人材育成を推進していきます。

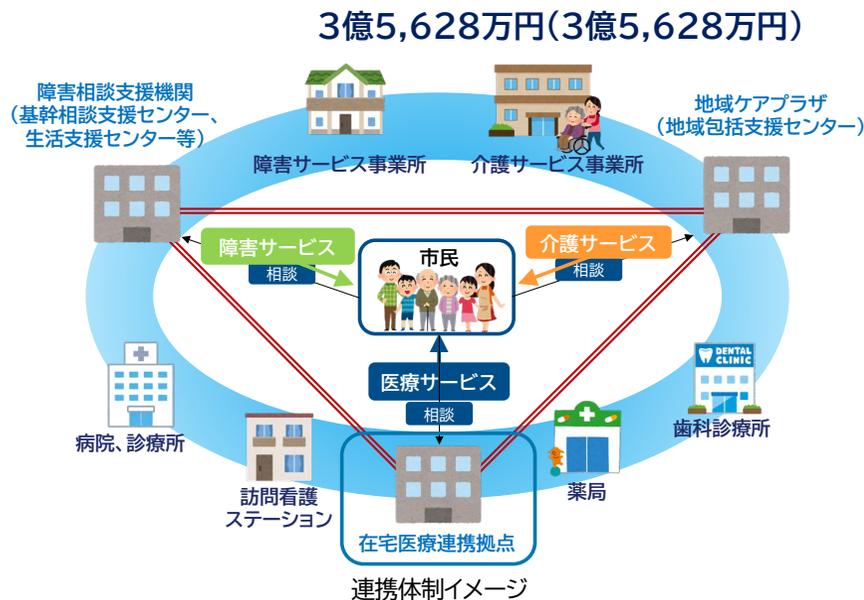
また、人生の最期まで自分らしく生きるための支援として、「人生会議」の普及啓発を進めます。

ア 在宅医療連携拠点の運営

地域の医療機関と介護事業所等の連携を深め、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制を構築します。また、療養に必要な障害福祉サービスの提供や災害時の対応についても、関係機関との連携を進めます。

* 取組内容

- ① 在宅医療・介護に関する相談支援
- ② 医療・介護従事者の人材育成と連携強化
- ③ 市民啓発



イ 疾患別医療・介護連携の強化

3,980万円(3,980万円)

高齢者に多くみられる「糖尿病」「心疾患」「摂食嚥下」「緩和ケア」などの課題について、医療・介護に携わる人材の対応力向上と連携の強化に向けたネットワークづくりのため、地域ごとに多職種連携研修等の取組を進めます。

* 取組内容

- ① 運営会議
- ② 多職種連携研修
- ③ 地域資源リストの作成
- ④ 事例検討
- ⑤ 市民啓発講演会

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(4) 在宅医療の充実

ウ 人生会議の普及啓発

1,582万円(1,680万円)

「もしもの時」に望む医療やケアを事前に家族と共有することで、自分らしく豊かな人生を過ごせることや、望まない救急搬送を回避できることにつながります。本市では、「もしも手帳」の配布を通じて、人生会議の普及啓発に取り組んでいます。

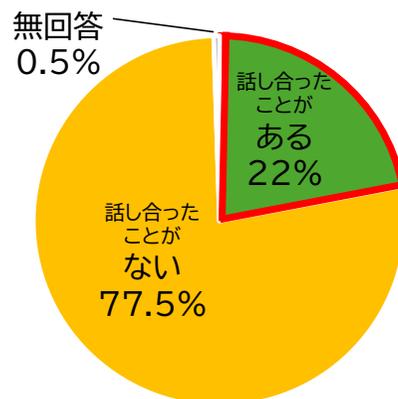
8年度は、医療・介護従事者向け研修の充実や、企業等との連携を深めていくことで、「もしも手帳」の更なる配布先拡大と、もしも手帳の活用を市民の皆様に対して支援する人材の育成を進めます。また新たに「もしも手帳」のデジタル化に取り組むことで、市民の皆様のご利便性と利用率の向上を図ります。



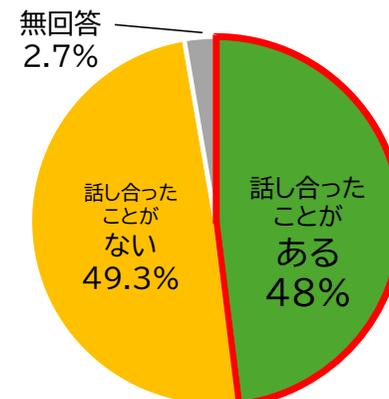
医療・ケアについてのもしも手帳

Q もしものときの医療・ケアについて話し合ったことがあるか

もしも手帳を知らない人の場合



もしも手帳を知っている人の場合



市民意識調査(5年度)の結果

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(4) 在宅医療の充実

エ 在宅療養移行支援、在宅での看取りに関する調査・研修〈拡充〉〈再掲〉

528万円(328万円)

入院・退院サポートマップや看取り期の啓発資料を活用し、医療・介護従事者間の情報共有を促進します。

また、病院医師等向け研修で在宅療養への理解を深め、本人の意向に沿った在宅医療・介護への円滑な移行を目指します。

さらに、市内における看取りの実態を詳しく把握し、本人の希望に沿った、人生の最終段階における医療・ケアの提供ができるような支援を進めます。



入院・退院サポートマップ



看取り期の在宅療養ケアマップ

オ 在宅医療を担う有床診療所支援

360万円(360万円)

緊急一時入院やレスパイト機能を担う有床診療所を支援するため、夜間帯の看護師人件費の一部を補助します。

カ 在宅医療推進

1,949万円(2,723万円)

(ア) 在宅医療を担う医師・訪問看護師の養成

580万円(979万円)

在宅医療の充実に向け、横浜市医師会と連携して研修を行い、在宅医療を担う医師を養成します。

また、訪問看護師の習熟度に応じた人材育成プログラムの普及を図るほか、小規模事業所等でも研修を受講しやすいよう、eラーニングを活用して効率的に学べる環境づくりを進めます。

(イ) 医療的ケア児・者等への対応〈拡充〉〈後掲〉

1,157万円(1,518万円)

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(5) 医療人材の確保・育成

6億2,660万円(5億9,746万円)

ア 人材確保・定着に向けた取組 新中期

966万円(1,116万円)

新卒看護師が減少していく中でも、医療提供体制を確保するため、看護師と医療機関それぞれに対する支援を関係団体と連携して行い、両面からの人材確保・定着に取り組みます。

対象	支援内容
潜在看護師 ⁵	研修と職場紹介による一貫した復職支援
復職後2年以内の看護師	技術面等のフォローアップ研修による定着支援
プラチナナース ⁶	キャリアを生かした就業継続に向けた支援
医療機関	合同で行う人材確保・育成の取組を支援 研修等を通じた就業継続や定着に資する職場環境改善支援

イ 看護人材の採用支援 新中期

1,229万円(1,526万円)

- 市内医療機関の人材確保に向けて、中小病院における採用活動を支援します。
- ・ 全国の卒業見込の看護学生向けに、市内病院の看護師採用に関する情報と本市の魅力をもとめた横浜市特設ウェブページを開設
 - ・ 就職情報サイト掲載や合同就職説明会への出展支援
 - ・ 採用担当者向けセミナー等を通じた採用力向上の支援



横浜市看護師採用サポート事業特設ページ

ウ 地域医療人材の養成・育成支援

5億8,347万円(5億4,997万円)

市内医療機関に看護師を安定的に供給するため、横浜市医師会聖灯看護専門学校及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を補助します。

⁵ 潜在看護師：未就業の看護師免許保有者

⁶ プラチナナース：定年退職前後の看護職

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(5) 医療人材の確保・育成

エ 若年層を対象とした医療職の魅力発信

70万円(100万円)

将来の担い手づくりに向けて、市内医療機関や看護師養成施設等と連携し、医療に関わる多様な職種の仕事体験の機会創出・充実に取り組みます。

7年度小学生向け医療体験イベント



病院や診療所、大学・専門学校等での体験を実施(全19施設)

- ・体験職種例
医師、看護師、薬剤師、放射線技師、理学療法士、作業療法士、医療事務等
- ・体験内容例
聴診器体験、レントゲン撮影体験、調剤体験、血圧測定等

オ 医療DX・AIを活用した業務効率化モデル事業〈新規〉〈再掲〉

1,000万円

カ 在宅での看取りに関する研修〈再掲〉

51万円(51万円)

キ 在宅医療を担う医師・訪問看護師の養成〈再掲〉

580万円(979万円)

ク 医療的ケア児・者等を支える看護師への支援〈後掲〉

252万円(780万円)

ケ 医療政策を担う職員の育成

165万円(197万円)

横浜市立大学大学院ヘルスデータサイエンス専攻への進学派遣のほか、政策研究大学院大学等への派遣研修により医療政策に精通した職員を育成します。また、診療情報管理士等の資格取得や医療関連セミナー受講への支援を行います。

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(6) 医療安全対策の推進

1億2,563万円(9,694万円)

ア 医療安全支援センターの運営

3,176万円(3,556万円)

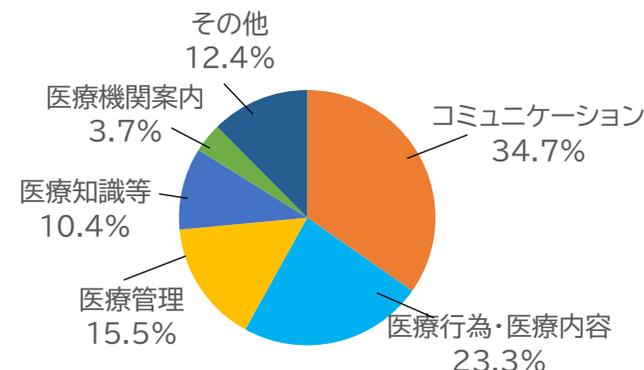
(ア) 医療安全相談窓口

3,031万円(3,047万円)

市内医療機関に関する患者等からの相談や苦情に対応する相談窓口の運営について、看護職等の医療職による対応が可能な専門の事業者へ委託して実施します。

また、外部有識者による医療安全推進協議会を開催します。

相談件数	(単位:件)			
	5年度実績	6年度実績	7年度見込	8年度見込
相談件数	3,610	3,556	4,000	4,000
1日平均数	14.9	14.6	16.5	16.5



相談内容内訳(7年度10月末時点)

(イ) 医療安全推進のための情報提供

146万円(509万円)

市民の皆様を対象に、医療機関において円滑なコミュニケーションを取るためのヒントや医療制度に関する知識について、講演会やパンフレット、デジタルサイネージ等を活用して啓発を行います。

また、医療従事者を対象に、患者とのコミュニケーション等をテーマとした研修会を実施します。

知って得する!
医療のしくみ

~安心して診療を受けるためには~



2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(6) 医療安全対策の推進

イ 医薬品等の安全対策

1,759万円(1,712万円)

(ア) 薬局等許認可・監視指導

1,377万円(1,235万円)

法改正により新たな業態(登録受渡店舗⁷)の登録等を行うため、医務薬務台帳管理システムを改修します。

定期立入検査件数(概ね3年に1回実施)

(単位:件)

	5年度実績	6年度実績	7年度見込	8年度見込
薬 局	343	484	490	490
医 薬 品 販 売 業	155	204	220	220
毒 物 劇 物 販 売 業	124	172	190	190

(イ) 衛生検査所許認可・監視指導

125万円(134万円)

定期立入検査件数(2年に1回実施)

(単位:件)

5年度実績	6年度実績	7年度実績	8年度見込
17	13	10	11

(ウ) 薬物乱用防止啓発

257万円(343万円)

若年層においてオーバードーズが疑われる救急搬送数が多いため、教職員を対象とした研修会やYouTube広告、薬物乱用防止キャンペーン等により、薬物乱用の危険性を啓発します。

市内のオーバードーズが疑われる救急搬送数(6年度)

(単位:人)

年齢	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~	総数
搬送数	140	285	188	98	103	104	918
構成比	15.3%	31.0%	20.5%	10.7%	11.2%	11.3%	-

⁷ 登録受渡店舗:薬局等からの委託を受けて医薬品を保管し、委託元の薬剤師等からオンラインなどで情報提供された購入者に医薬品を渡すことができる薬剤師等が常駐しない店舗

Ⅲ 主な取組

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(6) 医療安全対策の推進

ウ 医療指導

7,628万円(4,426万円)

(ア) 医療機関等許認可・監視指導

3,702万円(3,549万円)

医療法等に基づき、病院・診療所等の許認可及び監視指導を行います。また、生命・身体への影響が疑われる場合には、迅速に臨時立入検査等を行います。

病院・診療所の許認可

(単位:件)

	5年度実績	6年度実績	7年度見込	8年度見込
病 院	715	657	725	725
診 療 所	4,687	5,008	4,700	4,700
助 産 所	42	42	45	45
あ は き ・ 柔 整 ⁸	1,203	1,250	1,210	1,210
出張専門(あはき)	129	124	135	135
滞在業務(あはき)	-	-	4	-
歯 科 技 工 所	81	70	85	85
合 計	6,857	7,151	6,904	6,900

医療法第25条第1項に基づく定期立入検査等*

(単位:件)

	5年度実績	6年度実績	7年度見込	8年度見込
病 院	131	130	130	130
有 床 診 療 所	63	59	59	59
助 産 所	12	12	12	12

* 定期検査は毎年実施(現地での検査を病院は2年に1回、有床診療所・入所施設を有する助産所は4年に1回実施。書面検査については全施設毎年実施)

⁸ あはき:あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術所
柔整:柔道整復師法に基づく施術所

2 2040年に向けた医療提供体制の構築

(6) 医療安全対策の推進

ウ 医療指導

(イ) 医療法人許認可

909万円(861万円)

医療法に基づいて、医療法人の許認可及び監督指導を行い、適切で安全な医療提供体制を確保します。

医療法人の許認可

(単位:件)

	5年度実績	6年度実績	7年度見込	8年度見込
医療法人設立認可	40	35	40	40
医療法人定款変更等認可	58	66	60	60
各種届	3,687	3,778	3,700	3,700
合計	3,785	3,879	3,800	3,800

(ウ) 横浜市病院安全管理者会議

17万円(16万円)

市内病院の医療安全専従の医師や看護師が中心となり、講演やワークショップを通じて病院間の情報共有と連携を強化します。専門部会*では職種別の課題と解決策を共有することで、市内医療機関の医療安全を推進します。

* 参加職種(医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士)

令和7年度	実施日	テーマ	開催様式	参加者数/施設数
第1回 全体会議	令和7年10月16日	身体的拘束の適正化にむけた取組について	講演+ワークショップ	56名/38施設
第2回 全体会議	令和8年2月12日(予定)	モニターアラームコントロールについて(予定)	講演+ワークショップ	—

(エ) 衛生統計調査の実施

3,000万円

医療行政の基礎データとなる、2年に1回実施の医師・歯科医師・薬剤師統計と衛生行政報告例、及び3年に1回実施の医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査を実施します。

3 医療体制の充実・強化

救急医療、周産期医療及び小児医療体制を維持し、安心して適切な医療を受けられる体制を確保するとともに、疾患別医療対策を進めます。

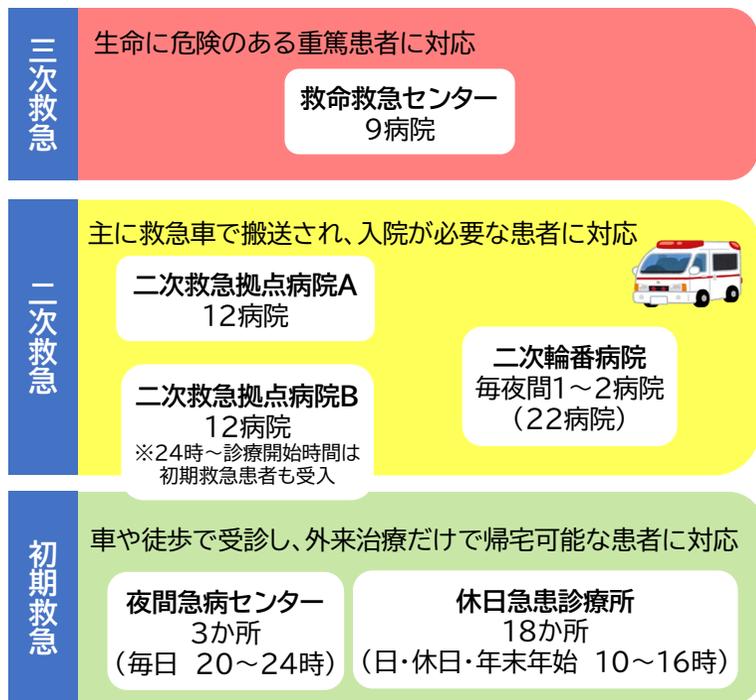
(1) 救急医療体制の確保 新中期

12億6,361万円(11億246万円)

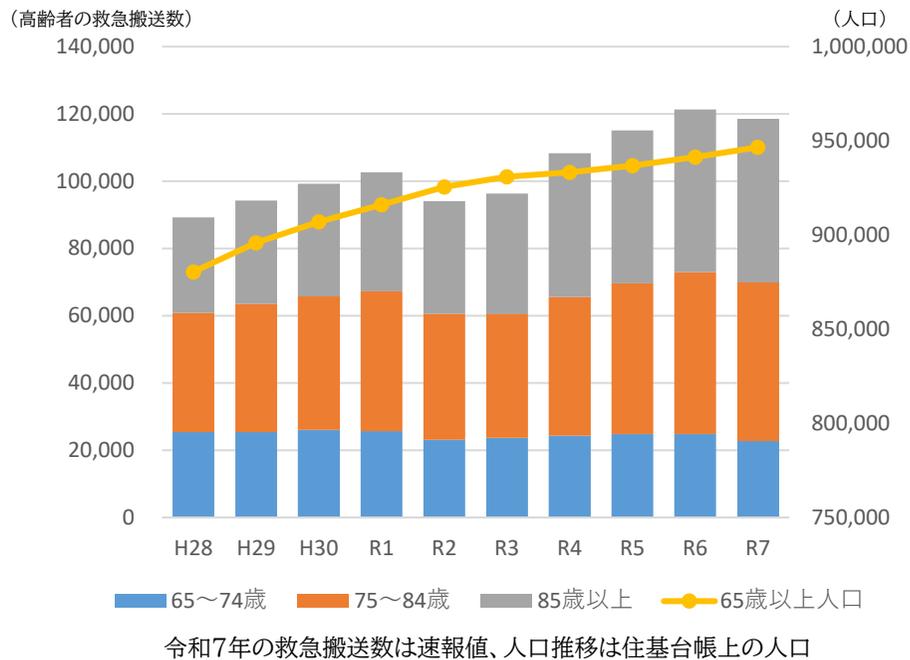
超高齢社会の進展により救急需要の増加が見込まれる中、初期救急から三次救急まで症状に応じて適切な救急医療を提供できる体制を維持します。

なお、本市の救急医療体制に参加している病院の経営状況を鑑み、臨時的な支援を実施します。

救急医療体制



高齢者(65歳以上)の救急搬送数と人口推移



令和8年4月1日時点(見込)

(1) 救急医療体制の確保 新中期

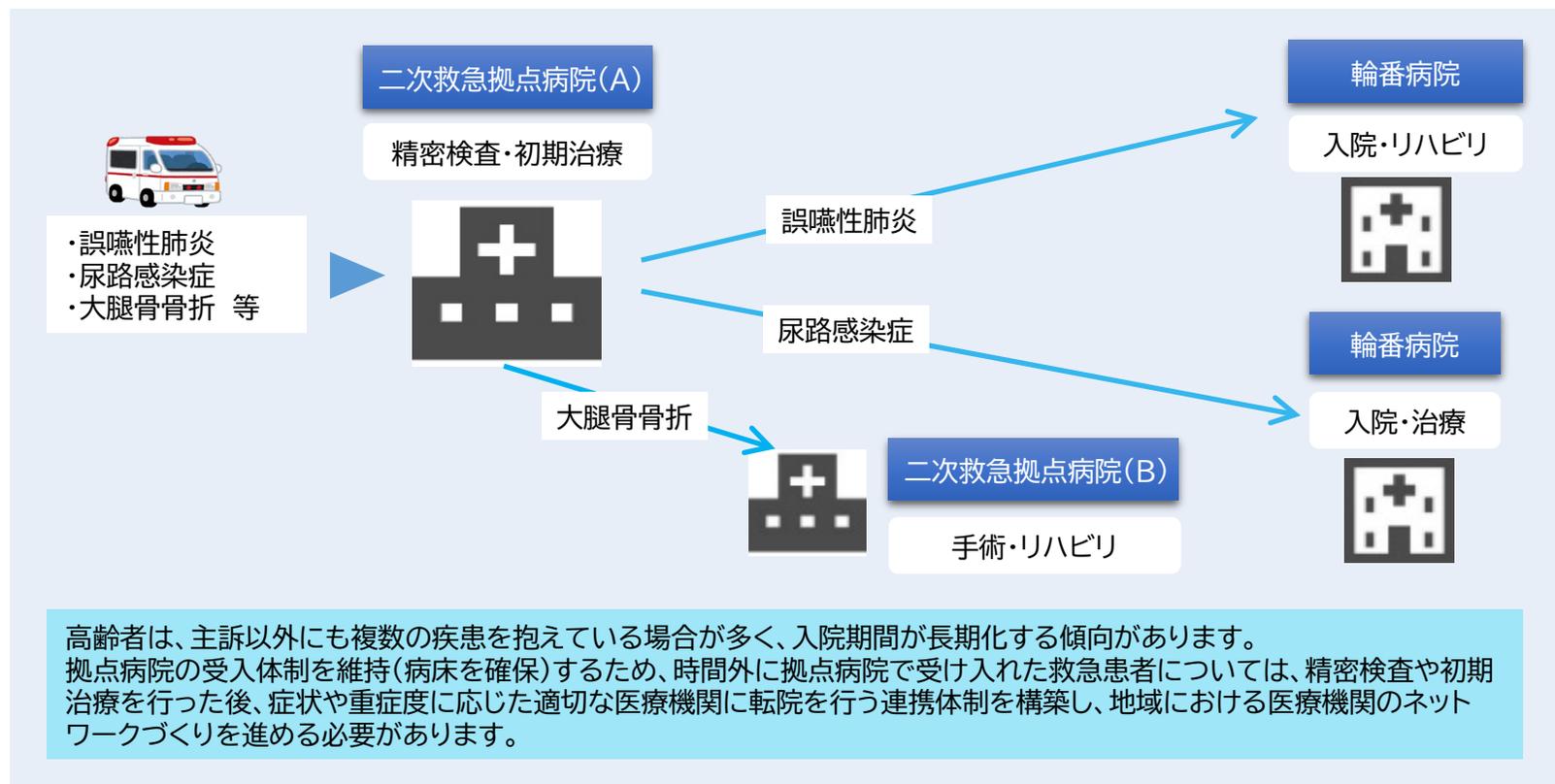
ア 高齢者救急の増に対応する救急医療体制の確保

3億9,510万円(4億50万円)

夜間・休日の救急医療体制を確保するため、24時間365日、救急患者を受け入れる二次救急拠点病院や、輪番で救急患者を受け入れる病院の体制確保への補助を行います。

8年度は救急患者が重症度や症状に応じて適切な病院に転院する連携体制の構築を図り、本市が目指す「地域完結型医療」を推進していきます。

連携体制のイメージ



3 医療体制の充実・強化

(1) 救急医療体制の確保 新中期

イ 救急医療DXの活用

612万円(2,632万円)

傷病者情報共有システムを活用した救急隊と医療機関との搬送調整を7年度末から開始します。

傷病者の症状や血圧などのバイタルサイン情報、受傷部位の画像等をDXにより救急隊と医療機関が共有することで、病院までの搬送時間の短縮や受入れ後の速やかな治療開始につなげます。

救急医の負担軽減や事務の効率化につなげ、より多くの患者を受け入れられるようにします。



ウ 疾患別救急医療

1,460万円(1,471万円)

発症後に迅速な処置が求められる疾患について、治療体制が整った医療機関に速やかに救急搬送を行うための体制を確保します。また、搬送困難となる可能性の高い疾患について、引き続き円滑な救急受入れを図ります。

疾患区分	体制参加数	体制の概要
脳血管疾患	31病院	脳血管疾患を専門とする医師が対応できる救急病院で、CT又はMRIが速やかに実施できる体制を確保
心疾患	23病院	循環器内科又は救急科当直医が常駐し、緊急カテーテル治療等、急性冠症候群に対応できる体制を確保
外傷	外傷救急 35病院 重症外傷センター 2病院	〈外傷救急〉 脳神経外科及び整形外科を標榜し、X線撮影等の必要な検査や緊急手術を実施できる体制を確保 〈重症外傷センター〉 常に外傷診療・手術が可能な医師が常駐し、重症外傷症例を集中的に受け入れる体制を確保
精神疾患を合併する身体救急	3病院	身体救急患者の特定症状に対し、精神科医による処置が可能で、救急科部門と精神科部門が連携して診療可能な体制を確保 (特定症状:自殺企図や他害行為などで身体的な治療処置が困難となる精神症状等)

令和8年4月1日時点(見込)

3 医療体制の充実・強化

(1) 救急医療体制の確保 新中期

工 初期救急医療機関の機能強化

6億6,277万円(6億2,375万円)

(ア) 横浜市救急医療センターの運営

2億3,399万円(2億1,115万円)

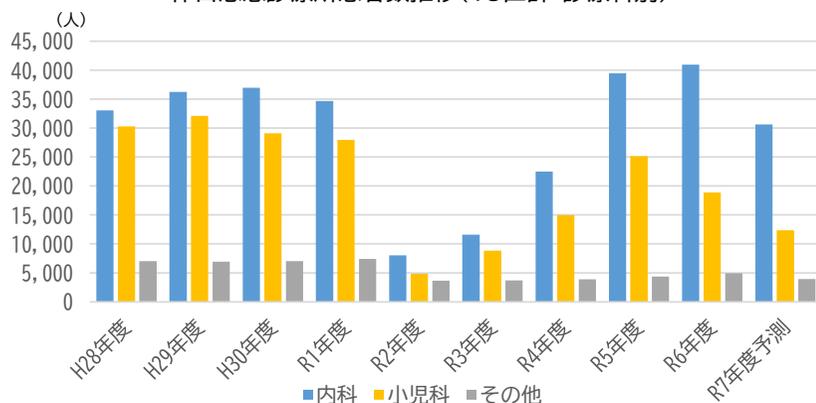
横浜市救急医療センターを指定管理者(横浜市医師会)により管理運営します。

(イ) 休日急患診療所及び夜間急病センターの運営支援

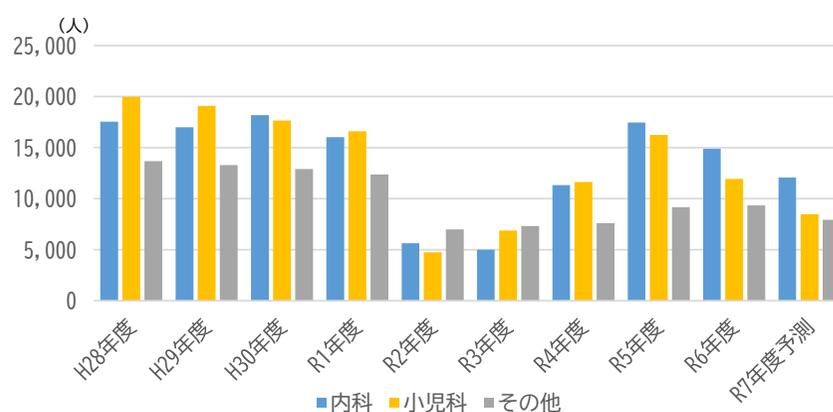
3億9,878万円(3億4,020万円)

各区休日急患診療所、夜間急病センター(北部・南西部)の運営支援を行います。

休日急患診療所患者数推移(18区計・診療科別)



夜間急病センター患者数推移(3施設計・診療科別)



(ウ) 小児・初期救急医療体制の拡充 社福基金

3,000万円(2,200万円)

18~20時に増加する小児医療需要に対応するため、7年度は小児人口の多い北東部地域において、済生会横浜市東部病院及び横浜労災病院でのウォークイン患者⁹の受入時間を拡大しました。

8年度は受入医療機関を拡大し、小児・初期救急医療体制の機能強化を進めます。

⁹ ウォークイン患者:来院方法が救急車以外の患者

Ⅲ 主な取組

3 医療体制の充実・強化

(2) 妊娠・出産から一貫したこどものための医療体制の充実

4億1,788万円(4億1,324万円)

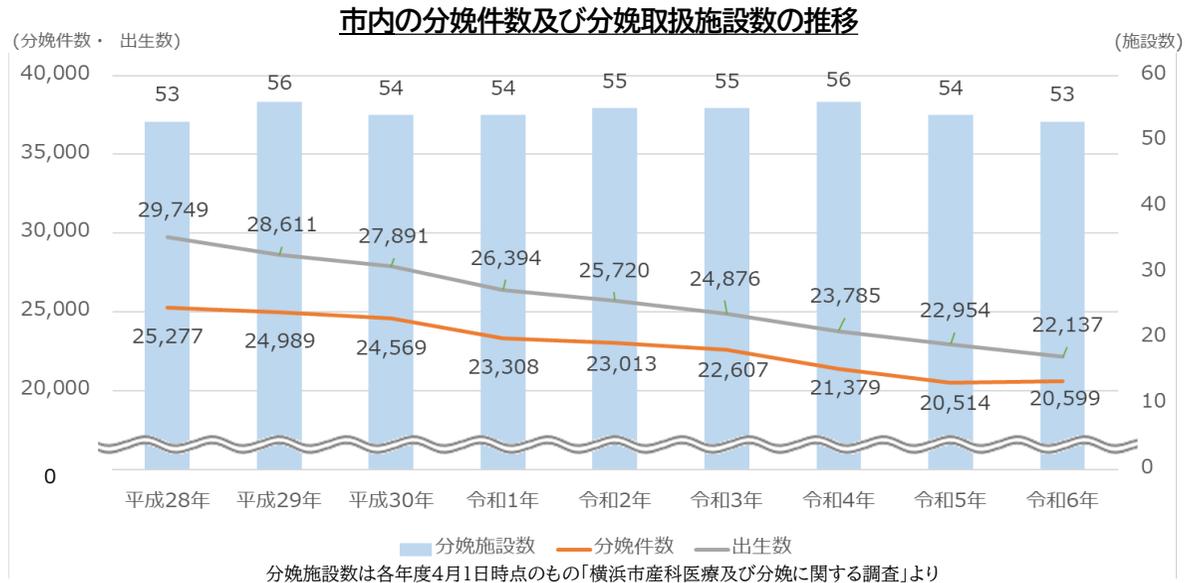
ア 産科医療対策 県基金

1億2,019万円(1億2,019万円)

市内3病院(市立市民病院、横浜労災病院、済生会横浜市南部病院)を「産科拠点病院」に指定し、ハイリスク分娩や産婦人科救急の受入れを進めます。

また、分娩取扱施設を対象として、分娩取扱体制の確保や医療機器購入費、研修等を対象に補助を行います。

出産費用の保険適用化等、国の動向も注視しつつ、引き続き地域で安全・安心に出産できる環境を確保していきます。



イ 周産期救急医療対策 新中期

5,000万円(5,250万円)

分娩時の急変など、周産期は母子ともに身体・生命にかかわる事態が発生する可能性が高いことから、周産期救急医療体制として、三次救急を担う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターや、地域の産科クリニックなどからの患者を受け入れる周産期救急連携病院の体制確保等に係る経費を補助し、受入体制を確保します。

3 医療体制の充実・強化

(2) 妊娠・出産から一貫したこどものための医療体制の充実

ウ 小児救急医療体制の維持

新中期 県基金

2億2,500万円 (2億3,538万円)

こどもの急な病気やケガに対して、いつでも安心して適切な医療を受けられるよう、初期から二次の切れ目のない救急医療体制を確保します。24時間365日、救急患者を受け入れる小児救急拠点病院(7か所)や、輪番で救急患者を受け入れる小児輪番病院に対して受入体制に係る経費の一部を補助します。

小児救急医療体制(時間帯別)

〈平日・土曜〉

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
初期	(0時～診療開始時間)								かかりつけの病院・診療所 (医院・クリニック)										(18～20時) ※一部の小児救急拠点病院	夜間急病センター (3か所)				
2次	小児輪番病院 (18～7時)								小児救急拠点病院 (7病院)										小児輪番病院 (18～7時)					

〈日曜・祝日〉

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
初期	(0時～診療開始時間)								かかりつけの病院・診療所 (医院・クリニック)										夜間急病センター (3か所)					
									休日急患診療所 (18か所)									※一部の小児救急拠点病院						
2次	小児輪番病院 (18～7時)								小児救急拠点病院 (7病院)										小児輪番病院 (18～7時)					
															小児輪番病院 (10～17時)									

3 医療体制の充実・強化

(2) 妊娠・出産から一貫したこどものための医療体制の充実

エ こどもホスピス支援〈拡充〉

2,269万円(517万円)

「横浜こどもホスピス～うみとそらのおうち」は、いのちに関わる病気で治療中心の生活を送るこどもと家族を支える施設として、令和8年11月に開所後5年を迎えます。本市では、引き続き事業費の補助と市有地の無償貸付を行うとともに、国のこどもホスピス支援モデル事業を活用し、ホスピスケアの提供や家族からの相談支援事業、メタバースを活用した交流事業への支援拡大など、更なる支援の充実を図ります。行政が支援する形でホスピス運営を行う全国でも初のケースであり、現在各地で検討されているこどもホスピスのリーディングケースとしての役割を果たします。

利用実績	R3	R4	R5	R6	R7*	合計
延登録家族数	5	41	63	77	98	98
利用家族数(回)	16	209	239	307	253	1,024

* R7年11月末時点



施設外観(事業者提供)



施設利用の様子(事業者提供)

Ⅲ 主な取組

3 医療体制の充実・強化

(3) 疾患別対策

1,351万円(1,997万円)

ア 心臓リハビリテーションの推進

846万円(1,598万円)

心臓病の患者が地域、在宅まで切れ目なく心臓リハビリテーションを受けられるよう、地域連携や人材育成を支援します。

また、マンガ啓発冊子やポスターを活用し、市民の皆様や医療従事者に心臓リハビリテーションの有用性と必要性について啓発します。



イ 糖尿病の重症化予防

213万円(308万円)

多職種連携による患者支援ツール「わたしの糖尿病連絡ノート」の活用を広めます。また、医療・介護従事者向けの研修会を実施します。妊娠糖尿病に対する市民の理解を促すために、市内医療機関や区役所の両親教室等でリーフレットを活用した啓発を行います。

ウ 慢性腎臓病(CKD)の予防〈拡充〉

292万円(91万円)

成人の約5人に1人が慢性腎臓病(CKD)を抱えているとされています。CKDは自覚症状が乏しいまま進行し、放置すると腎不全に至り、透析治療を余儀なくされる場合があります。こうした重症化を防ぐためには、早期の専門医による治療が極めて重要です。そこで、かかりつけ医が市内で統一した紹介基準により、腎臓専門医へ円滑に紹介できる病診連携体制を構築します。

また、市民のCKDに関する認知度を向上させるため、市民向けイベントやデジタルサイネージ、SNS等を活用し、早期受診の重要性を広く周知します。



医療機関等の経営安定化に向けた支援

医療現場が直面する厳しい経営環境を踏まえ、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、安心して医療サービスを受けられる体制を確保するため、医療機関等の経営安定化に向けた支援や取組を行います。

(1) 救急医療体制参加病院臨時支援事業

厳しい経営環境に直面する本市の救急医療体制に参加している病院に対し、安定的な救急医療の提供を支援するため、臨時的な支援を行います。

なお、医療機関等に対しては、令和7年12月に補正予算措置された国の総合経済対策に基づき、医療・介護等支援パッケージとして、物価・賃金の上昇に対応するための支援が実施されます。さらに、神奈川県からは物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した支援も行われます。

支援内容	
対 象	市救急医療体制参加病院
支援額	総額 1億6,330万円 1床あたり1万円

(2) 国への提案・要望

医療機関が直面する課題について、国に対し横浜市独自で提案・要望を行うとともに、九都県市首脳会議や指定都市市長会と連携した提案・要望も行うなど、様々な機会を捉えて国に働きかけを行っています。

* 主な提案・要望内容

- ・ 緊急的な財政支援
- ・ 物価・賃金の上昇に適切に対応できる診療報酬制度の構築
- ・ 控除対象外消費税の負担解消に向けた抜本的な改善



国の制度及び予算に関する提案・要望
令和7年11月
横浜市

(3) 持続可能な医療提供体制の確保に向けた取組

救急・産科・小児などの政策的医療を引き続き支援するとともに、医療人材の確保・定着に向けた支援を実施します。

また、今後の医療需要に応じた体制構築に向けて、医療機関それぞれが特長を生かし、ニーズに沿った役割を発揮することで、地域全体で患者を支えていく「地域完結型医療」の推進に力を入れ、医療の効率性を高めるとともに、経営の安定化にもつながっていきます。

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

市民の皆様が健康で安心した生活を送れるよう、感染症や食中毒などのまん延防止や快適な生活環境の確保に取り組みます。また、難病患者や医療的ケア児・者、認知症患者などの方々への支援を強化するとともに、疾病等の予防・早期発見につながる施策を推進し、本人や周囲の人にとって自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応〈拡充〉〈再掲〉

1,157万円(1,518万円)

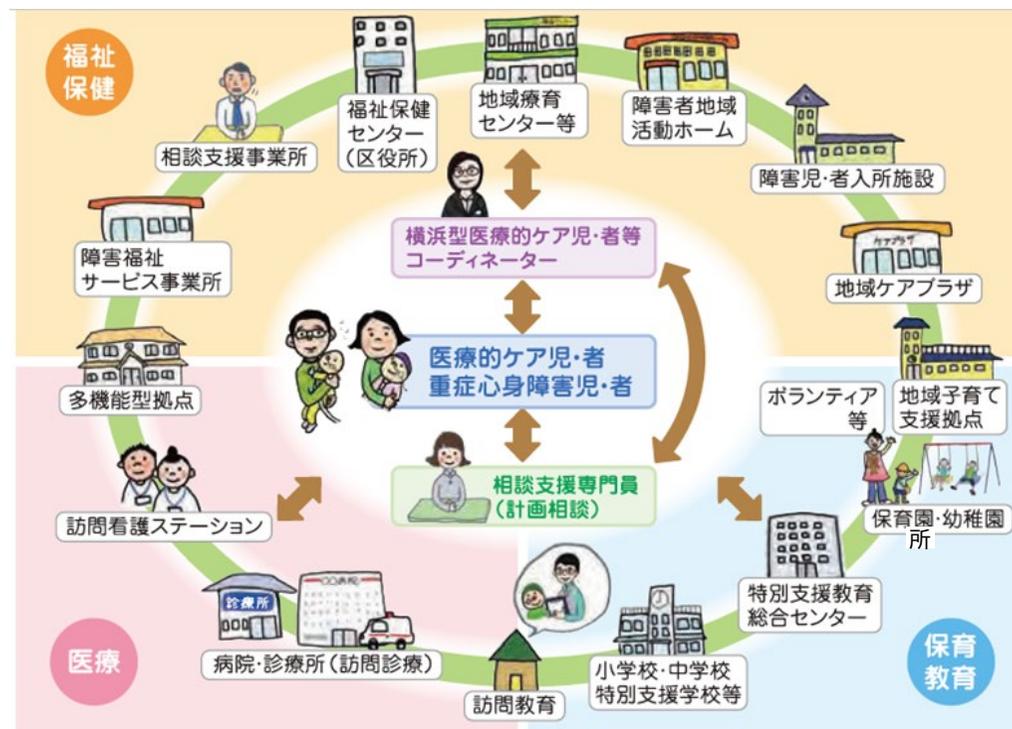
ア 医療的ケア児・者等支援の促進〈拡充〉

905万円(738万円)

* こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施

医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、市内の医療機関や福祉施設等に従事する職員を対象とする支援者養成研修を実施します。

8年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を実施します。



医療的ケア児・者等への相談・支援体制イメージ

4 保健医療施策の推進

(1) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応

イ 医療的ケア児・者等を支える看護師への支援

252万円(780万円)

7年度までに育成した医療的ケアの経験が豊富な支援看護師が、医療的ケア児・者を受け入れている施設等の看護師に対し、実技等の対面研修を実施するほか、看護師同士の交流により課題の解決や不安解消を図ります。

(2) 歯科保健医療の推進

1億1,075万円(1億775万円)

ア 歯科保健医療センターの運営〈拡充〉

1億615万円(1億115万円)

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助します。また8年度は、施設老朽化に伴う修繕費の一部を新たに補助します。

イ 歯科保健医療の推進 新中期

460万円(660万円)

横浜市歯科医師会が実施する障害児・者歯科診療研修事業、嚥下機能評価研修や、周術期口腔ケアの市民啓発に係る費用の一部を補助します。

また、関係機関等との意見交換を行いながら、障害児・者歯科保健医療の充実に向けた施策を進めます。

本市の障害児・者歯科医療体制

種別	内容	医療機関数	医療機関名
一次医療	障害児・者のかかりつけ歯科医による治療	104か所	心身障害児・者歯科診療協力医療機関
二次医療	地域の歯科医療機関では実施が困難な治療	1か所	横浜市歯科保健医療センター
三次医療	高度で専門的な対応(全身麻酔や入院設備など)を必要とする治療	3か所	・神奈川県立こども医療センター ・神奈川歯科大学附属横浜クリニック ・鶴見大学歯学部附属病院

4 保健医療施策の推進

(3) 総合的なアレルギー疾患対策

2,400万円(2,400万円)

約2人に1人がかかるとされるアレルギー疾患への対策として、市民の皆様へ適切な情報を発信するとともに、県アレルギー疾患医療拠点病院である市立みなと赤十字病院と連携し、医療機関や保育・教育施設などのアレルギー対応力の向上を図り、地域で安心して暮らせる環境をつくります。

ア アレルギー医療水準の向上・均てん化〈新規〉

1,609万円

食物アレルギー・ぜん息など診療領域別の医師向け研修や看護師・薬剤師など専門領域別の医療従事者向け研修の実施、地域の診療所等を検索できる医療機関システム構築等により、アレルギー医療水準の向上・均てん化を図ります。

イ アレルギー対応力向上への取組〈新規〉

350万円

(ア) 当事者を支える人材の育成

幼稚園、保育所、児童福祉施設、小学校及び中学校の教員・職員向け食物アレルギー対応研修を実施します。

(イ) こども・子育て世帯向けの啓発

地域子育て支援拠点への専門医療スタッフの派遣による市民向け相談会、みなと赤十字病院における小児アレルギー個別相談を実施します。
また、小児アレルギー対応リーフレットを医療機関や区役所等で配布します。

(ウ) 災害時対応の強化

地域防災拠点におけるアレルギー対応の整備や防災ハンドブックを活用し、医療機関等と連携して啓発します。

ウ 当事者及び有識者等との連携の推進

441万円(1,550万円)

施策の充実に向け、当事者・医療関係者等との意見交換等により実態把握を進めます。

市民のアレルギーり患状況



疾患別り患状況



7年度本市「アレルギー疾患に係る市民意識調査」の結果を元に作成

4 保健医療施策の推進

(4) 認知機能低下への早期対応 (MCI¹⁰・軽度認知症対応)

800万円(1,000万円)

横浜市の認知症高齢者数は年々増加し、2025年は12.6万人、2040年には約17.9万人と推計され、高齢者の6.7人に1人が認知症となることが見込まれます。

7年度に実施をした、認知症のリスク因子の一つである難聴への早期発見・介入を目的とした補聴器購入費助成のモデル事業を継続します。50歳以上の市民税非課税世帯で、軽度・中等度難聴の方を対象に補聴器購入費の助成を実施し、補聴器装用前後のアンケートにより事業効果を測定します。

また、認知症抗体医薬の治療に関する情報をお探しの方が円滑に情報を取得できるよう、市民の皆様に向けて情報発信を行います。

認知症のリスク因子とは

医学誌『The Lancet』の最新の研究で、認知症リスクに対処することで、認知症の45%は遅らせたり軽減できる可能性が明らかになりました。

うち中年期(18~65歳)までの認知症リスクとして難聴があげられており、対策をとることで7%認知症の予防ができることが示唆されています。

* 難聴と認知症の因果関係を検討する研究に関しては、国立長寿医療センターのインハウス研究として引き続き行われています。

軽度・中等度難聴でお悩みの方へ

横浜市

令和7年度 補聴器購入費助成事業のご案内

申請期間 8月18日から1月16日(必着)まで

横浜市では、認知症リスク因子の一つである「難聴」の改善のため、補聴器購入費助成を行います。補聴器相談医と一緒に、補聴器購入前からの適切な診断と相談によって、快適に補聴器を使い続け、聞こえの改善による日常生活や社会参加を支援します。

助成金上限 **20,000円**
(補聴器購入費と20,000円のいずれか少ない額)

助成を受けることができる方 ※次のいずれにも該当する方

- 申請日時時点で横浜市に住民票がある50歳以上の方(今年度50歳となる方も含む)
- 市民税非課税世帯に属する方(生活保護法による保護を受けている世帯を含む)
- 両耳の聴力レベル30デシベル以上で、補聴器を使う必要があると、耳鼻咽喉科補聴器相談医から証明が得られる方

※聴力レベルは30デシベル未満でも、補聴器の必要性を認めると補聴器相談医が判断した場合も含む

- 身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない方、又は交付対象でない方
- 補聴器装用前・装用後アンケートに回答できる方

本事業以外の本市の助成により補聴器の購入費の支給を受けていない方
過去に本事業による助成金の交付決定を受けていない方/暴力団員でないこと

注意事項

- 本申請受付日(令和7年8月18日)より前に購入されたものについては、助成の対象になりませんのでご注意ください。
- 管理医療機器の補聴器の購入費が助成対象であり、医療機器認定を受けていない楽器は助成の対象外です。(付属品のみ、修理やメンテナンス等の費用も助成対象外です。)
- 助成金の交付は先着順(300人)となりますので、予算上限に達し次第、受付終了となります。
- 補聴器の購入に備えたら、耳鼻咽喉科医(補聴器相談医)にご相談ください。

問い合わせ先 横浜市 医療局医療政策課 TEL 045-671-4872 Email ir-hochoki@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN
2027年員寿州芸術祭 2027年3月~9月 横浜・上野国

申請期間は令和8年2月27日(必着)までに延長しています

¹⁰ MCI(Mild Cognitive Impairment、軽度認知障害): 認知症には至っておらず、基本的には日常生活を正常に送ることができるが、同じ年代の人と比べて認知レベルが低下している状態

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(5) 感染症対策

133億1,869万円(135億1,921万円)

感染症の発生及びまん延防止のため、予防接種の推進及び健康被害の救済、感染症の予防啓発や発生動向の調査・分析等を行います。また、新興感染症発生時に機動的な対応がとれるよう、必要な訓練等を行います。

ア こどものための予防接種

83億1,024万円(80億7,005万円)

(ア) 定期予防接種〈拡充〉

83億724万円(80億6,805万円)

市内の予防接種協力医療機関で全額公費負担にて予防接種を実施し、感染症の発生及びまん延を予防します。

また、妊婦を対象としたRSウイルス母子免疫ワクチンについて、令和8年4月から新たに定期予防接種の対象に追加します。

類 型	主な対象者	対象の予防接種
A類疾病の定期接種 (目的:集団予防と重篤な疾患の予防) (努力義務あり・全額公費負担)	小児	五種混合、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、麻しん風しん混合、BCG、水痘、日本脳炎、二種混合、HPV、RSウイルスワクチンなど
B類疾病の定期接種 (目的:個人の発病や重症化予防) (努力義務なし・一部公費負担)	高齢者	带状疱疹、新型コロナウイルス、インフルエンザ、成人用肺炎球菌

定期予防接種の類型(A類とB類)

(イ) 骨髄移植により免疫を失った方への再接種費用助成

200万円(200万円)

骨髄移植等により定期予防接種の免疫が失われたこどもに対し、再接種費用を助成します。

(ウ) 定期接種化の検討が行われているワクチンに係る調査〈新規〉

100万円

国で定期接種化が検討されているワクチンの早期定期接種化に向け、国への要望を継続していくにあたり必要な調査を行います。

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(5) 感染症対策

イ 高齢者のための予防接種

43億8,086万円(47億9,609万円)

高齢者のための定期予防接種として、以下の各ワクチンに係る接種費用の一部又は全額を助成します。

予防接種	対象者など	自己負担額
带状疱疹ワクチン接種	65歳の方及び60歳以上65歳未満で免疫機能に一定の障害を有する方 *11年度までの経過措置として65歳以上は70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象  個別案内通知	・生ワクチン 4,000円 ・組換えワクチン 10,000円 (2回接種で20,000円)
新型コロナウイルスワクチン接種	65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方	7,000円
高齢者インフルエンザワクチン接種〈拡充〉	65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方 *75歳以上の方は、高用量インフルエンザHAワクチンも選択可となります。	2,300円 (高用量は検討中)
肺炎球菌ワクチン接種〈拡充〉	65歳の方及び60歳以上65歳未満で一定の障害を有する方 *使用ワクチンがより効果の期待できるPCV20に切り替わります。	5,000円(予定)

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(5) 感染症対策

ウ 風しんの感染拡大防止対策

1億2,735万円(1億4,712万円)

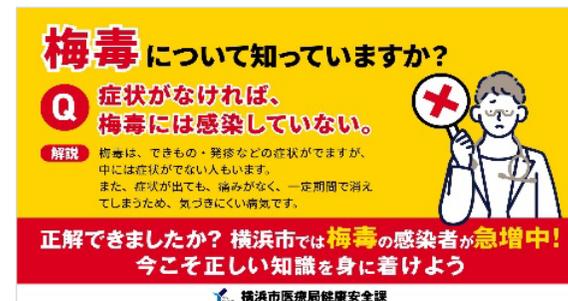
「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防のため、妊娠を希望する女性とそのパートナー及び同居家族等に対し、予防接種費用及び抗体検査費用を助成します。

エ エイズ・性感染症予防対策

6,460万円(6,300万円)

HIV・性感染症の感染予防、早期発見、適切な医療提供等のため、受検者の利便性を考慮した土日検査、多言語対応可能な夜間検査など、エイズに関する相談・検査(無料・匿名)を実施します。

また、急増している梅毒等の性感染症に対する正しい知識の普及啓発を行います。



梅毒の啓発資料

オ 結核対策

1億7,906万円(2億607万円)

結核患者へ適切な医療提供と医療費の公費負担及び接触者等への健康診断を行います。さらに、健康福祉局の寿地区年末年始対策事業と共同で健康診断を実施します。

また、各区で実施する放射線撮影業務を段階的に医療機関への委託に統合することにより受診機会を拡充します。(実施予定区:鶴見区・西区・戸塚区)



服薬手帳(9言語対応)

4 保健医療施策の推進

(5) 感染症対策

カ 感染症・食中毒対策

感染症等について、啓発により発生防止に努めるとともに、発生時には迅速な調査等により被害の拡大を防止します。

また、麻しん患者と接触したワクチン未接種者等にMR(麻しん風しん混合)ワクチンを緊急接種できるよう、市内医療機関等との連携を強化します。

あわせて、感染力が強く、り患した場合に重篤化する危険性の高い一類感染症など(エボラウイルス感染症や中東呼吸器症候群等)に備えた訓練を実施します。

5,148万円(5,000万円)



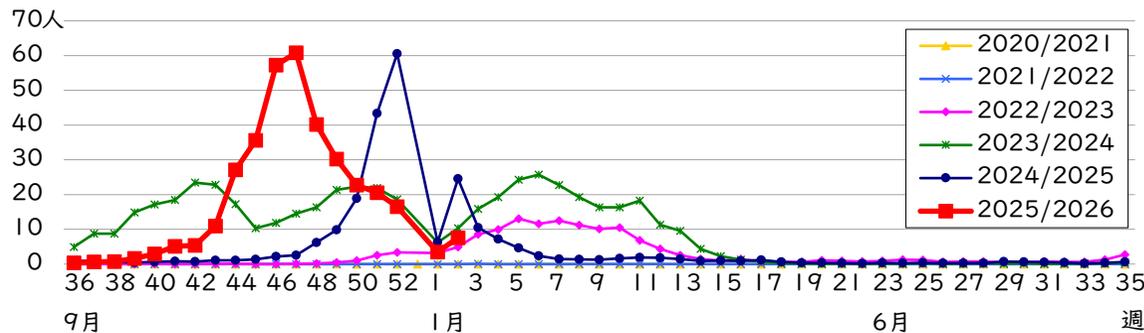
一類感染症等患者移送訓練

キ 感染症発生動向調査

季節性インフルエンザや新型コロナウイルスなど各種感染症の発生動向を調査・分析し、メディカルダッシュボードを活用したウェブサイト等による発信を通じて予防対策等につなげます。

また、蚊媒介感染症対策として、蚊のモニタリング調査を行います。

8,436万円(7,342万円)



季節性インフルエンザの発生動向



蚊モニタリング調査「人囮法」

4 保健医療施策の推進

(5) 感染症対策

ク 新興感染症(新型インフルエンザ等)対策

2,549万円(3,053万円)

(ア) 新興感染症への備え

2,529万円(3,053万円)

第一種協定指定医療機関(発生時の入院受入医療機関)や関係機関等と連携して、発生時のシミュレーション訓練を実施するとともに、有事に備え、マスクやガウンなどの個人用感染防護具¹¹の備蓄を行います。

また、職員向けの訓練・研修等を通じて、人材の育成を行うと共に、正しい知識や感染対策等について、市民等に啓発を行います。



個人用感染防護具着脱訓練の様子

(イ) 横浜市感染症対策協議会(仮称)の新設〈新規〉

20万円

横浜市感染症予防計画及び横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画¹²に基づき、感染症発生時に迅速かつ機動的に対応するため、医療機関・関係団体と平時から連携体制を強化することを目的として「横浜市感染症対策協議会(仮称)」を新設します。

¹¹ 個人用感染防護具:セット内容(フェイスシールド、キャップ、ガウン、N95マスク、手袋)、サージカルマスク、消毒用アルコールなど

¹² 横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画:新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に基づき策定(令和8年3月改定予定)

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(6) 食の安全確保

2億4,050万円(2億5,569万円)

ア 食品衛生監視指導

6,179万円(6,866万円)

食品衛生法に基づき策定した食品衛生監視指導計画のもと、市内関係施設等への立入点検や衛生指導を行い、衛生状態の維持向上、食中毒の発生予防につなげます。eラーニングによる事業者向け衛生講習会を開催し、効率的な受講促進につなげます。また、横浜マラソン等、市内で行われる大規模なイベントにおいて提供される食品の衛生指導に取り組みます。

イ 食品検査関連の取組

3,444万円(3,833万円)

食品衛生監視指導計画のもと、市内で流通・製造・販売される食品の安全性を確認するため抜き取りを行い、微生物・理化学検査を実施して、違反・不良食品の排除に取り組みます。



微生物検査(黄色ブドウ球菌)



理化学検査(残留農薬)

ウ 食品衛生の啓発・食品の適正表示の推進

857万円(1,109万円)

食中毒発生予防のため、SNSやYouTube広告等を活用し、市民の皆様に向けた動画での啓発に取り組みます。

また、栄養成分表示を学び健康づくりに役立てるため、YouTube広告や小学校給食献立表内広告等を活用した市民の皆様に向けた啓発動画を広報します。



カンピロバクター予防啓発動画



栄養成分表示啓発動画

4 保健医療施策の推進

(6) 食の安全確保

エ 中央卸売市場本場食品衛生検査所の運営

3,091万円(3,513万円)

早朝から中央卸売市場本場等に入荷・流通する水産物や青果物、加工食品等の監視・抜取検査を実施し、違反食品等の発見・排除に取り組みます。また、市場内の食品関係施設の監視指導や営業許認可調査、衛生講習会等を実施します。



早朝監視(水産)

オ 食肉衛生検査所の運営

1億479万円(1億248万円)

と畜場法に基づき、食肉市場に搬入される牛豚等のと畜検査及び検査に伴う微生物・病理組織・理化学検査を実施します。また、BSE(牛海綿状脳症)については、全ての牛の特定部位(脊髄等)の除去作業等を行います。



理化学検査(動物用医薬品)

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(7) 快適な生活環境の確保

6,152万円(7,255万円)

環境衛生関係施設への監視指導等により、感染症などの健康被害を防止するとともに、安全で衛生的な生活環境を確保します。

ア 環境衛生監視指導等

1,744万円(2,751万円)

旅館、公衆浴場、理容所、美容所などの環境衛生関係営業施設やいわゆる民泊施設を安心して利用していただくため、監視指導等を実施します。

レジオネラ症の発生を予防するための施設の維持管理に関する啓発、蚊が媒介する感染症の発生やねずみ等による被害の発生を防止するための啓発に取り組みます。

イ 公衆浴場確保対策

4,408万円(4,504万円)

一般公衆浴場に対して、市民の皆様の公衆衛生の向上の観点から、設備改善や水質検査費等に対する支援を行うほか、6年度から開始した親子での利用促進に向けた取組を充実させることとし、引き続き補助を実施します。



啓発チラシ



デジタルサイネージの画面



横浜市浴場協同組合による啓発画像

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(8) 衛生研究所の取組

3億8,005万円(3億5,654万円)

感染症を予防し、食品等の安全を守り、市民の皆様の衛生的な生活環境を確保するために、試験検査、調査研究、研修指導、公衆衛生情報の収集・解析・提供を行います。

ア 衛生研究所の管理運営

1億7,884万円(1億8,309万円)

公衆衛生における科学的・技術的中核施設としての機能を十分に発揮するため、衛生研究所の管理運営を行います。

イ 試験検査

7,354万円(6,133万円)

保健所等から搬入される感染症や食中毒等の検体、食品等の各種試験検査を行います。

実施する試験検査の例

- ・ 感染症発生動向調査に係るウイルス・細菌検査(インフルエンザに係る遺伝子解析など)
- ・ 食中毒検査に係るウイルス・細菌検査
- ・ 食品添加物や農畜水産物の農薬、動物用医薬品の検査
- ・ 飲料水や公衆浴場水の水質検査



タンデム型ガスクロマトグラフ質量分析計での農薬分析

ウ 調査研究・研修指導

666万円(575万円)

(ア) 調査研究

技術上の問題点や行政課題を解決するために、検査法の改良、遺伝子解析などの調査研究を行います。

研究例

- ・ 細菌分野への次世代シーケンサーの活用に関する研究
- ・ 現在規制がされていない家庭用品及び化粧品等に含まれるニトロソアミン類の分析

Ⅲ 主な取組

4 保健医療施策の推進

(8) 衛生研究所の取組

ウ 調査研究・研修指導

(イ) 研修指導・施設公開

福祉保健センター職員等への課題解決に向けた支援や地域保健に携わる人材の育成研修を行います。また、市民の皆様に向けて、施設公開(年1回)を実施します。

(ウ) 精度管理

食品衛生法、感染症法に基づき、検査が適正に実施されていることを確認します。



施設公開(令和7年8月2日) 来場者数:304人

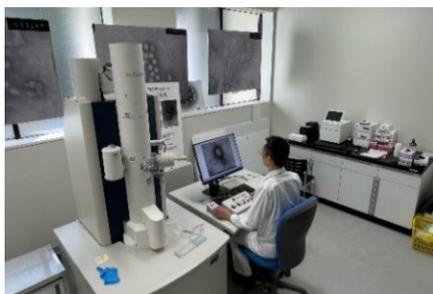
エ 試験検査機器の維持整備

試験検査に必要な機器を整備し、検査の迅速性、信頼性向上を図ります。

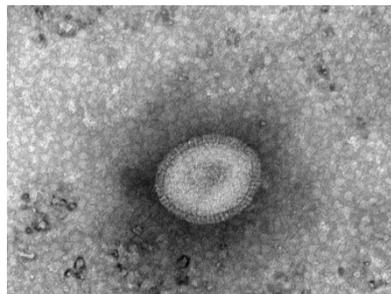
1億558万円(9,818万円)



高速液体クロマトグラフ
四重極飛行時間型質量分析計



透過型電子顕微鏡



インフルエンザウイルスの電子顕微鏡写真

4 保健医療施策の推進

(8) 衛生研究所の取組

オ 感染症・疫学情報提供

1,300万円(611万円)

感染症の発生動向を集計し、情報提供と予防啓発で市民の皆様の健康管理を支援します。

主な取組

- ・ 感染症発生状況(発生数等)をグラフや表にしてウェブサイトに掲載しています。
- ・ 感染症のデータを視覚的に分かりやすく表示する「横浜メディカルダッシュボード」を運用しています。
- ・ 衛生研究所のInstagramの公式アカウントを開設しました。感染症情報を中心に市民の皆様の健康と安心に資する情報を発信しています。



衛生研究所Instagram公式アカウント

カ ヘルスデータの活用

243万円(208万円)

健康施策推進の基となる的確な現状分析、地域診断や事業評価のため、行政の保有するデータ分析を行います。

活用事例

全国健康保険協会(協会けんぽ)神奈川支部加入者(横浜市在住)の40歳代の特定健診データについてデータ分析を行い、公表しました。

衛生研究所施設概要

- 開 所 : 昭和31年11月(現建物:平成26年8月しゅん工)
- 所 在 地 : 横浜市金沢区富岡東二丁目7番1号
- 敷 地 面 積 : 3,916.91㎡
- 建物延床面積 : 7,679.13㎡
- 特 徴 : BSL3(バイオセーフティレベル3)の病原体や、ケミカルハザードに対応した検査室を有しており、本市の健康危機管理の一翼を担っています。地震・停電に備えて、免震構造・2回線受電方式(常用線停電時は別の変電所からの予備線で受電)を採用しています。



4 保健医療施策の推進

(9) 動物愛護及び保護管理

2億3,924万円(2億4,016万円)

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、終生飼育や動物愛護に係る普及啓発を一層進め、適正飼育を図るとともに、収容した動物については、返還・譲渡を進めていきます。

ア 動物愛護センターの運営

6,493万円(6,038万円)

動物愛護に関する普及啓発の拠点として、様々なイベントや講演会等を通じて、より多くの方にご利用いただける動物愛護センターにします。また、2027年度までに施設内すべての照明のLED化を進めるなど、脱炭素の取組を推進します。

イ 動物愛護の普及啓発

2,608万円(2,172万円)

(ア) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術等費用の一部補助及び地域猫活動支援事業の推進〈拡充〉

1,357万円(1,342万円)

新たに、飼い主のいない猫を飼い猫にする取組の支援として、手術費用及びマイクロチップ装着費用の一部補助を始めることなどにより、地域のトラブルや環境問題を減らす取組を進めます。また、飼い主のいない猫を地域猫として適正に管理する、地域猫活動の支援に取り組みます。

(イ) 動物愛護、終生飼育や適正飼育の普及啓発〈拡充〉

社福基金

1,251万円(830万円)

多頭飼育による生活環境悪化を防ぐため、不妊去勢手術の体制を強化し、飼い主に早期手術を促します。

さらに、専門職や支援員と連携し、生活環境改善と適正飼育の支援を進めます。

また、動物愛護フェスタ等のイベントや各種セミナーを通じて適正飼育に関する啓発を引き続き推進します。



動物愛護フェスタよこはま



地域猫活動の支援イメージ

(9) 動物愛護及び保護管理

ウ 動物の保護管理

動物愛護センターでは、収容動物の減少につなげるため、適正飼育や終生飼育の啓発に取り組んでおり、収容頭数は毎年減少傾向にあります。

収容後の動物は、必要なワクチン接種や検査等を実施して健康管理を行い、本市のWebページやSNSを活用して収容動物の情報を分かりやすく発信することにより、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を一層推進します。



動物愛護センターにおける犬、猫の収容頭数

エ 狂犬病の予防

動物病院やペットショップとの連携を強化し、狂犬病予防法に基づく犬の登録と、狂犬病ワクチン接種の啓発に取り組み、接種率の向上を推進します。

また、犬の登録時の「犬鑑札」、ワクチン接種後の「狂犬病予防注射済票」の交付を行うとともに、毎年4月は各区に集合出張会場を設けてワクチン接種を実施します。

7,767万円(8,624万円)



横浜市動物愛護基金（通称:ペットケアサポート寄附金）の創設（令和8年4月1日施行予定）

近年、ペットを家族の一員と考える市民が増加するなど、動物愛護への関心と寄附意欲は高まっています。特に、遺贈を含む寄附の相談件数が増加していることから、寄附者の思いを確実に反映できる制度を整備するため、新たに「横浜市動物愛護基金」を創設します。

* 寄附金の使途

- ・ 動物愛護センターの犬猫収容施設の施設・設備更新等による環境整備
- ・ 収容動物に係る飼養・医療支援（譲渡促進）



Ⅲ 主な取組

5 災害対応力の強化

大規模地震時には、多数の傷病者が発生し、通常の医療体制では対応しきれない状況となることから、横浜市防災計画や横浜市地震防災戦略に基づき、医療機関や医療関係団体等と連携し、災害時医療体制や配慮が必要な方への支援の充実を図ります。

また、避難生活における衛生・健康管理やペット対応など、保健所の機能を活かした取組を進めます。

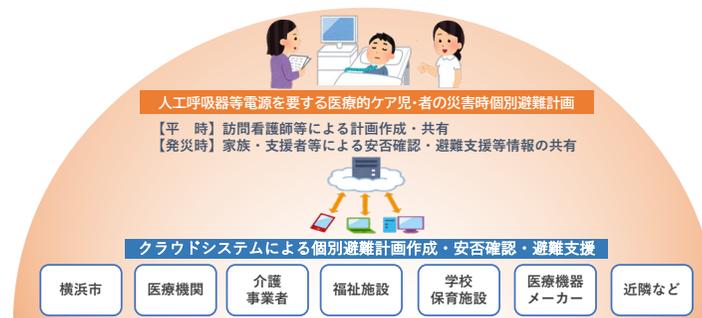
(1) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者等の個別避難計画作成及び避難所の整備 社福基金 4,265万円(3,183万円)

ア 個別避難計画作成

2,295万円(3,183万円)

人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用している方の災害時個別避難計画について、クラウドを活用したシステムを用いて作成をさらに進めます。

発災時に支援者間で情報共有を図ることで、迅速で確実な安否確認や避難を支援する機能を新たに実装します。



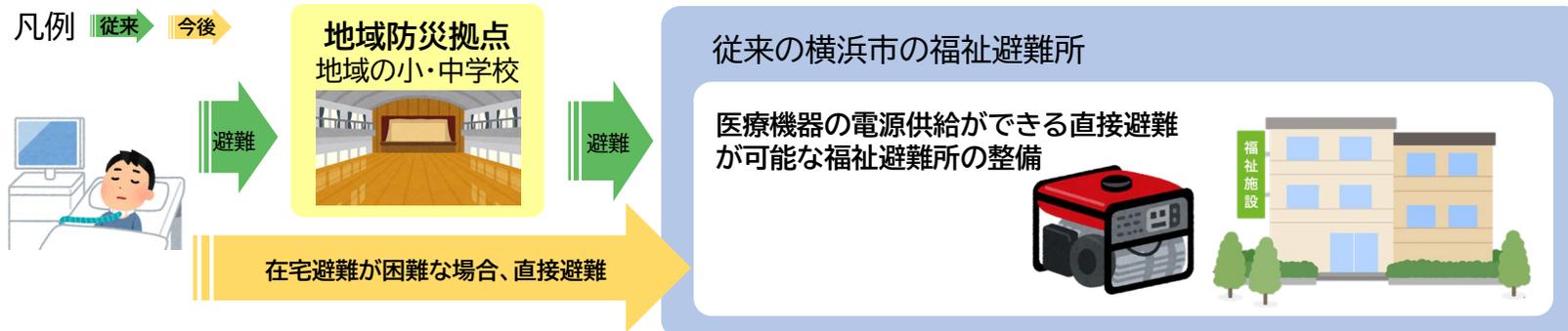
安否確認・共助避難行動の支援体制づくり

イ 避難所の整備〈新規〉

1,970万円

発災時に自宅から直接避難し、医療的ケアの継続に必要な非常用電源設備等を備えた避難所を整備するとともに、避難所への移送手段の確保を行います。

凡例 従来 → 今後



Ⅲ 主な取組

5 災害対応力の強化

(2) 災害時医療体制の整備

6,363万円(7,447万円)

ア 医療救護隊等の訓練・編成力の強化

161万円(278万円)

横浜市医師会が運用を始めるシステムを活用して、発災時に診療可能な医療機関を把握し、同時に医療救護隊として活動可能な医療従事者をリアルタイムに把握するなど、実効性を高める体制整備を進めるとともに、地域の実情に応じた訓練を行います。



医療救護隊訓練の様子

医療救護隊の概要

構成	医師(1~2名)、薬剤師(1名)、看護職(1~2名)、業務調整員(1名)等
活動内容	各区の参集拠点(区役所・休日急患診療所等)に参集し、区内の地域防災拠点の巡回診療等
編成隊数	最大100隊程度

イ 医療救護隊用資器材・医薬品の整備

3,702万円(3,702万円)

医療救護活動に必要な医療資器材や医薬品の更新・管理を行います。また、市内薬局での医薬品の備蓄を継続するとともに、災害対応を担う薬剤師の育成、モバイルファーマシーの運用、災害薬事アドバイザーとの連携を強化します。



モバイルファーマシー

ウ 災害時情報通信体制の確保

2,123万円(3,084万円)

災害時に医療機関の被災状況の収集などを迅速かつ確実にを行うため、MCA無線や衛星通信機器、地域BWA¹³等の配備により、非常時における多様な通信手段を備え、災害発生時でも安定した情報通信体制を確保します。

¹³ 地域BWA(Broadband Wireless Access):2.5GHz帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド(条件不利地域)の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム

5 災害対応力の強化

(3) 災害応急用井戸の活用〈新規〉

1,424万円(535万円)

災害時に地域の方々へ生活用水を提供できる井戸(市内約1,800か所)に対し、7年度不具合状況調査の結果をもとに、新たにポンプ等の修繕費に対する補助を開始し、共助の推進に繋がります。簡易水質検査についても引き続き実施します。



災害応急用井戸の標識



災害応急用井戸

(4) 人とペットを守る避難所の推進

1,483万円(1,801万円)

ア 地域防災拠点における「一時飼育場所」の設定促進

655万円(1,380万円)

避難時に同行して連れてきたペットを飼育管理するための「一時飼育場所」について、11年度までに全ての地域防災拠点への設定を目指します。

また、災害発生時に拠点が円滑に機能するよう、HUG訓練(避難所運営ゲーム)ツール等を活用したペット同行避難訓練実施に向けた支援を行うとともに、市民への啓発を強化します。



一時飼育場所用スターターキット



HUG訓練カード

(4) 人とペットを守る避難所の推進

イ 「同室避難場所」設定の推進

650万円(180万円)

7年度中に拠点以外の同室避難場所として、協定の締結を予定している施設の資機材を準備するほか、引き続き、モデル事業として避難場所で飼い主とペットが共に過ごせる「同室避難場所」の設定を推進し、15年度までに各区1か所程度の設置を目指します。



同室避難場所イメージ



一時飼育場所イメージ

ウ 動物救援体制の整備

128万円(241万円)

災害時に、飼い主がわからない放浪したペットの受け入れ保護について、横浜市獣医師会などと連携し「動物救援センター」の運営体制の整備を進め、11年度までに市内4か所の体制整備を進めます。

エ 風水害時の一時預かり事業〈新規〉

50万円

横浜市獣医師会と協定を締結し、風水害時に飼い主がペットの存在を理由に避難を躊躇することがないように、一時預かり体制を整備します。

GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、救急医療体制の整備、感染症・食品衛生・環境衛生対策を中心に、局内に横断的な体制を構築し、GREEN×EXPO協会(公益財団法人2027年国際園芸博覧会協会)と協力しながら来場者等の安全・安心を確保するための取組を推進します。

(1) 救急医療体制の確保

会場内に医師・看護師等を配置した医療救護施設を設置し、傷病者の症状悪化を防止・軽減するための医療救護体制を整備します。また、会場内外で発生した傷病者に対して、迅速かつ適切な医療を提供するため、会場に最も近い病院である聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院をはじめとした近隣病院等と連携し、緊急度・重症度等に応じた救急医療体制を整備します。

(2) 会場内外における食の安全確保

会場内及び会場周辺で提供される食品に起因する苦情・相談対応や、食中毒発生時には迅速に原因究明・危害拡大防止のための調査を実施します。また、出展する食品関係施設等の衛生指導等に取り組みます。



(3) 会場内外における環境衛生対策

安全で衛生的な環境を確保するため、会場内の施設・設備に関する指導・助言を行います。また、会場外の宿泊施設等への監視指導のほか、蚊の発生対策としての薬剤備蓄などに取り組みます。

(4) 感染症対策

会場内での感染症発生時の対応に備え、会場周辺において感染症を媒介する蚊などの生息数やウイルス保有状況を調査するほか、イベントに伴う海外からの人の流入に備えて、医療機関とも連携して輸入感染症の発生状況の監視体制を強化します。

Ⅲ 主な取組

6 市立病院における取組と経営

市立病院は地域のリーディングホスピタルとして、政策的医療を中心に高度で先進的な医療を提供するとともに、地域の医療機関等との連携を強化し、地域医療全体の充実に貢献していきます。

また、医療倫理の徹底、医療安全や医療の質向上に継続的に取り組み、安心して医療を受けられる環境を整備します。

一方で、物価高騰や賃金水準の上昇により、病院経営は厳しい状況に直面しており、徹底した収益力強化、コスト最適化を進め、持続可能な経営を確保します。

なお、市内地域中核病院との均衡を図る観点から、診断書等の文書料を見直すとともに、時間外の受診に伴う時間外選定療養費を導入する予定です。



Ⅲ 主な取組

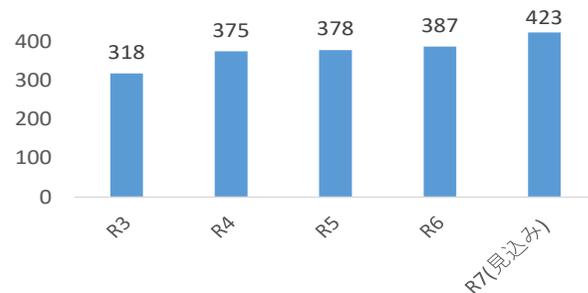
6 市立病院における取組と経営（市民病院）

高度医療、政策的医療、予防医療に積極的に取り組みます。経営改善を進め、病院経営の自立性と持続可能性を確保することで、「安心とつながりの拠点」として、地域医療連携の推進や市民の健康・安全を支えています。また、旧市民病院の跡地については、引き続き野球場等の整備を進めます。

(1) 医療機能の充実

ア 高度急性期医療

がん治療では、遺伝子パネル検査をはじめ、様々な検査を活用し、ロボット支援下手術、放射線治療、先進的な薬剤による化学療法など、最適な医療を提供します。



手術支援ロボット稼働件数

イ 政策的医療

(ア) 救急医療

重症度・年齢・疾患を問わない、ER型救急体制を推進します。

(イ) 小児・周産期医療

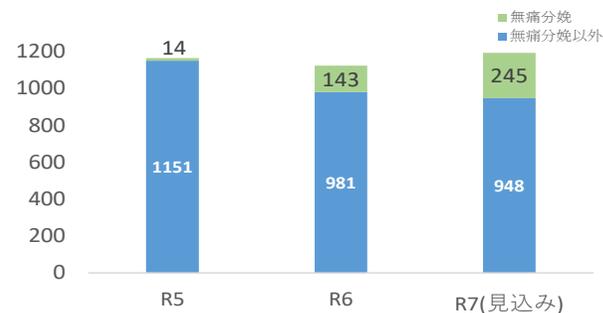
妊産婦が安心できる出産体制の確保や麻酔科医師の管理下による無痛分娩を推進します。

(ウ) 感染症医療

新型コロナウイルスの経験を踏まえ、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、新興感染症の発生に備えます。

(工) 災害医療

災害拠点病院として、発災後7日間の医療提供体制を維持します。



分娩実績

ウ 予防医療

新たな予約システムの導入や全身がんドック、簡易脳ドックなど、新たなメニューを導入します。

Ⅲ 主な取組

6 市立病院における取組と経営（市民病院）

(2) 地域医療連携の推進

入院治療が必要な高齢救急搬送患者の受入れなど、求められる医療需要に対応するため、早期の転院搬送など地域医療機関との連携強化を進めます。



(3) 経営力の強化

ア 持続可能な経営の実現

高度医療の提供等による新規患者の獲得と、徹底した業務の効率化や経費の縮減による収支改善のほか、在院日数の短縮や医療需要の変化を踏まえた適切な病床構成の検討を行います。

イ 医薬品等の削減

医薬品等の取り扱いについて、後発医薬品・バイオシミラー¹⁴への切り替えを推進します。

(4) 人材育成

TQM¹⁵大会など多職種合同の改善活動や勉強会、部署ごとの研修会の開催により、職員一人ひとりが専門的知識の向上とチーム医療を推進します。

	令和8年度 予算	令和7年度 決算見込	
収支目標	経常収益(億円)	354.08	337.38
	うち入院収益	218.22	199.24
	うち外来収益	98.19	95.10
	経常費用(億円)	353.99	347.29
	うち給与費	160.58	157.00
	うち材料費	114.59	112.26
経常収支(億円)	0.09	▲ 9.91	
経営指標	病床稼働率(%)	90.0	87.6
	新規入院患者数(人)	22,476	20,579
	平均在院日数(日)	9.5	10.1
	入院診療単価(円)	102,200	95,857
	外来診療単価(円)	30,700	29,701
業務量	入院患者数(人)	213,525	207,852
	(1日平均)	585	569
	外来患者数(人)	313,300	316,211
(1日平均)	1,300	1,307	

市民病院の収支目標等

¹⁴ バイオシミラー:先行バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性および有効性を有し、異なる製造販売業者により開発される医薬品

¹⁵ TQM(Total Quality Management、トータル・クオリティ・マネジメント):「総合的品質管理」や「全社的品質マネジメント」の意味

Ⅲ 主な取組

6 市立病院における取組と経営（脳卒中・神経脊椎センター）

「超急性期から回復期まで、安全で質の高い専門医療を同一施設内で一貫・連続して提供する」というコンセプトのもと、要介護状態の主な原因となる脳と運動器を扱う専門病院として、要介護を防ぎ、市民の健康寿命延伸に貢献します。

また、地域に密着した公立病院として、地域完結型の医療・介護提供体制の構築を推進し、市民の生活を高度な専門医療で支えます。

(1) 医療機能の充実

ア 急性期から回復期まで一貫した医療の提供

脳血管疾患に対して、高度な専門治療の提供、24時間365日「断らない救急」の徹底により、市内上位・南部エリアでトップクラスの実績を維持・向上し、引き続き市域の脳卒中医療の中核を担う役割を果たしていきます。

1	横浜新都市脳神経外科病院	青葉区	1,096
2	脳神経外科東横浜病院	神奈川区	936
3	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	磯子区	847
4	横浜旭中央総合病院	旭区	810
5	横浜栄共済病院	栄区	723

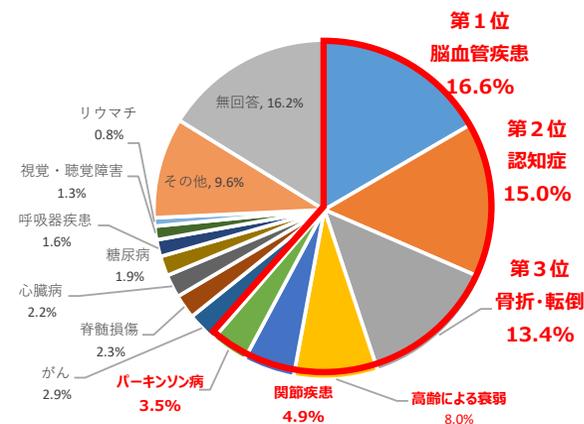
救急隊が脳血管疾患を疑い、病院前評価スケールを活用して搬送した人数（令和6年横浜市脳血管疾患救急医療体制参加医療機関治療実績より）

イ 市民の健康寿命延伸に向けた取組

脊椎・脊髄疾患に対する安全で高度な手術などによる運動器の健康づくり、質の高いリハビリテーションを継続するとともに、MCI・認知症センターや水頭症センターにおける認知症等の治療や患者支援を強化します。

(2) 地域医療全体への貢献

地域の医療機関や介護施設等との連携を強化するとともに、地域からの患者を積極的に受け入れ、在宅療養後方支援病院としての役割、高度急性期病院からの転院搬送や高齢者救急の受入など、地域に密着した医療を提供します。



要介護認定の原因（よこはま保健医療プラン2024より）

Ⅲ 主な取組

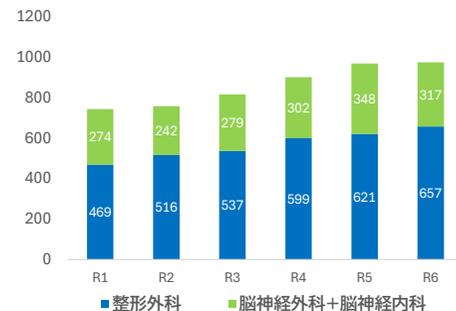
6 市立病院における取組と経営（脳卒中・神経脊椎センター）

(3) 経営力の強化

ア 収益の確保・増収

新たに眼科の入院手術を開始するなど、予定入院・予定手術による急性期病床の稼働率向上により、医業収益のさらなる増収を図ります。

併せて、年々増加している手術件数に対応するため、手術室の拡張整備を進めます。



手術件数(手術室・血管撮影室)の推移

イ 安定的な病院運営を維持するための取組

当院の専門医療に不可欠な3.0T(テスラ)MRI装置¹⁶について、さらなる画質向上と高速化が得られる機器に更新します。また、施設・設備や医療機器の計画的な更新を進めます。

ウ 病院DXの推進

病院DX戦略のもと、職員の業務負担を軽減しながら医療サービスの質向上を図るため、自動搬送ロボットの導入・検査説明動画の作成運用等を本格的に進めます。

(4) 人材育成・活力ある職場づくりに向けた取組

業務用スマートフォンを用いたチャットツールによって多職種が働く職員相互のコミュニケーションの迅速化・円滑化を促進します。また、医療安全など重要な研修をシフト勤務職場においてもより円滑に受講できるようeラーニングによる研修ツールの活用を進めます。

	令和8年度 予算	令和7年度 決算見込
収支目標		
経常収益(億円)	102.55	90.04
うち入院収益	67.18	56.17
うち外来収益	6.79	6.17
経常費用(億円)	102.51	95.34
うち給与費	51.84	49.93
うち材料費	16.93	15.60
経常収支(億円)	0.04	▲ 5.31
経営指標		
病床稼働率(%)	92.3	81.8
新規入院患者数(人)	3,505	2,972
平均在院日数(日)	28.8	30.0
入院診療単価(円)	66,476	62,739
外来診療単価(円)	15,251	15,177
業務量		
入院患者数(人)	101,060	89,526
(1日平均)	277	245
外来患者数(人)	44,516	40,624
(1日平均)	185	168

脳卒中・神経脊椎センターの収支目標等

¹⁶ 3.0T(テスラ)MRI装置:強力な磁石と電波を使って体の断面画像を撮影する装置(Magnetic Resonance Imaging:磁気共鳴画像撮影装置)
テスラは磁力の強さを表す単位で、磁力が強い装置ほど、より鮮明な画像が得られ、診断精度の向上に寄与する

Ⅲ 主な取組

6 市立病院における取組と経営（みなと赤十字病院）

みなと赤十字病院は日本赤十字社を指定管理者とし、市との協定に基づき救急、アレルギー疾患、災害時医療等の政策的医療等を安定的に提供しています。引き続き質の高い医療が提供されるよう、市として指定管理者の取組の点検・評価を的確に行います。

(1) 医療機能の充実

ア 救急医療

新興・再興感染症対応に向けた陰圧室の増設(1室増)や、ベッドの増床(2床増)、スペースの拡張など、拡充された救急外来において、今後も増加が見込まれる救急需要に対応します。



救急車受け入れ台数

イ 災害時医療

能登半島地震や局所災害等への対応を踏まえて、横浜の都市型激甚災害や国内的・国際的救護支援活動に備えます。

派遣先	日数	人数
R6羽田空港航空機事故対応	2日	7人
R6能登半島地震	54日	50人
H30バングラデシュ南部避難民救護	109日	1人

災害派遣実績

ウ がん医療の充実

がん診療連携拠点病院として、引き続きがん早期発見の検診から幅広い種類のがんの診断・治療、そして緩和医療まで切れ目のないがん医療を提供します。

エ アレルギー疾患医療

アレルギー科、小児科、呼吸器内科などの関連する診療科の専門医が連携して先進的な医療を提供するとともに、患者・家族等への情報提供・発信、地域の医療機関等との連携、臨床研究に積極的に取り組みます。

また、地域子育て支援拠点へのスタッフ派遣や当事者・医療関係者等との意見交換など、本市施策と連携し、本市全体のアレルギー医療の水準向上に努めます。

研修名	5年度	6年度
横浜市アレルギー懇話会	55人	66人
アレルギーエデュケーター研修(新規)	-	17人
食物・アレルギー研修	1,612人	1,761人

アレルギー関係研修会等参加人数

Ⅲ 主な取組

6 市立病院における取組と経営（みなと赤十字病院）

(1) 医療機能の充実

オ 患者サービスの充実

初診患者の予約を24時間いつでも受けられるWeb予約システムの運用や、新たに導入した診療費後払いシステムによる会計窓口の混雑解消などにより、患者の負担軽減に寄与します。

(2) 地域医療全体への貢献

入退院支援センターにおいて自宅でも入力できる電子問診票を導入し、患者さんの利便性向上を図るとともに、ケアマネージャーとの連携を密に図ることにより、退院後を視野に入れた支援を入院早期から検討するなど、患者さんのいつもへつなぎます。

また、地域関係者の声を積極的に伺い、セミナーや勉強会を開催するなど、ニーズに沿ったサービスの提供に取り組めます。

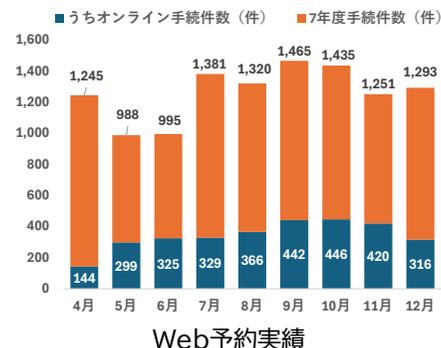
(3) 経営力の強化、人材育成

ア 自動搬送ロボットの運用

薬剤搬送に係るスタッフの負担軽減のため、24時間稼働する自動搬送ロボットを運用します。

イ 管理職の人材育成計画

全職種 of 管理職に対し、年間を通してマネジメント力、経営戦略、職員支援の研修等を実施し、適正な組織運営、病院経営の企画立案等を実行できる人材を育成します。



	令和8年度 予算	令和7年度 決算見込
経常収支(億円)	5.38	5.24

みなと赤十字病院の経常収支(利用料金制)

	令和8年度 予算	令和7年度 決算見込	
収 支 目 標	入院収益	189.30	179.26
	外来収益	56.07	53.87
	経常収支(億円)	▲ 0.85	▲ 9.58
経 営 指 標	病床稼働率(%)	84.7	82.3
	入院診療単価(円)	101,001	98,516
	外来診療単価(円)	19,867	19,376
業 務 量	入院患者数(人)	187,424	181,964
	(1日平均)	513	499
	外来患者数(人)	282,200	278,030
(1日平均)	1,171	1,149	

日本赤十字社の収支目標等

6 市立病院における取組と経営（参考）

一般会計繰入金の明細(予算比較)

(単位:百万円)

繰入項目	市民病院			脳卒中・神経脊椎センター			みなと赤十字病院		
	令和8年度	令和7年度	増▲減	令和8年度	令和7年度	増▲減	令和8年度	令和7年度	増▲減
①政策的医療	725	718	7	1,847	1,764	83	288	289	▲ 1
救急医療経費	193	193	-	84	84	-	60	61	▲ 1
感染症病床運営経費	338	331	7	-	-	-	-	-	-
脳卒中・神経疾患医療経費	-	-	-	1,708	1,625	83	-	-	-
アレルギー医療経費	-	-	-	-	-	-	216	216	-
その他	194	194	-	55	55	-	11	11	-
②建設改良費	1,214	1,469	▲ 255	1,043	1,074	▲ 31	1,867	1,876	▲ 9
企業債元金	1,125	1,380	▲ 255	992	1,010	▲ 18	1,453	1,440	13
企業債支払利息	89	89	-	52	64	▲ 12	188	211	▲ 23
高資本費対策	-	-	-	-	-	-	225	225	-
③公営企業の性格上発生する経費	607	522	85	207	185	22	-	-	-
児童手当	101	58	43	37	19	18	-	-	-
基礎年金拠出金公的負担	404	354	50	134	127	7	-	-	-
共済組合追加費用負担	103	110	▲ 7	36	39	▲ 3	-	-	-
合計	2,546	2,710	▲ 164	3,097	3,023	74	2,154	2,164	▲ 10
うち収益的収入分	1,565	1,475	90	2,105	2,013	92	476	499	▲ 23
うち資本的収入分	980	1,235	▲ 255	992	1,010	▲ 18	1,679	1,665	14

* 各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

事業別内訳

8款 医療費

	本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
				国 費	県 費	そ の 他	市 費
	27,385,168千円	26,297,707千円	1,087,461千円	1,378,914千円	152,894千円	440,439千円	25,412,921千円

1項 医療政策費 1目 医療政策費

	本年度	前年度	増▲減	国 費	県 費	そ の 他	市 費
	4,944,287千円	3,993,839千円	950,448千円	380,000千円	-	1,272千円	4,563,015千円

(単位 千円)上段:事業費、下段:市費

	本年度	前年度	増▲減	説明
医療総務諸費	4,352 (3,221)	4,701 (3,370)	▲ 349 (▲ 149)	医療局事業の円滑な推進に寄与するため、課題に適応した研修の企画、実施及び各種研修機関等への派遣を行います。
職員人件費	4,031,495 (4,031,495)	3,873,921 (3,873,921)	157,574 (157,574)	医療局職員に係る人件費を計上します。
行政医師(公衆衛生医師)確保・育成事業	16,910 (16,769)	26,008 (25,788)	▲ 9,098 (▲ 9,019)	本市の保健行政を円滑に機能させるため、局及び各区福祉保健センターにおける行政医師の採用及び人材育成を推進します。
健康対策事業	3,876 (3,876)	3,827 (3,827)	49 (49)	職員に対し、安全衛生管理のための予防接種・健診・作業環境測定等を行い、所属の業務継続性の維持・向上及び職員の健康保全を図ります。
医療政策推進事業	44,216 (44,216)	44,216 (44,214)	- (2)	本市医療政策の推進を図るため、施策の企画・立案や検討・評価を行います。また、認知症、アレルギー等の疾患対策を推進するとともに、医療政策を担う人材の育成等に取り組みます。
医療ビッグデータ活用事業	28,037 (28,037)	39,116 (39,086)	▲ 11,079 (▲ 11,049)	独自に構築したデータベースYoMDBやその他データを活用することで、市内の医療実態を把握し、データ分析に基づく施策立案や効果検証の実現に取り組みます。
旧市民病院跡地整備事業	815,401 (435,401)	2,050 (733)	813,351 (434,668)	市民病院再整備事業で所管替えにより三ツ沢公園となった旧市民病院跡地に、廃止となった野球場等を整備します。

1項 医療政策費 2目 地域医療費

	本年度	前年度	増▲減	国 費	県 費	そ の 他	市 費
	2,917,888千円	2,829,787千円	88,101千円	31,229千円	74,806千円	105,512千円	2,706,341千円
看護人材確保事業	583,469 (583,469)	549,971 (549,971)	33,498 (33,498)				将来の医療提供体制を支える看護人材の確保に向けて、市内における看護師等の養成を推進します。
地域中核病院再整備支援事業	153,000 (153,000)	261,000 (261,000)	▲ 108,000 (▲ 108,000)				労災病院の建替に向けて、基本設計費及び実施設計費の一部を補助します。南部病院の移転再整備については、可能な限り早期の開院を目指して、引き続き南部病院と協議を行います。

事業別内訳

8款 医療費

(単位 千円) 上段: 事業費、下段: 市費

	本年度	前年度	増▲減	説明
医療機能確保事業	63,237 (23,737)	29,674 (29,674)	33,563 (▲ 5,937)	地域完結型医療の実現に向け、地域完結型医療推進ワーキンググループを実施します。病床の機能転換等を進めるとともに、人材確保・定着支援やICTを活用した地域医療連携を進めます。
こどもホスピス(在宅療養児等生活支援施設)支援事業	22,694 (3,000)	5,170 (5,170)	17,524 (▲ 2,170)	いのちに関わる病気で治療・療養中心の生活を送ることもや家族に対して、遊びや学びの機会を提供する施設の運営を行う法人に対して、市有地の無償貸与、運営費の一部補助を行います。
産科医療対策事業	120,189 (110,189)	120,189 (110,189)	- (-)	市内の分娩を取り扱う医療機関に対しての支援及び市民への情報提供を通して、市民が安心して出産できる環境の確保に取り組みます。
医療機関整備資金融資事業	690 (690)	1,250 (1,250)	▲ 560 (▲ 560)	民間の中小病院・診療所を対象に、施設整備等に必要な資金を融資しました。平成20年度以降は新規の融資を停止していますが、平成19年度までに行った既存融資について、補助します。
在宅医療推進事業	62,134 (22,993)	59,064 (28,172)	3,070 (▲ 5,179)	医療的ケア児・者等の在宅医療を支える取組を進めるとともに、本市の在宅医療の現状把握や、在宅医療を支える人材の確保・育成、在宅医療を担う医師等への支援を行います。
地域中核病院支援事業	19,427 (18,937)	33,389 (32,899)	▲ 13,962 (▲ 13,962)	地域中核病院が病院建設時に借り入れた資金に対する利子補助を行います。また、地域中核病院を含む会議の運営等を行います。
歯科保健医療推進事業	110,746 (110,746)	107,746 (107,746)	3,000 (3,000)	横浜市歯科保健医療センターの運営費を補助します。また、横浜市歯科医師会が実施する、周術期口腔ケアに関する市民啓発の取組などへの補助を行います。
地域医療推進事業	18,694 (13,764)	14,402 (9,472)	4,292 (4,292)	地域医療の推進を図るため、地域医療に係る検討・調整等を行います。
初期救急医療対策事業	632,767 (625,835)	601,754 (595,225)	31,013 (30,610)	休日・夜間等、医療機関の診療時間外に外来患者の受入先を確保するための初期救急医療体制を確保します。
二次救急医療対策事業	437,542 (429,319)	471,125 (451,853)	▲ 33,583 (▲ 22,534)	一般的な休日・夜間の「病院群輪番制」の体制に加え、本市独自に24時間365日救急患者を受け入れる「二次救急拠点病院」を指定する等、二次救急医療体制を確保します。
小児・周産期救急医療対策事業	305,000 (235,097)	309,876 (259,473)	▲ 4,876 (▲ 24,376)	安定した小児救急医療を提供するため、小児救急拠点病院、小児科輪番病院等の体制を確保します。また、出産前後の母体及び新生児を対象にした周産期救急医療体制の確保を図ります。
災害時医療体制整備事業	63,629 (63,629)	82,052 (82,052)	▲ 18,423 (▲ 18,423)	横浜市防災計画に基づく災害医療体制を、これまでの災害の教訓等を踏まえてより充実したものとするための取組を進めます。
救急医療体制参加病院臨時支援事業	163,300 (163,300)	- (-)	163,300 (163,300)	厳しい経営環境にある市内の救急医療体制参加病院に臨時的支援を行うことで、救急医療を安定して提供する体制の維持を図ります。
総合的ながん対策推進事業	147,429 (136,079)	152,742 (131,342)	▲ 5,313 (4,737)	「横浜市がん撲滅対策推進条例」に基づき、がんに関する医療の充実、がん患者や家族等への支援、緩和ケアの充実等、あらゆる世代に向けた総合的ながん対策に取り組みます。

事業別内訳

8款 医療費

(単位 千円) 上段: 事業費、下段: 市費

	本年度	前年度	増▲減	説明
疾病対策推進事業	13,941 (12,557)	20,383 (16,977)	▲ 6,442 (▲ 4,420)	死因第2位の心血管疾患への対策を強化するため、心臓リハビリテーションを推進します。また、糖尿病や慢性腎臓病の重症化予防に向けた取組を進めます。
感染症対応人材強化事業	- (-)	10,000 (10,000)	▲ 10,000 (▲ 10,000)	7年度終了事業

2項 公衆衛生費 1目 健康安全費

	本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
				国 費	県 費	そ の 他	市 費
	18,572,603千円	18,525,795千円	46,808千円	940,893千円	77,763千円	33,492千円	17,520,455千円
がん検診事業	5,128,279 (4,928,425)	4,919,647 (4,710,383)	208,632 (218,042)	がんの早期発見、早期治療を図るため、主に市内約1,400の医療機関でがん検診を実施します。			
定期予防接種事業	8,310,243 (8,244,347)	8,070,050 (7,985,994)	240,193 (258,353)	予防接種法に定める疾病について、予防接種を市内の協力医療機関で個別接種により実施することにより、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与します。			
带状疱疹ワクチン接種事業	625,760 (625,752)	583,981 (583,973)	41,779 (41,779)	带状疱疹の発症と重症化予防のため、対象者のワクチン接種費用の一部又は全額を助成します。			
新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,799,266 (1,334,471)	2,491,969 (1,891,050)	▲ 692,703 (▲ 556,579)	新型コロナウイルス感染症の発症と重症化予防のため、対象者のワクチン接種費用の一部又は全額を助成します。			
高齢者インフルエンザ予防接種事業	1,851,787 (1,851,779)	1,604,774 (1,604,766)	247,013 (247,013)	インフルエンザの発症と重症化予防のため、対象者のワクチン接種費用の一部又は全額を助成します。			
高齢者予防接種事業(成人用肺炎球菌)	104,049 (104,041)	115,369 (115,361)	▲ 11,320 (▲ 11,320)	肺炎の発症と重症化予防のため、対象者のワクチン接種費用の一部又は全額を助成します。			
風しん対策事業	127,348 (78,239)	147,120 (90,386)	▲ 19,772 (▲ 12,147)	「先天性風しん症候群」の発生及び風しんの発生を予防するため、妊娠を希望する女性とそのパートナー等を対象に風しんの予防接種及び抗体検査費用の助成事業を実施します。			
予防接種健康被害救済事業	76,788 (19,199)	56,921 (14,231)	19,867 (4,968)	定期または臨時の予防接種を受けた方が、疾病にかかり、死亡した場合や、障害の状態となった場合に、当該接種が原因と厚生労働大臣が認めた方に対し、救済措置を行います。			
エイズ・性感染症予防対策事業	64,597 (43,259)	62,998 (41,671)	1,599 (1,588)	HIV・性感染症感染の予防、早期発見と適切な医療につなげることを目的として、相談・検査体制の整備、啓発等を実施します。			

事業別内訳

8款 医療費

(単位 千円) 上段: 事業費、下段: 市費

	本年度	前年度	増▲減	説明
結核対策事業	179,063 (94,796)	206,069 (111,650)	▲ 27,006 (▲ 16,854)	結核の早期発見及びまん延防止を目的として、結核患者の医療費公費負担や、結核患者の接触者や結核ハイリスク者に対する健康診断、結核に関する正しい知識の普及等を行います。
感染症・食中毒対策事業	51,484 (40,620)	49,995 (38,976)	1,489 (1,644)	感染症の発生を未然に防ぐため、市民への啓発及び各種検査を行います。また、患者発生時には、適切な医療提供及びまん延防止対策を図ります。
感染症発生動向調査事業	84,363 (42,182)	73,424 (36,714)	10,939 (5,468)	感染症発生情報の正確な把握と分析、またそれによる市民や医療関係者への的確な情報提供・公開により感染症対策に役立てます。
新型インフルエンザ等対策事業	25,485 (25,164)	30,531 (29,901)	▲ 5,046 (▲ 4,737)	市内で「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられる感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速かつ的確に対応できるよう平時より対策を講じ、市民の安全を確保します。
健康危機管理機能強化事業	2,777 (2,777)	2,102 (2,100)	675 (677)	横浜市保健所を運営し、専門職員の人材育成を行います。
放射線対策事業	237 (237)	219 (219)	18 (18)	東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射線に対する市民の不安を緩和するため、各区局と連携し対応します。また、横浜市放射線対策本部の事務局として運営を行います。
保健統計調査事業	15,443 (▲ 7,549)	13,688 (▲ 8,282)	1,755 (733)	人口動態調査などの基幹統計、一般統計(保健衛生分野)について、本市域分を国の委託に基づいて実施します。
医療安全支援センター事業	31,764 (31,725)	35,558 (35,516)	▲ 3,794 (▲ 3,791)	市内医療機関に関わる相談窓口の運営を、医療専門職が対応する事業者に委託して実施します。また、医療安全推進協議会を開催します。講演会等により普及啓発を行います。
薬務事業	17,590 (▲ 2,272)	17,121 (▲ 1,946)	469 (▲ 326)	いわゆる薬機法等に基づき、薬局や衛生検査所等への許認可や立入検査を実施します。加えて、市販薬のオーバードーズ等による薬物乱用防止の啓発を行います。
医療指導事業	76,280 (63,263)	44,259 (31,579)	32,021 (31,684)	医療法に基づき、病院・診療所等や医療法人への許認可、立入検査及び監督指導を実施します。また、横浜市病院安全管理者会議の開催及び医療統計調査を実施します。

2項 公衆衛生費 2目 環境衛生費

	本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
				国 費	県 費	そ の 他	市 費
	950,390千円	948,286千円	2,104千円	26,792千円	325千円	300,163千円	623,110千円
管理費	178,836 (178,040)	183,088 (182,705)	▲ 4,252 (▲ 4,665)	公衆衛生における科学的・技術的中核施設としての機能を十分に発揮するため、衛生研究所の管理運営を行います。			

事業別内訳

8款 医療費

(単位 千円) 上段: 事業費、下段: 市費

	本年度	前年度	増▲減	説明
試験検査費	73,539 (66,287)	61,326 (55,024)	12,213 (11,263)	市民の健康保持と安全で衛生的な生活環境の確保のために各種検査を行います。また、健康危機発生時には病因物質特定のための試験検査や被害情報等の収集・解析などを行います。
調査研究・研修指導事業	6,661 (5,436)	5,754 (4,529)	907 (907)	公衆衛生に関する調査研究や関係者への研修指導を行います。また、検査が適正に実施されていることを担保するための精度管理業務を行います。
衛生研究所試験検査機器維持整備事業費	105,584 (99,655)	98,180 (95,037)	7,404 (4,618)	試験検査や調査研究に必要な機器を整備し、検査の迅速性、信頼性向上を図ります。
感染症・疫学情報提供等事業	13,002 (9,427)	6,110 (6,110)	6,892 (3,317)	感染症の発生動向を集計分析し、情報提供と予防啓発を通して市民の皆様の健康管理を支援します。
ヘルスデータ活用事業(健康アクション推進事業)	2,428 (2,428)	2,078 (2,078)	350 (350)	健康施策推進の基となる的確な現状分析、地域診断や事業評価のため、行政の保有するデータ分析を行います。
食品衛生監視等事業	60,023 (▲44,208)	66,921 (▲51,037)	▲6,898 (6,829)	食品衛生法等の規定に基づき、食品関係業者の自主衛生管理を推進するとともに施設への監視指導や食品の抜き検査等を実施します。
食品専門監視班事業	1,765 (1,765)	1,743 (1,743)	22 (22)	大規模な食品製造施設等に対する監視指導や自主衛生管理を向上させるための支援を行います。また、大規模イベント開催時の食品衛生対策を実施します。
食品衛生啓発事業	6,789 (6,789)	7,856 (7,856)	▲1,067 (▲1,067)	正確な情報の迅速な発信や様々な啓発活動の実施により、市民の衛生知識の向上を図り、家庭等における食中毒発生を防止します。
食の安全強化対策事業	29,000 (29,000)	28,243 (28,243)	757 (757)	食品等の検査体制を整備し、計画的に検査を実施することで、違反・不良食品等の排除に努めます。
食品の放射性物質検査事業	5,440 (3,550)	10,090 (-)	▲4,650 (3,550)	市内に流通する食品を中心に放射性物質検査を実施します。
食品の適正表示推進事業	1,781 (1,781)	3,229 (3,229)	▲1,448 (▲1,448)	不適正表示食品の流通を防止するための監視指導等を行います。また、市民向けの啓発を行います。
中央卸売市場本場食品衛生検査所費	30,915 (30,890)	35,126 (35,100)	▲4,211 (▲4,210)	市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。
食肉衛生検査事業	39,129 (▲16,146)	38,242 (▲15,825)	887 (▲321)	と畜場法に基づき、食肉市場に搬入される食肉動物のと畜検査及び検査に伴う微生物・病理組織・理化学検査を実施します。

事業別内訳

8款 医療費

(単位 千円) 上段:事業費、下段:市費

	本年度	前年度	増▲減	説明
管理運営事業	54,192 (54,003)	52,821 (52,625)	1,371 (1,378)	食肉衛生検査所の各種検査業務を行うための管理・運営を行います。
BSE(牛海綿状脳症)等検査事業	11,469 (10,809)	11,414 (10,809)	55 (-)	BSE(牛海綿状脳症)が疑われる牛を対象にスクリーニング検査を実施するとともに、すべての牛の特定部位(脊髄等)の除去作業を行います。
環境衛生監視指導事業	8,256 (2,216)	16,340 (9,576)	▲ 8,084 (▲ 7,360)	環境衛生関係営業施設やいわゆる民泊施設を安心して利用していただくため、監視指導等を実施します。墓地等については経営の安定及び周辺環境との調和等を図る指導等を行います。
公衆浴場確保対策事業	44,084 (44,084)	45,037 (45,037)	▲ 953 (▲ 953)	一般公衆浴場に対して、市民の公衆衛生の向上の観点から、設備改善や水質検査費等に対する支援を行うほか、親子での利用促進に向けた取組の充実を図ります。
建築物衛生対策事業	6,579 (4,099)	7,987 (5,542)	▲ 1,408 (▲ 1,443)	レジオネラ症の発生予防や感染拡大防止、特定建築物の衛生状態の適正管理、受水槽等の飲料水の汚染予防などのため、施設の維持管理に関する指導・啓発を行います。
居住衛生対策事業	1,193 (1,193)	1,700 (1,700)	▲ 507 (▲ 507)	シックハウス症候群の予防と対策の推進や家庭用品に係る健康被害の防止のため、市民への啓発及び事業者への指導を行います。
生活環境対策事業	1,405 (1,405)	1,485 (1,485)	▲ 80 (▲ 80)	ネズミ・トコジラミ・ハチなどによる被害の発生やデング熱などの蚊が媒介する感染症の発生を防止するため、様々な広報媒体を活用して啓発や相談対応等を行います。
災害時生活用水確保事業	14,242 (14,242)	5,345 (5,345)	8,897 (8,897)	災害時に地域の方々へ生活用水を提供して下さる井戸(災害応急用井戸)に対し、ポンプ等の修繕費に対する補助を新設し共助の推進に繋がります。簡易水質検査は引き続き行います。
動物愛護センター運営事業	64,929 (54,999)	60,378 (54,228)	4,551 (771)	人と動物がともに快適に暮らせる環境づくりを推進する動物愛護の普及啓発の拠点として、より多くの方にご利用いただける施設にします。
動物愛護普及啓発事業	40,913 (31,116)	39,726 (28,338)	1,187 (2,778)	災害時のペットの支援体制の強化、イベント等を通じた適正飼育の啓発及び多頭飼育問題の早期解決に向けた取組を推進します。また、猫の不妊去勢手術費用の一部を補助します。
動物保護管理事業	70,566 (62,883)	71,831 (63,872)	▲ 1,265 (▲ 989)	収容動物の健康管理を行うとともに、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を推進します。また、特定動物の飼育者や動物取扱事業者に対し、適正な飼養管理の指導等を行います。
狂犬病予防事業	77,668 (▲ 32,633)	86,236 (▲ 30,965)	▲ 8,568 (▲ 1,668)	狂犬病予防法に基づく犬の登録を推進するとともに、狂犬病ワクチンの接種の啓発を推進し、接種率の向上を目指します。
動物愛護基金	2 (-)	- (-)	2 (-)	寄贈された寄附金を、市の動物愛護事業に充当するために設置した動物愛護基金に積立てを行います。

事業別内訳

19款 諸支出金

	本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
				国 費	県 費	そ の 他	市 費
	7,797,094千円	7,897,372千円	▲ 100,278千円	-	-	-	7,797,094千円
				(単位 千円)上段:事業費、下段:市費			
	本年度	前年度	増▲減	説明			
病院事業会計繰出金	7,797,094 (7,797,094)	7,897,372 (7,897,372)	▲ 100,278 (▲ 100,278)	市民病院事業、脳卒中・神経脊椎センター事業、みなと赤十字病院事業に対して、総務省の繰出基準に基づき、一般会計で負担することとされている政策的医療の経費に繰出しを行います。			

介護保険事業費会計

	本年度	前年度	増▲減	本年度財源内訳			
				国 費	県 費	そ の 他	市 費
	425,693千円	425,693千円	-	163,892千円	81,946千円	97,910千円	81,945千円
				(単位 千円)上段:事業費、下段:市費			
	本年度	前年度	増▲減	説明			
在宅医療・介護連携推進事業	425,693 (81,945)	425,693 (81,945)	- (-)	在宅医療・介護連携の強化、在宅療養を支える人材の確保・育成、在宅医療の普及・啓発を行うことで、在宅医療と介護が切れ目なく継続的に提供される体制を構築します。			

財源創出の取組

令和8年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に歳出・歳入の両面から取り組みました。

主な事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
結核対策事業	接触者健診・管理検診事業の実施方法見直しにより、経費を削減した。	19百万円
二次救急医療対策事業	事業実績を基に補助対象経費を見直すことで予算額を削減した。	17百万円
小児・周産期救急医療対策事業	事業実績を基に補助対象経費を見直すことで予算額を削減した。	10百万円
その他の財源創出(決算等に合わせた見直し)		
医療ビッグデータ活用事業	過去の実績を基に事業量の見直し、負担金、委託料、報償等を削減した。	10百万円
二次救急医療対策事業	補助対象病院への救急医療DXの導入が進んだことから、予算額を削減した。	9百万円
在宅医療推進事業	医療的ケア児・者等受入施設への看護師支援について、派遣実績を基に実施手法及び事業量を見直し、経費を削減した。	5百万円
その他の財源創出(平準化等による抑制)		
衛生研究所試験検査機器維持整備事業	試験検査機器数を削減するとともに、機器の更新計画を見直すことで、予算額を削減した。	8百万円
その他の財源創出(その他の歳入確保)		
こどもホスピス(在宅療養児等生活支援施設)支援事業	こどもホスピスの取組支援の事業費を国庫補助事業を活用することで、歳入を確保した。	20百万円
小児・周産期救急医療対策事業	社会福祉基金を活用することで、歳入を確保した。	20百万円

合計39件、180百万円





公認マスコットキャラクター トウクントウク

GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027



令和8年度
予算概要

健康福祉局

目次

健康福祉局予算案の考え方	3	9	特別養護老人ホーム等を必要とされている方への支援
健康福祉局重点取組	4	10	低所得者の利用者負担助成事業
健康福祉局予算案総括表	5	11	介護人材の確保等
<u>I 地域福祉保健と健康づくりの推進</u>	7	12	認知症施策の推進
1 身近な地域福祉の推進		13	介護保険事業
2 権利擁護事業		14	包括的支援事業
3 福祉のまちづくり推進事業等		15	介護予防・日常生活支援総合事業
4 市民の健康づくりの推進		<u>III 障害者施策の推進</u>	32
<u>II 高齢者保健福祉の推進</u>	15	・ 障害福祉主要事業の概要	
・ 高齢者保健福祉事業の概要		16	障害者の地域生活支援等
5 高齢者の社会参加促進		17	障害者の地域支援の拠点
6 データを活用したフレイル対策の推進		18	障害者の相談支援
7 在宅の高齢者の支援		19	障害者の防災対策の取組
8 高齢者施設や住まいの整備等の推進		20	障害者の移動支援
		21	障害者支援施設等自立支援給付費

22	障害者グループホーム設置運営事業	
23	障害者施設・設備の整備	
24	障害者の就労支援	
25	障害者のスポーツ・文化	
26	障害者差別解消・障害理解の推進	
27	重度障害者医療費助成事業・更生・育成医療給付事業	
28	こころの健康対策	
29	依存症対策事業	
30	精神科救急医療対策事業	
IV 生活基盤の安定と自立の支援等		53
31	生活保護・生活困窮者自立支援事業等	
32	ひきこもり相談支援事業	
33	援護対策事業	
34	小児医療費助成事業等	
35	難病対策事業・小児慢性特定疾病対策事業	

36	後期高齢者医療事業	
37	国民健康保険事業	
38	斎場・墓地管理運営事業	

・財源創出の取組		64
----------	--	----

※各事業の令和8年度予算額の横に、()で前年度予算額を併記しています。

※横浜市中期計画2026-2029(素案)の計画期間の成果に寄与する主な事業については、**新中期**と記載しています。

※【基金】と記載している事業は、社会福祉基金を充当している事業です。

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。

健康福祉局予算案の考え方

「中期計画2026-2029」（素案）を踏まえた予算案

令和8年度は「横浜市中期計画2026-2029」がスタートする年です。令和8年度予算案は、昨年12月に公表した計画素案の内容を踏まえて編成しました。

《新たな中期計画の考え方》

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

4年間で重点的に進める戦略や取組

市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える
個別分野別計画、業務サービス など

《健康福祉局の基本目標と4つの施策の柱》

地域福祉保健と
健康づくりの推進

高齢者保健福祉の
推進

【基本目標】
今日の安心
明日の安心
そして将来への安心に向けて

障害者施策の
推進

生活基盤の安定と
自立の支援等

「中期計画2026-2029」と各分野別計画の連動

新たな中期計画に掲げる重点的に進める戦略や取組の推進と併せて、「横浜市地域福祉保健計画」、「健康横浜21」、「よこはまポジティブエイジング計画」、「横浜市障害者プラン」など、市政の基礎となり、市民の皆様の日々の生活や活動を支える各分野別計画に基づく施策も、引き続き着実に進めていきます。新たな中期計画とこれらの計画をしっかりと連動させ、推進していくことで、市民の皆様の暮らしやすさの向上につなげていきます。

市民の皆様の実感を評価の軸に

施策の推進にあたっては、最上位の目標を「市民の実感」をベースに設定し、アウトカム指標の進捗状況を把握し、データに基づいて検証を行いながら、施策の質の向上を図ります。こうした「市民目線の経営サイクル（PDCA）」の中で、市民の皆様が施策の効果を実感できるように取り組んでいきます。

健康福祉局の基本目標と4つの施策の柱

健康・福祉に関する4つの施策の柱を「地域福祉保健と健康づくりの推進」、「高齢者保健福祉の推進」、「障害者施策の推進」、「生活基盤の安定と自立の支援等」とし、健康福祉局の基本目標である「今日の安心 明日の安心 そして将来への安心に向けて」の実現に向けてしっかりと取り組んでいきます。

健康福祉局重点取組 「誰もが暮らしやすいと実感できるまちづくり」

現状と課題、取組の方向性

高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、身寄りのない高齢者等への支援など、今日的な課題も新たに生じてきています。そうした社会環境等の変化を踏まえ、高齢者や障害者、生活困窮等で困難を抱えた方なども含め、誰もが暮らしやすいと実感していただけるまちづくりを進めていくことが必要です。令和8年度は、新たな中期計画と各分野別計画をしっかりと連動させて推進していくとともに、①小児医療費助成の拡充、②受動喫煙対策の推進、③特別養護老人ホームの待機期間短縮、④社会参加と介護予防の推進、の4つを重点取組として進めていきます。

①小児医療費助成の拡充

(58頁に記載)

子育て世帯の経済的負担感を軽減し、「ゆとり」の創出を図るため、医療費（保険診療分）の自己負担無償化を18歳年度末まで拡大します。（令和8年6月実施予定）

②受動喫煙対策の推進

(14頁に記載)

屋外におけるさらなる受動喫煙対策を進めるため、路上喫煙が多発する場所のパトロールを実施します。また、望まない受動喫煙のない暮らしの実現に向けて、効果的なプロモーションを実施します。

③特別養護老人ホームの待機期間短縮

(23頁に記載)

特別養護老人ホームへの入所を必要とされている方が早期に入所できるよう、コーディネーターが入所申込者の状況を踏まえて提案を行うなど、入所申込者と施設とのマッチング機能を強化します。

④社会参加と介護予防の推進

(18, 19頁に記載)

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、就労的活動・通いの場等への社会参加や、健診・医療・介護データ等を活用したフレイル対策等の介護予防を推進します。

《暮らしやすいまちを目指して》

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、日々の不安や困りごとに対し、行政が市民目線で検討し、取り組むことが求められています。

そこで、生活困窮者等へのきめ細やかな居住支援の強化や、高齢者が安心して日常生活を送るための支援の検討を進めます。

また、障害者が地域で自分の希望にあった暮らしを安心して送れるよう、グループホームの支援の質の向上及び受入体制の強化を図ります。さらに、こども・若者の自殺対策のための専門家チームを新たに設置するなど、自殺対策を総合的に進めます。

あわせて、脱炭素社会の実現に向けた取組として、ペーパーレス化や施設の照明のLED化等を推進します。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)	備考
7款					
健康福祉費	415,946,165	380,847,558	35,098,607	9.2	
1項 社会福祉費	68,969,958	64,932,112	4,037,846	6.2	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、難病対策費、葬務費
2項 障害者福祉費	160,288,339	146,061,325	14,227,014	9.7	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項 老人福祉費	15,483,717	16,615,762	△ 1,132,045	△ 6.8	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項 生活援護費	142,967,659	138,977,213	3,990,446	2.9	生活保護費、援護対策費
5項 健康福祉施設 整備費	23,813,827	10,174,453	13,639,374	134.1	健康福祉施設整備費
6項 健康推進費	4,422,665	4,086,693	335,972	8.2	健康づくり費、地域保健推進費
19款					
諸支出金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	
1項 特別会計 繰出金	141,255,604	135,329,075	5,926,529	4.4	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	557,201,769	516,176,633	41,025,136	7.9	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度	増△減	増減率 (%)
国民健康保険 事業費会計	311,601,533	307,420,211	4,181,322	1.4
介護保険 事業費会計	358,910,241	341,795,181	17,115,060	5.0
後期高齢者医療 事業費会計	116,458,763	105,467,250	10,991,513	10.4
公害被害者救済 事業費会計	109,592	34,161	75,431	220.8
新墓園事業費会計	4,498,750	2,550,170	1,948,580	76.4
特別会計計	791,578,879	757,266,973	34,311,906	4.5

(単位：千円)

健康福祉局一般会計予算の財源		
	令和8年度	令和7年度
特定財源	(48.1)	(46.3)
一般財源	267,788,464	239,154,284
合	(51.9)	(53.7)
計	289,413,305	277,022,349
	(100)	(100)
	557,201,769	516,176,633
	() 内は構成比 (%)	

I 地域福祉保健と 健康づくりの推進

1 身近な地域福祉の推進

本年度		前年度		増△減
44億938万円		41億3,592万円		2億7,346万円
本年度の財源内訳				
国	239万円	県	—	
その他	1,967万円	市費	43億8,732万円	

事業内容

福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支え合いの取組を進めます。

1 地域ケアプラザ運営事業<拡充>

新中期

38億9,090万円（35億4,702万円）

地域における身近な福祉保健の拠点となる地域ケアプラザ（146か所）を運営し、様々な相談を受けるとともに、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業、介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業、一般介護予防事業、居宅介護支援事業、通所系サービス事業（一部施設のみ）を実施します。また、市民の利便性向上及び業務効率化を図るため、施設予約システムの運用を開始するほか、災害時における福祉避難所の給水機能を強化するため、地域ケアプラザ1か所に、耐震給水栓を整備します。

2 災害時要援護者支援事業 1億3,412万円（1億7,659万円）
個別避難計画について、引き続き福祉専門職等と連携し、7年度の検証を活かしながら、計画の作成・更新に取り組みます。

また、福祉避難所の災害対応力向上を目的に、福祉避難所設備の実態把握調査を実施します。

3 民生委員・児童委員事業

新中期

3億7,695万円（3億8,957万円）

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動費を支給するとともに、引き続き、担い手確保や負担軽減・活動支援の取組を進めていきます。一斉改選を経て担い手不足が深刻なため、負担軽減策の一環として、委員個人が負担する市民児協会費等について市費での一部負担を開始します。

【民生委員・児童委員の活動風景】



4 地域福祉保健計画推進事業

新中期

318万円 (1,782万円)

住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働し取り組み、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域福祉の実現を目指し、第5期横浜市地域福祉保健計画を推進します。

また、第5期区計画の推進（計画期間：8～12年度）を支援します。

5 ごみ問題を抱えている人への支援事業 423万円 (492万円)

いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に基づき、不良な生活環境の解消及び発生を防止を図ります。各区の対策連絡会議が中心となって、当事者に寄り添い、専門家の助言を得ながら、福祉的支援を重視した対策を実施します。

また、解消した案件についても地域や関係機関と連携し、再発防止に取り組めます。

第5期 横浜市地域福祉保健計画

計画期間：2024 (令和6)年度 - 2028 (令和10)年度 よこはま笑顔プラン



【第5期横浜市地域福祉保健計画 (右)】

【横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」 (下)】



2 権利擁護事業

本年度		前年度		増△減
8億2,638万円		7億6,663万円		5,975万円
本年度の財源内訳				
国	3億2,794万円	県	9,149万円	
その他	5,501万円	市費	3億5,194万円	

事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。

成年後見制度の利用促進に関する法律を踏まえ、本市における成年後見制度利用促進基本計画について、第5期横浜市地域福祉保健計画と一体的に推進します。

1 横浜生活あんしんセンター運営事業

新中期

3億2,524万円（3億1,307万円）

生活や金銭管理など幅広く権利擁護に関する相談を受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある高齢者や障害者を支援する権利擁護事業について補助を行います。

2 中核機関運営事業等

新中期

7,372万円（6,961万円）

地域における成年後見制度の利用を促進するため、中核機関「よこはま成年後見推進センター」と連携し、市協議会を運営します。

市協議会は、弁護士をはじめとする専門職団体と福祉等の関係機関により、制度が市民にさらに広く認知されるよう区域を超えた市域の課題を検討します。

市協議会で協議した方向性を踏まえ、中核機関は、制度の効果的な広報・相談のほか、相談機関の連携や人材育成等を通じ、利用促進に取り組みます。

また、担い手の育成として市内の社会福祉法人等への法人後見実施に向けた支援や法人後見団体の情報共有等の場として、よこはま法人後見連絡会を開催します。



3 市民後見人養成・活動支援事業

新中期

5,065万円 (5,010万円)

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人バンク登録者に対する活動支援を行います。バンク登録者全体研修のほか、受任者への個別面談や後見活動への助言などを実施します。また、関係機関と連携しながら、バンク登録者への受任促進を進めます。



【第6期横浜市市民後見人養成課程の様子】

4 成年後見制度利用促進事業

新中期

1,597万円 (1,530万円)

(1) 成年後見サポートネット

地域包括支援センター等の相談機関と弁護士等の専門職団体の連携を促進し、相談機関のスキルアップを図るために、区ごとに「成年後見サポートネット」を実施します。

併せて、成年後見制度利用促進基本計画に基づく「区域の協議会」に位置付け、区内の成年後見に係る相談分析と課題検討を行うほか、相談機関のバックアップ機能を果たします。

(2) 親族調査事務委託

権利擁護を必要とする高齢者や障害者への対応を速やかに行うため、区長申立てに係る親族調査及び親族図の作成等を実施します。

5 成年後見制度利用支援事業

新中期

3億6,080万円 (3億1,855万円)

成年後見制度利用のための区長申立てにおける申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用の一部または全部を助成します。

3 福祉のまちづくり推進事業等

本年度		前年度		増△減
7,443万円		7,237万円		206万円
本年度の財源内訳				
国	—	県	—	
その他	1,577万円	市費	5,866万円	

事業内容

「横浜に関わる全ての人々が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずること」を基本理念に、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的に捉え、福祉のまちづくりを推進します。

また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。



1 福祉のまちづくり推進事業 4,010万円（4,233万円）

福祉のまちづくり推進指針を改訂するとともに、広報・啓発の取組を進めます。

- (1) 「福祉のまちづくり推進会議」等の開催による施策の検討
- (2) 福祉のまちづくりに関する広報・啓発等
- (3) 福祉のまちづくり条例対象施設についての事前協議・相談等
- (4) パーキング・パーミット制度の推進 【基金】

移動の際に配慮が必要な方に利用証を交付するとともに、優先駐車区画の確保を進めます。



(上) 【エスカレーターの安全利用のための取組】

(左から) 【ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）、施設整備マニュアル、優先駐車区画整備】

2 ノンステップバス導入促進補助事業

新中期

1,546万円 (1,106万円)

誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。(28台)

3 福祉有償運送事業

新中期

519万円 (499万円)

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。

4 再犯防止推進計画推進事業

81万円 (99万円)

「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性ー横浜市再犯防止推進計画ー」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。



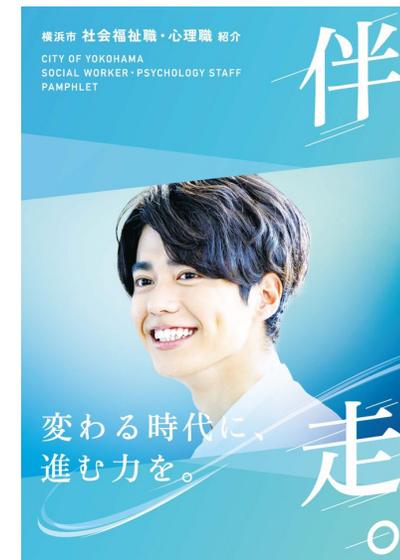
【“社会を明るくする運動”
強調月間市庁舎ライトアップ】

5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 1,287万円 (1,300万円)

社会福祉職・保健師の専門性を向上させることを目的に、人材育成ビジョンに基づき研修プログラムを充実させ、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を行います。

また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動などを行い、優秀な人材の確保をさらに進めます。

【横浜市 社会福祉職・心理職紹介
「伴走。」パンフレット】



【横浜市 保健師紹介
「信頼。」パンフレット】

4 市民の健康づくりの推進

本年度		前年度		増△減
5億2,730万円		5億8,152万円		△5,422万円
本年度の財源内訳				
国	9,497万円	県	—	
その他	1億1,253万円	市費	3億1,980万円	

事業内容

「第3期健康横浜21」を推進するにあたり、健康寿命の延伸に向けて「よこはま健康アクション」の取組を進めます。

1 健康横浜21の推進事業 7,169万円（8,255万円）

生涯を通じて誰もが健やかな生活を送ることができるまちを目指し、関係機関・団体等との連携により、「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」を推進します。

2 「よこはま健康アクション」の推進<拡充> 新中期

4億5,561万円（4億9,897万円）

「第3期健康横浜21」に基づき、健康的な生活習慣を継続できるような意識啓発・環境づくり等の取組を推進します。

(1) 将来を見据えた健康づくりの強化事業<拡充>

性差やライフステージを踏まえた女性の健康づくり応援、腰痛予防等の職場を通じた健康づくりの推進、ヒートショック予防等の健康を守る暮らしの備えについて、将来を見据え若い世代から健康に関心を持てるような取組を推進します。

特に、女性の健康づくり応援では、データ分析に加え、職場における実態調査を実施することで、女性特有の健康課題や現状を明らかにし、対象者に合わせた効果的な啓発などの取組を推進します。

また、企業・団体が実施する女性の健康づくり応援講座や、骨粗しょう症予防を目的とした骨密度測定の実施機会等を、忙しい働き・子育て世代へ、積極的に提供していきます。

(2) 禁煙支援・受動喫煙防止対策事業<拡充>

喫煙率を減少させるため、主に青年期を対象として喫煙防止に向けた啓発を強化するほか、関係団体等と連携した啓発を実施し、全世代への禁煙を推進します。

また、屋外における受動喫煙対策をさらに進めるため、駅周辺など路上喫煙が多発する場所のパトロールを実施します。たばこの害や喫煙マナーについて、SNSやWEB広告、公共交通機関等での広報・啓発を行うなど、望まない受動喫煙のない暮らしの実現に向けて、関係局と連携して効果的なプロモーションを実施します。

Ⅱ 高齢者保健福祉 の推進

高齢者保健福祉事業の概要

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される『横浜型地域包括ケアシステム』を深化・推進します。

令和6年度からスタートした、よこはまポジティブエイジング計画（第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）では、ポジティブエイジングを基本目標に掲げ、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

介護保険給付費（28ページ：13番） 3,308億3,382万円

在宅（居宅）サービス 1,639億7,162万円	地域密着型サービス 524億4万円
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予防給付 <要支援者対象>（再掲）76億2,583万円 </div>	
施設サービス（介護保険3施設） 985億3,607万円	その他（高額介護サービス費等） 159億2,609万円

地域支援事業（30～31ページ） 180億4,869万円

<p>介護予防・日常生活支援総合事業 103億3,279万円（31ページ：15番）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域づくり型介護予防事業 ● サービス・活動事業等 （訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等） ● 高齢者社会参加ポイント事業 	<p>包括的支援事業 65億3,442万円（30ページ：14番）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター運営費 ● 生活支援体制整備事業 ● 地域包括ケア推進事業 ● ケアマネジメント推進事業等 ● 市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発） ● 認知症初期集中支援推進事業等 ● 在宅医療・介護連携推進事業（医療局予算：4億2,569万円） 	<p>任意事業 11億8,148万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護給付費適正化事業 ● 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ● グループホーム家賃等助成事業 ● 成年後見制度利用支援事業 ● 地域で支える介護者支援事業
--	--	--

保健福祉事業（20、23、24ページ） 12億7,387万円

<ul style="list-style-type: none"> ● ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業 ● ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業 ● コーディネーター等による入所支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療対応等促進助成事業（認知症ケア入所促進助成事業・医療的ケア入所促進事業他） ● 介護サービス自己負担助成事業 ● 緊急ショートステイ事業
---	--

その他事務費 91億7,955万円

● 職員人件費	● 保険運営費	● 計画策定・管理費	● 要介護認定等事務費	等
---------	---------	------------	-------------	---

介護保険事業費会計

一般会計／介護特会（再掲）等	<p>高齢者の社会参加・フレイル対策 159億7,036万円 (18～19ページ：5番・6番)</p> <p>【介護特会（一部再掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者就労的活動支援事業 ● 高齢者社会参加ポイント事業 ● よこはまシニアボランティアポイント事業 <p>【一般会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敬老特別乗車証交付事業 ● 老人クラブ助成事業等 <p>【後期特会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 	<p>在宅の高齢者の支援 21億6,494万円 (20ページ：7番)</p> <p>【介護特会（再掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ● ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業等 <p>【一般会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報登録事業 ● 高齢者見守り・安否確認支援事業 ● 高齢者生活支援施策検討事業 	<p>高齢者施設や住まいの整備等の推進等 84億1,414万円 (21～23ページ：8番・9番)</p> <p>【一般会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホーム整備等事業 ● 特別養護老人ホーム等改修事業 ● 地域密着型サービス事業所整備等事業 ● 開設準備経費補助事業等 ● 高齢者施設における防災・減災対策事業 ● 入所を必要とされている方への支援（一部【介護特会（再掲）】）
	<p>低所得者の利用者負担助成事業 1億8,341万円 (24ページ：10番)</p> <p>【一般会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人による利用者負担軽減 <p>【介護特会（再掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス自己負担助成事業 ● グループホーム家賃等助成事業 	<p>介護人材の確保等 5億2,808万円 (25ページ：11番)</p> <p>【一般会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな介護人材の確保 ● 介護人材の定着支援 ● 専門性の向上（一部【介護特会（再掲）】） ● 介護現場の業務改善（生産性向上） 	<p>認知症施策の推進 3億7,255万円 (26ページ：12番)</p> <p>【一般会計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症支援事業 <p>【介護特会（再掲）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症初期集中支援推進事業 ● 認知症地域支援推進事業 ● 地域で支える介護者支援事業

5 高齢者の社会参加促進

本年度		前年度		増△減
154億9,438万円		144億6,555万円		10億2,883万円
本年度の財源内訳				
国	2億5,396万円	県	3,072万円	
その他	20億3,277万円	市費	131億7,693万円	

事業内容

高齢者がこれまで培った知識・経験を活かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

新中期

1 高齢者就労的活動支援事業 5,340万円（6,130万円）

高齢者個人の経験やスキルを活かした社会参加を促進するため、個人のニーズに基づいて、地域活動団体や企業等におけるボランティア活動を切り出しマッチングを行うモデル事業を実施します。

新中期

2 高齢者社会参加ポイント事業<拡充> 4,140万円（3,350万円）

通いの場等への参加促進を図るため、スマートフォンアプリを通じて、通いの場等の参加者に対しポイントを付与する事業を拡大し、8年度中の全市展開を目指します。

また、アプリの魅力向上に向けた機能改修を実施します。

新中期

3 よこはまシニアボランティアポイント事業 1億2,215万円（9,345万円）

元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。

また、高齢者社会参加ポイントとの連携等、スマートフォンアプリを活用した管理方法の見直しの検討を進めます。

新中期

4 敬老特別乗車証交付事業<拡充> 145億9,783万円（137億2,531万円）

高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証（敬老パス）を交付します。また、バス事業者への負担金単価を引き上げます。

5 老人クラブ助成事業等 6億7,960万円（5億5,199万円）

地域における高齢者相互の支え合いや社会参加を促進するため、事業費の助成を行います。また、老人クラブへの加入促進に向けた市老人クラブ連合会等の取組を、引き続き支援します。

6 データを活用したフレイル対策の推進(後期高齢者医療事業費会計)

本年度		前年度		増△減
4億7,598万円		2億9,833万円		1億7,765万円
本年度の財源内訳				
国	—	県	—	
その他	4億5,968万円	市費	1,630万円	

事業内容

1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業<拡充> **新中期**

4億7,598万円(2億9,833万円)

健診、医療、介護データ等を活用したフレイル*対策を全区で実施します。データからフレイルリスクのある方を把握し、医療専門職による個別的支援(通称:ハマプロ)につなぎ、家庭訪問等や集団教室により、一人ひとりの健康課題に合わせて支援します。

6年度開始:南区、栄区、泉区

7年度開始:鶴見区、西区、中区、港南区、旭区、磯子区、
瀬谷区

※からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態

(1) 企画・調整等事業

健診データ、診療データ(医療レセプト)、要介護認定情報等の市民の健康に関するデータを活用し、フレイル等で支援の必要な高齢者を把握します。

把握した高齢者に対して、介護予防や保健指導などのサービスを案内して、医療専門職による個別支援や保健指導等の集団教室につなぎます。

(2) ハイリスクアプローチ事業

フレイル等の高齢者に対し、医療専門職が訪問等による個別支援を行います。支援終了後も対象者の希望等に応じて、通いの場や活動などにつなぐ等、セルフケアの継続を図ります。

(3) ポピュレーションアプローチ*事業

地域の通いの場等で健康課題に基づいた普及啓発等を行うほか、リスクが高い高齢者の把握を行います。また、民間事業所等と協力した保健指導等の集団教室やリハビリ専門職による支援を実施します。

※集団を対象として働きかけを行う支援のこと



【ハマプロにおける集団教室の様子】

7 在宅の高齢者の支援

本年度		前年度		増△減
21億6,494万円		20億3,115万円		1億3,379万円
本年度の財源内訳				
国	3億9,599万円	県	1億7,258万円	
第1号 保険料	7億3,611万円	第2号 保険料	—	
その他	851万円	市費	8億5,175万円	

事業内容

1 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業<拡充> 新中期 5億9,845万円（5億7,122万円）

高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認及び緊急対応等を行います。また、一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。

2 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業等 14億3,434万円（12億8,495万円）

ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の要介護者等を対象に、紙おむつを給付します。

3 情報登録事業 新中期 1億808万円（1億6,090万円）

病気や事故などにより、意思を伝えることができなくなった場合に備えて、かかりつけ医や緊急連絡先等を事前に市に登録していただく情報登録事業を推進します。また、終活に関する相談窓口を設置し、将来への不安や疑問をお受けします。

4 高齢者見守り・安否確認支援事業 新中期 2,107万円（1,408万円）

在宅で生活する一人暮らし高齢者に対し、登録事業者が提供する多様な見守り機器にかかる費用について補助を行います。



緊急通報ボタン+センサー → メール



緊急通報ボタン → 通報

【見守り・安否確認機器の例】

5 高齢者生活支援施策検討事業 300万円（0万円）

高齢化が進み、単身世帯が増加する中、買い物に関する課題や身寄りのない高齢者等への支援など、高齢者の皆様が日常生活を送るうえで抱えている様々な課題について調査し、対策を検討します。

8 高齢者施設や住まいの整備等の推進

本年度		前年度		増△減
55億5,219万円		91億8,424万円		△36億3,205万円
本年度の財源内訳				
国	2億935万円	県	31億3,174万円	
その他	1億2,285万円	市費	20億8,825万円	

事業内容

1 特別養護老人ホーム整備等事業

新中期

22億1,613万円（33億1,984万円）

(1) 特別養護老人ホーム建設費補助等

介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホームの整備費について補助を行います。

施設名(仮称)	建設地	建設運営法人	定員(ショート)
わかたけ新子安	神奈川区新子安	若竹大寿会	168(11)人
すないの家都筑	都筑区東山田町	かなえ福社会	96(0)人
いずみ三清荘	泉区和泉町	経山会	216(0)人
憩音	旭区善部町	憩	144(0)人
花のひびき	瀬谷区阿久和南	湖聖会	150(0)人
若葉台みずほ	旭区若葉台	旭会	130(10)人

(2) 介護医療院整備費補助事業

既存施設からの転換を含めた、介護医療院の整備費について補助を行います。

2 特別養護老人ホーム等改修事業

新中期

5億1,020万円（8億7,644万円）

既存施設に対し、居住環境改善のための改修費等について補助を行います。

(1) プライバシー保護のための改修費補助

(2) 看取り環境整備費補助

(3) 新規整備を条件に行う大規模修繕等補助

3 地域密着型サービス事業所整備等事業

2億4,845万円（5億1,349万円）

小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホーム等の整備に対する補助を行うとともに、民有地マッチング事業等により、未整備圏域の解消を図ります。

コラム 介護医療院とは

医療と介護のニーズを併せ持った高齢者で、自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な方の受入先となる施設です。

特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、既存施設からの転換を含めて、介護医療院の整備を進めています。

4 開設準備経費補助事業等

新中期

22億4,354万円（42億9,784万円）

開所や転換を行う介護施設等に対して、開設準備時に必要な経費について補助を行います。また、介護現場の業務効率化・職員負担軽減等の観点から、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入に必要な経費について補助を行います。

- (1) 開設準備経費補助
- (2) 大規模修繕の際に行う介護ロボット・ICT導入補助

5 高齢者施設における防災・減災対策事業<新規・拡充>

3億3,387万円（1億7,663万円）

(1) 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備及び水害対策等事業<新規・拡充>

高齢者施設等が、災害時にも施設機能を維持するとともに、利用者等の安全・安心を確保するため、非常用自家発電・給水設備等の整備に要する費用について補助を行います。

また、国土強靱化対策に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等に必要な経費について、新たに補助を行います。

さらに、水害対策に伴う改修に要する費用については、老朽化したエレベーターの改修も対象とするなど補助対象工事を拡充します。

(2) 防災対策整備事業【基金（一部）】

高齢者施設等における災害時の電源対策を進めるため、電気自動車の導入費用について補助を行います。また、災害時のトイレ環境を確保するため、マンホールトイレの導入費用について補助を行います。

(3) 高齢者施設等災害時対応支援事業

介護事業所に対して、策定しているBCP（災害時業務継続計画）の実効性を高めるため、計画内容の見直しや効果的な訓練実施について助言を行う等、防災士等の専門家による個別支援を実施します。



【電気自動車導入支援の補助】



【マンホールトイレ導入支援の補助】

9 特別養護老人ホーム等を必要とされている方への支援

本年度		前年度		増△減
28億6,195万円		41億7,074万円		△13億879万円
本年度の財源内訳				
国	—	県	1億3,000万円	
第1号 保険料	6億2,604万円	第2号 保険料	—	
その他	1,183万円	市費	20億9,408万円	

事業内容

特別養護老人ホームの入所までの平均待機期間の短縮に向け、入所を必要とされている方が、特養をはじめ、介護老人保健施設、介護医療院等の適切な施設にできるだけ早く入所できるよう支援します。

1 入所を必要とされている方への支援<拡充>

新中期

28億6,195万円 (41億7,074万円)

(1) 入所申込者と施設のマッチング機能の強化<新規>

入所を必要とされている方が早期に入所できるよう、「高齢者施設・住まいの相談センター」に新たにコーディネーターを配置し、入所申込者に適した施設の提案等を通じた入所支援を行います。

(2) 認知症ケア入所促進助成【基金（一部）】

認知症の行動・心理症状のある方を受け入れた特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に対して、人件費等の一部について助成を行います。

(3) 医療的ケア入所促進助成<拡充>（老健医療的ケア（薬剤費等）入所促進助成事業<新規>）

特定の医療的ケアを要する方を受け入れた特別養護老人ホームに対して、人件費等の一部について助成を行います。

また、特定の医療的なケアや薬剤等が必要な方を受け入れた介護老人保健施設に対して、施設が負担している薬剤費等の一部について助成を行います。

(4) ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成事業

経済的な理由でユニット型施設への入所が難しい方を対象に、居住費の一部について助成を行います。

(5) 特別養護老人ホーム 建設費補助等<再掲(P21)>

(6) 介護医療院 整備費補助事業<再掲(P21)>



【「相談センター」での相談】

10 低所得者の利用者負担助成事業

本年度		前年度		増△減
1億8,341万円		2億2,396万円		△4,055万円
本年度の財源内訳				
国	3,491万円	県	5,888万円	
第1号 保険料	7,021万円	第2号 保険料	—	
その他	6万円	市費	1,935万円	

事業内容

介護保険サービスの利用にあたり、低所得者の方に対し、負担軽減のため利用料等について助成を行います。

1 社会福祉法人による利用者負担軽減 4,338万円 (4,618万円)

社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料等の負担が困難な方に対し、利用料等を軽減した場合、法人が負担した金額の一部助成を行います。

助成予定対象者 1,050人

2 介護サービス自己負担助成事業等

1億4,003万円 (1億7,778万円)

収入や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービス及び高齢者グループホームの利用料等や特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部助成を行います。

助成の種類及び助成対象者数 (見込)

- (1) 在宅サービス助成 453人
- (2) グループホーム助成 175人
- (3) 施設居住費助成 19人



11 介護人材の確保等

新中期

本年度		前年度		増△減
5億2,808万円		3億5,400万円		1億7,408万円
本年度の財源内訳				
国	1億円	県	9,721万円	
その他	2,922万円	市費	3億165万円	

事業内容

新中期

1 新たな介護人材の確保<拡充> 4億468万円 (2億5,345万円)

新たな介護人材を確保するため、介護人材の裾野の拡大や、将来の介護人材の支援を進めます。

(1) 介護のしごと魅力発信事業<拡充>

介護の仕事のイメージアップにつながるポータルサイトの掲載コンテンツを拡充します。

(2) 介護職員初任者研修資格取得・就労支援事業<拡充>

市内介護事業所での就労を目指す市民を対象に実施する、介護職員初任者研修の研修回数を拡充します。

(3) 介護に関する入門的研修事業<拡充>

オンライン研修に加えて、新たに集合形式で研修を実施することで、研修の受講定員数を拡充します。

2 介護人材の定着支援<拡充> 3,472万円 (3,172万円)

介護職員の定着を支援するため、働きやすい職場づくりに向けた取組を支援します。

(1) 訪日後日本語等研修事業<拡充>

外国人介護職員を対象に実施する日本語等研修のコース数を拡充します。

(2) 介護事業者向けハラスメント対策事業【基金】

介護職員等が受けるハラスメントを対象とした相談窓口の設置、弁護士による無料相談、ハラスメント対応研修を実施します。また、利用者等の理解促進に向けた啓発動画を作成します。

新中期

3 専門性の向上 430万円 (530万円)

介護現場の中核を担う人材を育成するとともに、各種専門性向上のための研修実施や多職種との連携などにより、介護人材の専門性向上を推進します。

新中期

4 介護現場の業務改善<拡充> 8,438万円 (6,353万円)

介護ロボットの導入により介護職員の負担を軽減するなど、業務改善を支援します。

(1) 介護ロボット等導入支援事業補助金<拡充>

中高齢者又は外国人の雇用を条件に、介護ロボット等の導入費用について一部補助を行います。また、介護ロボット等の導入を促進するため、補助件数及び補助上限額を拡充します。

(2) ケアプランデータ連携システム導入促進事業<拡充>

システム導入に必要な経費の補助等を行います。

12 認知症施策の推進

本年度		前年度		増△減
3億7,255万円		3億5,519万円		1,736万円
本年度の財源内訳				
国	1億4,434万円	県	4,685万円	
その他	5,013万円	市費	1億3,123万円	

事業内容

認知症施策推進計画に基づき、認知症の人や家族の支援、医療・介護連携等の取組を進めます。

新中期

1 認知症支援事業 1億5,515万円（1億5,170万円）

(1) 認知症サポーターキャラバン事業

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成します。また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成します。

(2) 認知症早期発見事業

認知症の疑いのある人を早期に発見し、早期の鑑別診断と治療につなげ、認知症の重症化予防を図るため、もの忘れ検診の取組を推進します。また、認知症の早期診断・早期対応に関する市民や関係機関への広報・啓発を行います。

(3) 認知症疾患医療センター事業

地域の認知症専門医療提供体制の拠点としての役割を担う認知症疾患医療センターを設置し、認知症の診断・治療に加え、地域における認知症医療と地域の関係機関の連携を推進します。また、効果的な認知症医療体制の構築に向け、認知症疾患医療センターの今後の方向性について、検討します。

(4) 若年性認知症支援事業

若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族等からの相談及び支援者のネットワーク構築や就労継続支援、社会参加等を推進します。

新中期

2 認知症初期集中支援推進事業 1億3,578万円（1億3,572万円）

認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の取組を推進します。

新中期

3 認知症地域支援推進事業 5,604万円 (4,392万円)

(1) 認知症の集いの場支援事業

認知症の人や家族が地域の住民や専門職等と相互に情報を共有し、理解し合うことができるよう、認知症カフェの取組を推進します。また、身近な地域における認知症カフェの情報を発信し、周知啓発を行います。

(2) チームオレンジ

認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進めるチームオレンジの取組を市内全域で展開します。また、スローショッピングの周知や取組を進めます。

新中期

4 地域で支える介護者支援事業 2,558万円 (2,385万円)

(1) 介護者支援

介護者を対象とした、つどいや講演会等を実施します。

(2) 普及啓発推進、ネットワーク構築支援事業

認知症に関わりの少ない層も含め、全世代に向けて認知症に関する正しい知識と理解が深まるよう、幅広く啓発に取り組みます。また、認知症高齢者等の見守りのために、関係機関や地域関係者等との連携支援体制の構築を進めるとともに、認知症の人の身元を特定できる見守りシールを配付します。

コラム チームオレンジとは

認知症の人や家族の希望や願いをもとに地域における取組を進め、チームオレンジの理念を広めることを横浜市チームオレンジとします。

3つの基本すべてを満たす活動を、「チームオレンジ」と呼びます。

【横浜市チームオレンジの3つの基本】

- ① 認知症の人と家族の希望・困りごとを把握し、継続して支援できる。
- ② 認知症の本人や家族も地域の一員として活躍している。
- ③ 認知症のひとが住みよいまちづくりに向けた活動に取り組んでいる。



13 介護保険事業（介護保険事業費会計）

本年度		前年度		増△減
3,593億3,593万円		3,422億2,087万円		171億1,506万円
本年度の財源内訳				
国	769億1,946万円	県	509億3,961万円	
第1号保険料	735億2,697万円	第2号保険料	920億2,894万円	
その他	112億9,551万円	市費	546億2,544万円	

医療局予算 4億2,569万円含む

事業内容

介護保険法、第9期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付、介護保険事業者に対する指導監査等を行います。

1 被保険者

- (1) 第1号被保険者（65歳以上） 約95.6万人
- (2) 第2号被保険者（40～64歳） 約136.3万人

2 要介護認定

介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。

要介護認定者数 約20.3万人

3 保険給付費（保険料償還金を除く）

3,308億3,382万円（3,142億735万円）

- (1) 在宅介護サービス費 1,639億7,162万円
- (2) 地域密着型サービス費 524億4万円
- (3) 施設介護サービス費 985億3,607万円
- (4) 高額介護サービス費等 159億2,609万円

4 介護保険料（第1号被保険者）

(1) 保険料基準額

<月額換算> 6,620円（6～8年度）

(2) 保険料軽減

ア 低所得者の保険料軽減

消費税による公費を投入し第1～4段階の負担割合について0.005～0.2の軽減を行います。

イ 低所得者減免等

(3) 段階別保険料

※消費税による公費を投入した軽減措置後の保険料負担割合と保険料額

段階	割合	対象者		保険料年額(月額)
第1段階	※0.20	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者等・中国残留邦人等支援給付対象者		※15,880円(月1,323円)
第2段階	※0.20	本人、世帯とも 市民税非課税者	うち本人年金82.65万円以下等の者	※15,880円(月1,323円)
第3段階	※0.34		うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者	※27,000円(月2,250円)
第4段階	※0.585		うち第2段階・第3段階を除く者	※46,470円(月3,873円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	うち本人年金82.65万円以下等の者	71,490円(月5,958円)
第6段階	1.00(基準額)		うち第5段階を除く者	79,440円(月6,620円)
第7段階	1.07	本人市民税課税者	合計所得金額120万円未満の者	85,000円(月7,083円)
第8段階	1.10		合計所得金額120万円以上160万円未満の者	87,380円(月7,282円)
第9段階	1.27		合計所得金額160万円以上210万円未満の者	100,880円(月8,407円)
第10段階	1.30		合計所得金額210万円以上250万円未満の者	103,270円(月8,606円)
第11段階	1.55		合計所得金額250万円以上320万円未満の者	123,130円(月10,261円)
第12段階	1.75		合計所得金額320万円以上420万円未満の者	139,020円(月11,585円)
第13段階	1.95		合計所得金額420万円以上520万円未満の者	154,900円(月12,908円)
第14段階	2.15		合計所得金額520万円以上620万円未満の者	170,790円(月14,233円)
第15段階	2.35		合計所得金額620万円以上720万円未満の者	186,680円(月15,557円)
第16段階	2.50		合計所得金額720万円以上1,000万円未満の者	198,600円(月16,550円)
第17段階	3.00		合計所得金額1,000万円以上2,000万円未満の者	238,320円(月19,860円)
第18段階	3.25		合計所得金額2,000万円以上3,000万円未満の者	258,180円(月21,515円)
第19段階	3.50		合計所得金額3,000万円以上の者	278,040円(月23,170円)

「合計所得金額」とは、保険料算定に用いる介護保険法施行令上の合計所得金額

14 包括的支援事業(地域支援事業・介護保険事業費会計※再掲(P28))

本年度		前年度		増△減
65億3,442万円		62億3,808万円		2億9,634万円
本年度の財源内訳				
国	24億9,776万円	県	12億4,888万円	
第1号 保険料	14億9,217万円	第2号 保険料	—	
その他	129万円	市費	12億9,432万円	

医療局予算 4億2,569万円含む

事業内容

1 地域包括支援センター運営費 46億8,811万円 (44億457万円)

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門的な職員を圏域高齢者人口に応じて配置し、次の事業を行います。

- (1) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護
- (2) 地域のケアマネジャーへの支援、関係機関とのネットワーク構築
- (3) 自立に向けた介護予防ケアプランの作成など
(介護予防ケアマネジメント)

新中期

2 生活支援体制整備事業 11億6,979万円 (11億4,821万円)

社会福祉協議会と地域ケアプラザ等に「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者の生活支援・介護予防・社会参加が充実した地域づくりを支援します。

3 地域包括ケア推進事業 4,618万円 (6,210万円)

- (1) 医療・介護・保健統合データベースを用いた分析・研究を実施し、研究結果に基づいたワークショップを開催します。
- (2) 高齢期の暮らしに関する情報発信の充実に向け、ウェブサイト「ふくしらべ」の内容を充実させ、幅広く広報等を行います。
- (3) 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区アクションプランを基に、区域での取組を推進します。

4 ケアマネジメント推進事業等 611万円 (1,127万円)

- (1) ケアマネジメントの質の向上を図るための研修を実施するとともにケアマネジャーの業務負担を軽減するため、業務と役割に関する普及啓発や、AIケアプラン活用における有用性の効果検証の結果報告や啓発等を実施します。
- (2) 個別課題の解決や地域課題の発見等を進める地域ケア会議を開催します。

新中期

5 市民の意思決定支援事業 672万円 (660万円)

市民一人ひとりが自らの意思で生き方を選択し、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう、エンディングノートの書き方講座等を全区で開催し、高齢者等に必要な情報を提供します。

6 認知症初期集中支援推進事業等 <再掲(P26)>

1億9,182万円 (1億7,964万円)

15 介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業・介護保険事業費会計※再掲(P28))

本年度		前年度		増△減
103億3,279万円		99億9,234万円		3億4,045万円
本年度の財源内訳				
国	30億6,220万円	県	12億5,176万円	
第1号保険料	17億4,456万円	第2号保険料	27億381万円	
その他	2億2,910万円	市費	13億4,136万円	

事業内容

要介護状態の予防と自立に向けた支援及び多様な生活支援が提供される地域をつくることを基本的な考え方として、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

1 地域づくり型介護予防事業<拡充><一部再掲(P18)> **新中期**

1億4,490万円(1億4,183万円)

介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、地域診断に基づき、広くフレイル予防に関する普及啓発を行うとともに、個々の健康状態、関心に応じて参加できる通いの場等が充実した地域づくりを推進します。

また、通いの場等への参加促進を図るため、スマートフォンアプリを通じて、通いの場等の参加者に対しポイントを付与する事業を拡充し、8年度中の全市展開を目指します。さらに、アプリの魅力向上に向けた機能改修を実施します。

2 サービス・活動事業等 101億8,789万円(98億5,051万円)

介護保険の要支援認定を受けた方等を対象に、横浜市訪問介護相当サービス、横浜市通所介護相当サービス、基準を緩和した横浜市訪問型生活援助サービス、住民主体のボランティア等による支援を行うサービス・活動B等補助事業を実施します。

コラム 「通いの場」とは

身近なところで地域に住む高齢者が定期的集まり、運動、趣味活動、茶話会などの多様な活動をしている場です。

この取組の1つとして、横浜市では、歩いて行ける身近な場所で主体的に介護予防に取り組むグループ「元気づくりステーション」の立ち上げと活動継続支援を行っています。

元気づくりステーションの活動の様子

- 現在、300か所以上の元気づくりステーションが活動中。
- ロコモ予防体操(ハマトレ・健康体操)、ウォーキング、健康マーじゃん、盆踊りなどの様々な活動を通じて健康づくりと参加者の交流をはかっています。



Ⅲ 障害者施策の推進

障害福祉主要事業の概要

障害者が希望する場所で自分らしく安心して生活することができるよう、障害施策に関わる中長期的な計画である「第4期横浜市障害者プラン」を令和3年度に策定し、各種事業を計画的かつ重層的に推進しています。

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個人に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域特性や利用者の状況に応じて給付基準や内容を定める「地域生活支援事業」で構成されています。

(1) 自立支援給付関連

事業種別	本市事業名
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要16】 障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要18】
自立支援医療費等	障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】 更生医療事業【予算概要27】 医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業
補装具費	補装具費支給事業
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

(2) 地域生活支援事業関連

本市事業名	事業内容
後見的支援推進事業【予算概要16】	障害者が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業【予算概要17】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行います。
地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）【予算概要17】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。
障害者相談支援事業【予算概要18】	基幹相談支援センター等に配置された相談員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要18】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

前述の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。（財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。）

本市事業名	事業内容
障害者自立生活アシスタント事業等【予算概要16】	地域で生活する单身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。（障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む）
多機能型拠点運営事業【予算概要17】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。
障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要17】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する各区の「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。
重度障害者タクシー料金助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。

本市事業名	事業内容
障害者就労支援事業【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営について補助を行います。また、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等を行います。
障害者スポーツ文化センター管理運営事業【予算概要25】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
依存症対策事業【予算概要29】	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。
精神科救急医療対策事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数

各年度、3月31日時点の人数。

【令和4年度】	身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人	合計：181,127人
【令和5年度】	身体障害：97,440人、知的障害：37,752人、精神障害：50,211人	合計：185,403人
【令和6年度】	身体障害：96,774人、知的障害：39,234人、精神障害：53,675人	合計：189,683人

16 障害者の地域生活支援等

本年度		前年度		増△減
250億4,633万円		213億1,255万円		37億3,378万円
本年度の財源内訳				
国	94億4,560万円	県	46億5,197万円	
その他	193万円	市費	109億4,683万円	

事業内容

本人の生活力を引き出す支援を行い、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。

（〔あんしん〕と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 障害者ホームヘルプ事業

新中期

239億7,552万円（203億4,308万円）

居宅介護事業のうち障害者ホームヘルプ事業では、身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。

2 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業

新中期

〔あんしん〕 2億2,537万円（2億955万円）

一人暮らしの障害者や一人暮らしを目指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した单身生活を継続できるよう支援します。

3 後見的支援推進事業〔あんしん〕

新中期

6億5,637万円（6億4,065万円）

障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。

また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら伺い、必要に応じて適切な支援機関につながります。



【「地域で暮らす」を考える～「親あるうち」の「親なきあと」への備え～講演会の様子】

4 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>[あんしん] **新中期**

905万円(738万円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者についての理解を深めてより連携を広げていくため、市内訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、保育園・学校等に従事する職員を対象に、支援者養成研修を実施します。

8年度は新たな取組として、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を実施します。

5 持続可能で安定的な事業所運営に向けた支援 **新中期**

<新規・拡充> 1億360万円(4,559万円)

障害福祉事業所の持続可能で安定的な運営体制を確保するため、障害福祉サービス事業所へコンサルタントを派遣し、経営分析等の支援を行います。

また、障害福祉分野における人材確保と定着を図るため、人材確保・定着セミナーを開催するほか、新たに外国人材確保に向けた支援を実施します。

併せて、職員の介護業務の負担軽減や業務効率化を推進するため、事業所における介護ロボットやICT機器等の導入について、従来の障害者施設サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所と相談支援事業所にも対象を拡大し補助を行います。

<主な取組>

- (1) コンサルタント派遣による経営分析等<新規>
- (2) 人材確保・定着セミナー
- (3) 外国人材確保支援(セミナーの開催)<新規>
- (4) 介護テクノロジー導入支援<拡充>



【介護ロボットを導入した支援の様子】

6 障害者社会参加促進事業<拡充>

新中期

7,062万円 (6,630万円)

障害者の社会参加の促進に向けて、手話通訳者等養成事業や障害者社会参加訓練事業を実施します。あわせて、手話施策推進法の施行をふまえ、手話奉仕員養成にかかる講師確保や新たに学生向けの手話講座など、手話施策の充実に取り組みます。

7 メタバース空間を活用した交流機会創出事業<新規>

新中期

250万円 (0万円)

対面でのコミュニケーションや外出が難しい障害者などが、より多くの人と交流できるよう、メタバース空間を活用した交流機会等の創出に向け、ニーズ調査を行います。

8 障害者手帳のデジタル化<新規>

330万円 (0万円)

紙またはカードで発行している障害者手帳について、携行方法の選択肢を広げ、利便性の向上を図るため、スマートフォンアプリを活用したデジタル化を推進します。

コラム 「手話リンク」の導入

聴覚障害者などが、市役所や区役所へ手話による電話での問い合わせができるよう、「手話リンク」サービスを導入します。

窓口等に出向かなくても、スマートフォンなどを利用し、本市ウェブサイト上の「手話で電話」ボタンを押すことで、手話通訳オペレーターを介してお問い合わせなどすることができます。(8年3月～導入予定)

【イメージ図】



画像提供元:総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人
日本財団電話リレーサービス

17 障害者の地域支援の拠点

本年度		前年度		増△減
116億255万円		108億2,106万円		7億8,149万円
本年度の財源内訳				
国	32億9,960万円	県	16億4,980万円	
その他	9万円	市費	66億5,306万円	

事業内容

1 多機能型拠点運営事業<拡充>[あんしん] 新中期

5億4,372万円（2億7,811万円）※

常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所等を一体的に提供する拠点施設の運営について補助を行います。8年度は、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等への支援を強化するため、生活介護及び相談支援に対する運営費の補助を拡充します。（4か所）

※事業移管による自立支援給付費の増：2億2,200万円

【多機能型拠点】▶



2 障害者地域活動ホーム運営事業 新中期

65億3,941万円（61億6,335万円）

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」の運営について補助を行います。

（41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）

3 精神障害者生活支援センター運営事業 [あんしん] 新中期

14億4,354万円（13億9,554万円）

統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営について補助等を行います。

（18か所）

4 地域活動支援センターの運営 [あんしん] 新中期

30億7,588万円（29億8,406万円）

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設の運営について補助を行います。

（134か所（8年度末見込））

【地域活動ホーム】▶



18 障害者の相談支援

本年度		前年度		増△減
24億5,419万円		22億7,365万円		1億8,054万円
本年度の財源内訳				
国	11億3,531万円	県	5億6,765万円	
その他	1万円	市費	7億5,122万円	

事業内容

新中期

1 障害者相談支援事業 10億5,895万円 (10億1,752万円)

基幹相談支援センター等において、身近な地域での相談から個別的・専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害者が地域で安心して生活することができるよう、地域生活支援拠点機能の充実に取り組みます。



【基幹相談支援センターの相談員ミーティングの様子】

2 計画相談・地域相談支援事業

新中期

13億5,346万円 (12億1,670万円)

障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。

また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。

その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。

3 発達障害者支援体制整備事業【あんしん】

新中期

4,178万円 (3,943万円)

発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実施します。

19 障害者の防災対策の取組

本年度	前年度		増△減
2,746万円	6,070万円		△3,324万円
本年度の財源内訳			
国	1,263万円	県	125万円
その他	844万円	市費	514万円

事業内容

1 災害時障害者支援事業（EV車導入支援）【基金】 720万円（2,295万円）

「横浜市地震防災戦略」に基づき、誰もが安心して生活を送ることが出来る仕組み作りの一環として、万が一の災害発生時においても、電源を確保し、障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入費用について補助を行います。

2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】 498万円（738万円） 新中期

電源が必要な医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害等による停電時の備えとして、災害時にも電源を確保できるよう、蓄電池等の非常用電源装置の購入について補助を行います。

3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）養成支援事業 28万円（37万円） 新中期

自然災害等が発生した際に、精神科医療の提供や精神保健活動の支援等を行うDPAT従事者を養成するほか、災害発生時に必要となる通信手段を確保します。

4 非常用自家発電設備設置費補助 1,500万円（3,000万円）

障害者支援施設が、緊急災害時においても非常用電源を活用することで、施設運営に必要な電力を維持し、施設利用者の安全を確保できるよう、非常用自家発電設備設置に要する費用について補助を行います。

コラム 「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」とは

地震や事故など大きな災害が起きると、不安やストレスで精神的な問題や困りごとが増加します。DPATは精神科医師や看護師等で構成され、被災地域の精神面でのニーズや課題を把握し、こころのケアや精神科医療を提供するなど、被災地でこころの健康を支える活動を行います。

DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team

20 障害者の移動支援

本年度		前年度		増△減
80億円		77億2,382万円		2億7,618万円
本年度の財源内訳				
国	14億285万円	県	7億143万円	
その他	7,743万円	市費	58億1,829万円	

事業内容

障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

1 福祉特別乗車券交付事業 34億2,223万円 (32億1,886万円) 新中期

市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドライン及び一部地域公共交通を利用できる乗車券（福祉パス）を交付し、障害者等の外出を支援します。

・利用者負担額（年額） 1,200円（20歳未満600円）

2 重度障害者タクシー料金助成事業【あんしん】 7億597万円 (7億4,764万円) 新中期

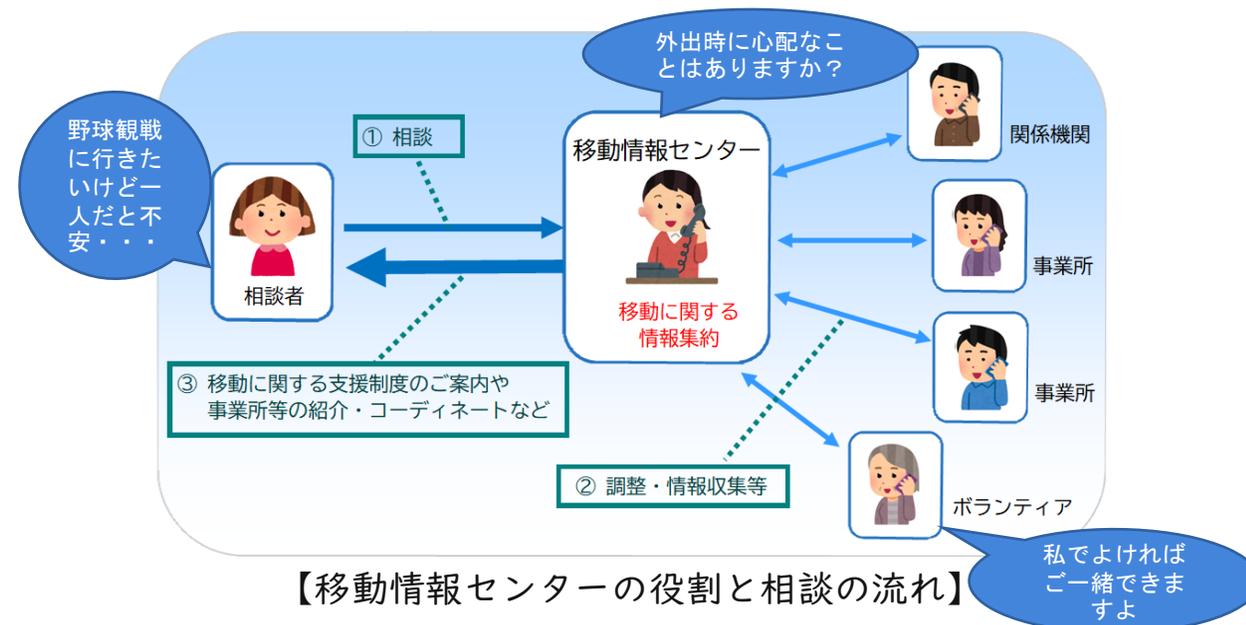
公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。なお、8年10月から、1乗車あたり7枚の利用枚数制限を撤廃します。（助成額1枚500円 交付枚数 年84枚）

3 障害者自動車燃料費助成事業 3億2,312万円 (3億858万円) 新中期

公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。（助成額1枚1,000円 交付枚数 年24枚）

4 移動情報センター運営等事業【あんしん】 1億8,135万円 (1億6,710万円) 新中期

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターの運営（18区社会福祉協議会）について補助を行います。



5 障害者ガイドヘルプ事業<拡充> [あんしん] 新中期

26億5,163万円 (26億2,253万円)

単独で外出が困難な重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に対して、ガイドヘルプサービスを提供します。また、ガイドヘルパー等資格取得にかかる研修受講料助成について、「喀痰吸引等研修」を対象に追加します。

6 障害者移動支援事業 [あんしん] 新中期

1億8,189万円 (1億6,633万円)

(1) ハンディキャブ事業

ハンディキャブ（リフト付車両）の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行う団体に対し事業経費の補助を行います。

(2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業

車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部について補助を行います。

(3) ガイドボランティア事業

障害児・者等が外出する際の付き添い等を行うボランティア活動を支援する団体に対し事業経費の補助を行います。

【ユニバーサルデザインタクシー】▶



7 障害者施設等通所者交通費助成事業 新中期

4億9,270万円 (4億6,438万円)

施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。

8 障害者自動車運転訓練費・改造費助成事業 [あんしん] 新中期

4,111万円 (2,840万円)

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

21 障害者支援施設等自立支援給付費

本年度		前年度		増△減
481億8,307万円		421億7,433万円		60億874万円
本年度の財源内訳				
国	240億8,592万円	県	120億4,273万円	
その他	4万円	市費	120億5,438万円	

事業内容

障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。

1 主な障害福祉サービス

(1) 施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供します。

(2) 生活介護

施設に入所又は通所している人に対し、日中に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供します。

(3) 自立訓練

理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。（機能訓練）

食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。（生活訓練）

(4) 就労支援（就労選択支援、就労継続支援、就労移行支援等）

就労に関する適性、知識及び能力の評価、就労に関する意向等の整理（アセスメント）等を通じて、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。

また、就労・生産活動の機会の提供、一般就労に向けた支援や就労後の職場定着のための支援を行います。

2 利用者数見込

延べ19,638人（月平均）



【生活介護の様子（左）・就労支援の様子（右）】

22 障害者グループホーム設置運営事業

本年度		前年度		増△減
240億4,215万円		221億9,016万円		18億5,199万円
本年度の財源内訳				
国	100億523万円	県	49億9,618万円	
その他	—	市費	90億4,074万円	

事業内容

新中期

1 設置費補助 1億1,392万円（1億1,099万円）

障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等について補助を行います。

- (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所
※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者（過齡児）移行相当分
- (2) スプリンクラー設置補助 14か所
※新設・移転ホーム分 12か所 ※既設ホーム分 2か所

新中期

2 運営費補助等<拡充> 238億4,395万円（220億3,176万円）

- (1) グループホームにおける運営、支援の強化等を図るため、家賃、人件費等の一部の補助を行います。
※8年度末時点見込1,067か所（うち新設44か所）

- (2) グループホームと利用希望者とのマッチングの支援を強化するとともに、グループホームにおける支援の質の向上のため、グループホーム職員を対象とした研修を行います。<拡充>
- (3) グループホーム事業所への経営分析<再掲（P36）>



【障害者グループホームの外観（左）・リビング（右）】

3 高齢化・重度化への対応<拡充>

新中期

8,428万円（4,741万円）

- (1) 医療的ケア等が必要となる入居者の受入のため、看護師等を配置して対応するグループホームに対して人件費等の補助を行います。また、既存ホームのバリアフリー改修の補助を行います。[あんしん]
- (2) 多様なニーズに対応するため、重度の障害特性や高齢化等により少人数の生活が望ましい方や、より手厚い支援の必要な方を対象に、8年度から新たに、2～3名定員の小規模なグループホームの家賃、人件費等の一部の補助を行います。<拡充>

23 障害者施設・設備の整備

本年度		前年度		増△減
4億974万円		11億1,567万円		△7億593万円
本年度の財源内訳				
国	5,148万円	県	—	
その他	265万円	市費	3億5,561万円	

事業内容

1 障害者施設整備事業【あんしん】

8,894万円（2億2,465万円）

障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する費用について補助を行います。

- ・多機能型拠点（5館目(中央部方面)設計費）
- ・改修（大規模修繕費）3か所

新中期

2 松風学園再整備事業

3億893万円（8億7,640万円）

居住者の利用環境及び職員の職務環境改善のため、福祉ホーム棟を解体し、管理棟の改修工事に着手します。

9年度以降は体育棟改修工事などを行う予定です。

3 障害者施設安全対策事業

1,187万円（1,462万円）

利用者の安全確保のため、防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用について補助を行います。

- ・防犯対策 9施設



【松風学園 日中活動棟（新設）】

24 障害者の就労支援

新中期

本年度	前年度	増△減	
3億4,605万円	3億4,323万円	282万円	
本年度の財源内訳			
国	—	県	—
その他	1,222万円	市費	3億3,383万円

事業内容

新中期

1 障害者就労支援センター事業 3億613万円（3億613万円）

就労に関する相談支援、就職を希望する方への就職支援、働き続けるための定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営について補助を行います。

- ・障害者就労支援センターの運営支援 9か所

新中期

2 障害者共同受注事業【基金】 2,517万円（2,437万円）

横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。

また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。

3 障害者の就労啓発等 1,475万円（1,273万円）

障害者就労の理解を広げるため、「働きたい！わたしのシンポジウム」を実施します。障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。



【働きたい！わたしのシンポジウムの様子】

25 障害者のスポーツ・文化

本年度		前年度		増△減
13億3,229万円		12億3,490万円		9,739万円
本年度の財源内訳				
国	1億3,424万円	県	5,651万円	
その他	47万円	市費	11億4,107万円	

事業内容

1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 新中期 13億3,229万円（12億3,490万円）

障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実に努めます。

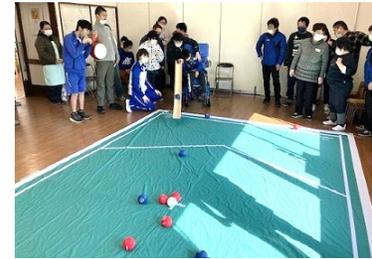
〈主な取組〉

(1) リハビリテーション・スポーツ教室

横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施

(2) 地域支援事業

障害者が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室や福祉施設職員への研修の開催



【市内福祉施設での出張教室（地域支援事業）】※写真はボッチャの様子

(3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務

派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催や出場選手の強化練習等の実施

(4) 文化振興事業

障害者の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施



【横浜ラポールでの絵画制作プログラム（文化振興事業）】

(5) 個別の健康増進事業

障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等

26 障害者差別解消・障害理解の推進

本年度		前年度		増△減
3,796万円		3,598万円		198万円
本年度の財源内訳				
国	1,380万円	県	690万円	
その他	—	市費	1,726万円	

事業内容

1 啓発活動 765万円 (781万円)

幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。

- (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動
- (2) 交通機関等での啓発動画掲載

2 情報保障の取組 2,058万円 (1,844万円)

聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。

- (1) 手話通訳者のモデル配置 (2区)
- (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示 (全区)
- (3) 市民宛の通知に関する点字等対応

- (4) 市民向け資料等の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等

新中期

- #### 3 相談及び紛争防止等のための体制整備 811万円 (811万円)
- 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。

新中期

- #### 4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 162万円 (162万円)
- 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。



【障害者週間イベントの様子】

27 重度障害者医療費助成事業・更生・育成医療給付事業

新中期

本年度		前年度		増△減
169億9,451万円		162億7,268万円		7億2,183万円
本年度の財源内訳				
国	24億6,862万円	県	55億6,529万円	
その他	20億340万円	市費	69億5,720万円	

事業内容

新中期

1 重度障害者医療費助成事業 122億1,575万円（116億2,972万円）

重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

- (1) 対象者：次のいずれかに該当する方
- ア 身体障害1・2級
 - イ IQ35以下
 - ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下
 - エ 精神障害1級（入院を除く）

(2) 対象者数見込

	計	54,575人
ア 被用者保険加入者		16,340人
イ 国民健康保険加入者		15,158人
ウ 後期高齢者医療制度加入者		23,077人

2 更生・育成医療給付事業 47億7,876万円（46億4,296万円）

18歳以上の身体障害者や18歳未満の身体障害児等が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の保険診療の自己負担分の一部を助成※します。

(1) 更生医療給付（対象：18歳以上の身体障害者）

- ・対象者数見込 2,395人

※医療費の窓口負担：1割に軽減
負担上限月額：0円～40,200円

(2) 育成医療給付（対象：18歳未満の身体障害児等）

- ・対象者数見込 142人

※医療費の窓口負担：1割に軽減
負担上限月額：0円～20,000円

28 こころの健康対策

本年度		前年度		増△減
107億7,635万円		100億9,541万円		6億8,094万円
本年度の財源内訳				
国	52億3,747万円	県	5,514万円	
その他	152万円	市費	54億8,222万円	

事業内容

新中期

1 自殺対策事業<拡充> 8,002万円 (7,483万円)

第2期横浜市自殺対策計画に基づき、総合的に対策を進め、自殺死亡率の低減に向けて取り組めます。

(1) こども・若者の自殺対策の強化<拡充>

- ・新たに、「こども・若者の自殺対策強化チーム」の設置
- ・精神科救急等による自殺のハイリスクのこども・若者への危機対応
- ・地域でこどもと関わることの多い幅広い市民に向けたゲートキーパー養成の推進

(2) 普及啓発・相談支援

若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた相談や情報提供を実施します。

(3) 自死遺族支援、自殺未遂者支援

電話相談等による自死遺族支援を実施します。また、自殺未遂者の初期対応にあたる医療機関への研修の実施や自殺未遂者が相談窓口につながりやすくなるよう、ツールを作成するなど、支援を充実させます。

新中期

2 医療費公費負担事業 106億1,918万円 (99億4,543万円)

精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。

3 精神保健福祉対策事業<拡充>【基金】

新中期

7,715万円 (7,515万円)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のため、7年度から一部精神科病院を対象に開始した「入院者訪問支援事業」について、市内全28病院に拡大して実施します。

コラム 「こども・若者の自殺対策強化チーム」とは

市役所の関連区局や精神科医・心理士等の専門家で構成する「こども・若者の自殺対策強化チーム」が、自殺リスクの高いこども・若者への対応に苦慮する教員や支援者に対し、本人や家族への接し方、危機対応支援のほか、医療・相談機関、地域の居場所など、社会資源へつながるよう支援していきます。

さらに、教員等に対する研修（対応方法や事例検討）、学校での出前講座を実施し、学校や地域の支援者等における自殺対策力を高めます。

29 依存症対策事業

本年度		前年度		増△減
6,534万円		7,431万円		△897万円
本年度の財源内訳				
国	3,713万円	県	90万円	
その他	14万円	市費	2,717万円	

事業内容

第2期横浜市依存症対策地域支援計画（8年3月策定予定）に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を実施します。

新中期

1 依存症対策の推進 6,534万円（7,431万円）

市販薬・処方薬、オンラインギャンブル等の依存への対策や依存症に対する偏見の解消を図るため、新たな啓発動画の制作や啓発イベントを実施します。

支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、早期発見・早期支援及び包括的・重層的な支援につなげます。

さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、依存症専門相談や当事者への回復プログラム、家族教室、支援者研修を開催します。

- (1) 地域支援計画推進
- (2) 専門相談支援事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 連携推進事業
- (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催
- (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援



【依存症支援者向けガイドライン（左）・家族向けリーフレット（右）】

30 精神科救急医療対策事業

本年度		前年度		増△減
3億6,127万円		3億5,700万円		427万円
本年度の財源内訳				
国	6,610万円	県	1,065万円	
その他	44万円	市費	2億8,408万円	

事業内容

県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

1 精神科救急医療対策事業<拡充>

新中期

3億6,127万円（3億5,700万円）

(1) 精神科救急医療の受入体制<拡充>

措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保するため、指定医の応援派遣体制を確保した病院に対する待機料を新たに設定します。

(2) 精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

(3) 精神科身体合併症転院受入病院（全3病院14床）

精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。

IV 生活基盤の安定と 自立の支援等

31 生活保護・生活困窮者自立支援事業等

本年度		前年度		増△減
1,354億9,883万円		1,352億6,453万円		2億3,430万円
本年度の財源内訳				
国	1,003億2,823万円	県	—	
その他	17億2,497万円	市費	334億4,563万円	

事業内容

本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。

新中期

1 生活保護費 1,338億1,678万円 (1,336億3,524万円)

生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、進学・就職準備給付金等を支給します。

(1) 被保護世帯 56,033世帯 (7年12月 56,002世帯)

(2) 被保護人員 67,714人 (7年12月 67,875人)

※被保護世帯及び被保護人員は8年度見込

2 被保護者自立支援プログラム事業

新中期

5億8,814万円 (5億5,287万円)

(1) 就労支援事業

各区に就労支援専門員を配置し、18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあった求人情報を提供するなど、被保護者の早期就労に向けた、きめ細やかな支援を展開します。

(2) 就労準備支援事業

すぐに求職活動を行うことが難しい被保護者に職場実習の機会を提供し、就労意欲の喚起や就労に必要な基礎能力の形成を支援します。

コラム 「ジョブスポット」とは



福祉サービスと連携した就労支援を行うため、18区役所内に開設したハローワークの窓口です。

「ジョブスポット」の就労支援ナビゲーター（ハローワーク職員）が、求人情報の紹介や紹介状を交付します。

区のケースワーカーや就労支援専門員とジョブスポットが連携し、一人ひとりの状況に合わせた就労支援を行っています。

3 生活困窮者自立支援事業<拡充>

新中期

10億9,391万円(10億7,642万円)

生活保護に至る前の段階や社会的に孤立している等の理由により、生活に困窮している方に対し、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援を積極的に進めるとともに、包括的な相談支援を実施できる体制づくりに取り組みます。

相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供など、段階的な支援も含めた就労支援の実施や家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。

(1) 自立相談支援事業<新規>

物価高騰等により生活にお困りの方の相談に対して、きめ細やかな相談支援を行います。

地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等を実施します。また、住まいの確保に困難を抱える方への相談に対応するため、福祉施策と住宅施策の連携を深め、関係機関と協働しながら、住まいの相談支援機能を強化します。

(2) 住居確保給付金

離職・廃業若しくは本人の責によらず収入が減った方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

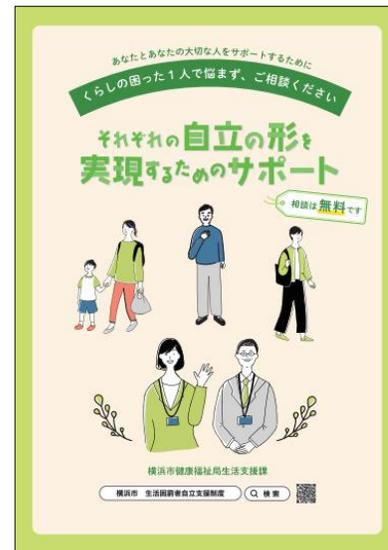
また、収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者のうち、支給要件を満たす方に対して、家賃の低廉な住宅へ転居するための初期費用の一部を支給します。

(3) 寄り添い型学習支援事業

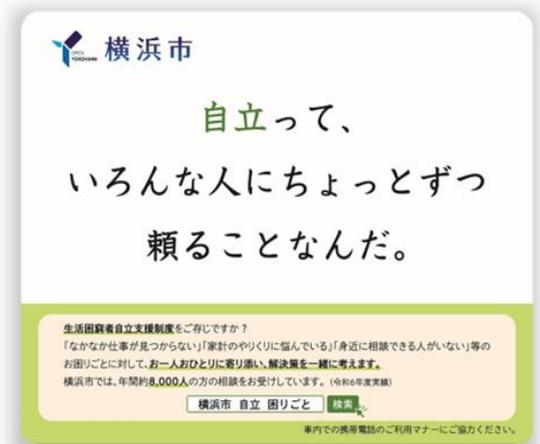
貧困の連鎖の防止に向け、高校進学を希望する中学生への学習支援、高校生世代の将来の自立に向けた講座の開催、居場所の提供等の支援を実施します。

(4) 家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれない、あるいは多重債務を抱えるなど、家計に課題を抱える生活困窮者に対して情報提供や専門的な助言・支援を行います。さらに、自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む家計管理の力を高め、早期に生活を再建することを目的として、家計管理や滞納の解消、債務整理等に向けた必要な支援を実施します。



【制度説明用リーフレット】



【電車内窓ステッカー(8年2月予定)】

32 ひきこもり相談支援事業

本年度		前年度		増△減
3,032万円		3,168万円		△136万円
本年度の財源内訳				
国	2,131万円	県	—	
その他	5万円	市費	896万円	

事業内容

8年度から、健康福祉局ひきこもり支援課とこども青少年局青年相談センターを統合し、新たに、「横浜市ひきこもり総合支援・若者相談センター」を健康福祉局に設置します。

新センターでは、これまでの両課の取組を活かしつつ、年齢による切れ目のない相談支援を実施するとともに、地域の関係機関への技術的支援及び人材育成支援等を強化します。

新中期

1 当事者・家族支援 1,581万円 (1,661万円)

ひきこもり相談専用ダイヤルや、相談窓口での個別の相談支援を実施します。

相談者のニーズ理解や支援スキル向上のための精神科医による助言や支援を実施します。また、家族を対象とした講演会を開催します。

新中期

2 支援者養成・後方支援 336万円 (336万円)

ひきこもり支援に対する共通理解を促進するため、支援者を対象とした研修を実施します。

地域の関係機関に対して有識者等を派遣し、研修等を実施し、相談や支援の質の向上を図ります。

新中期

3 情報発信・啓発 1,115万円 (1,171万円)

広告等を活用したひきこもり相談専用ダイヤルの更なる周知や、市民を対象にひきこもりへの理解を促進するための講演会開催など、広報・啓発を強化します。



【市営地下鉄・バス等への相談ダイヤル周知動画の掲載】



【市庁舎にて啓発用巨大ポスターを掲示 (8年2月実施予定)】

33 援護対策事業

本年度		前年度		増△減
15億5,073万円		14億7,039万円		8,034万円
本年度の財源内訳				
国	8億1,910万円	県	—	
その他	583万円	市費	7億2,580万円	

事業内容

寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。

新中期

1 寿地区対策

6,768万円（6,400万円）

- (1) 寿生活館運営事業
- (2) 寿地区対策事業
- (3) 寿福祉プラザ運営事業

2 横浜市寿町健康福祉交流センター事業

新中期

2億7,553万円（2億5,494万円）

横浜市寿町健康福祉交流センターの運営を通して、寿地区をはじめとする市民の医療の充実、健康コーディネート室を中心とした健康づくり・介護予防の取組、社会参加や相互交流を促進する取組等を行い、寿地区の福祉保健の増進を図ります。

3 ホームレス等自立支援事業

新中期

4億7,714万円（4億5,552万円）

生活自立支援施設はまかせて、ホームレス等の就労や福祉制度の利用調整による自立を推進します。

市内全域における巡回活動を実施し、路上などで生活しているホームレスや住居喪失の恐れのある人たちを対象に相談支援を行います。

4 中国残留邦人等援護対策事業

新中期

7億3,038万円（6億9,593万円）

中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付を行うほか、地域社会における定着自立を促進するための日本語教室や各種交流事業等を実施します。また、中国語を話すことができる支援・相談員を配置し、日常生活上の相談等を行います。



【健康コーディネート室】
（横浜市寿町健康福祉交流センター）



【ホームレス巡回活動の様子】

34 小児医療費助成事業等

本年度		前年度		増△減
197億1,512万円		177億3,852万円		19億7,660万円
本年度の財源内訳				
国	2億3,112万円	県	34億2,680万円	
その他	1億1,176万円	市費	159億4,544万円	

事業内容

1 小児医療費助成事業<拡充>

新中期

176億4,036万円（157億6,268万円）

小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

8年6月から対象年齢を18歳年度末まで拡大します。

新たに対象となる方には、5月中に医療証を発送します。

- ・対象者数見込 制度拡大前（0歳～中学3年生）411,742人
制度拡大後（0～18歳年度末）500,086人
※制度拡大対象者数 88,344人

2 ひとり親家庭等医療費助成事業

新中期

18億1,812万円（17億6,620万円）

ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。

- ・対象者数見込（所得制限あり） 31,163人

3 未熟児養育・結核児童療育医療給付事業

2億5,664万円（2億964万円）

(1) 未熟児養育医療給付

入院養育が必要な未熟児の保険診療の自己負担分と入院時食事療養費を助成します。

- ・対象者数見込 670人

(2) 結核児童療育医療給付

結核で長期入院が必要な児童の保険診療の自己負担分を助成するほか、療養中に必要な学用品や日用品を支給します。

- ・対象者数見込 1人

35 難病対策事業・小児慢性特定疾病対策事業

本年度		前年度		増△減
89億8,807万円		82億4,794万円		7億4,013万円
本年度の財源内訳				
国	43億3,958万円	県	—	
その他	20万円	市費	46億4,829万円	

事業内容

1 難病対策事業 81億1,400万円（73億8,230万円）

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、以下の事業等を実施します。

(1) 特定医療費（指定難病）助成事業

指定難病にり患している方の治療に係る保険診療の自己負担分の一部を助成します※。

- ・対象疾病 348疾病
- ・対象者数見込 32,595人

※医療費の窓口負担：2割に軽減

自己負担上限月額：0円～30,000円

(2) 難病患者支援事業

地域協議会による関係機関との協議を踏まえ、医療講演会・交流会の開催、一時入院事業や在宅重症患者外出支援事業、かながわ難病相談支援センターの運営等の支援事業を実施します。

2 小児慢性特定疾病対策事業 8億7,407万円（8億6,564万円）

児童福祉法に基づき、以下の事業等を実施します。

(1) 小児慢性特定疾病に係る医療給付

小児慢性特定疾病の治療に係る保険診療の自己負担分の一部を助成します※。

- ・対象疾病 801疾病
- ・対象者数見込 2,624人

※医療費の窓口負担：2割に軽減

自己負担上限月額：0円～15,000円

(2) 小児慢性特定疾病児童等の自立支援

6年度に実施した実態把握調査の結果や、7年度に実施した地域協議会での意見を踏まえ、児童の療養生活や自立の支援を目的として、慢性的な疾病の特徴や生活上の配慮の啓発など、疾病の理解を促進する取組を実施します。

36 後期高齢者医療事業（後期高齢者医療事業費会計）

本年度		前年度		増△減
1,164億5,876万円		1,054億6,725万円		109億9,151万円
本年度の財源内訳				
国	—	県	—	
その他	685億3,015万円	市費	479億2,861万円	

事業内容

高齢期における適切な医療の確保を図るため、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し制度を運営します。

1 対象者

75歳以上、65～74歳の一定の障害のある方

2 被保険者数見込

558,406人（7年度：547,504人）

3 一部負担割合

1割（現役並み所得以上の方は3割、現役並み所得以外の一定以上所得の方は2割）

4 保険料※1

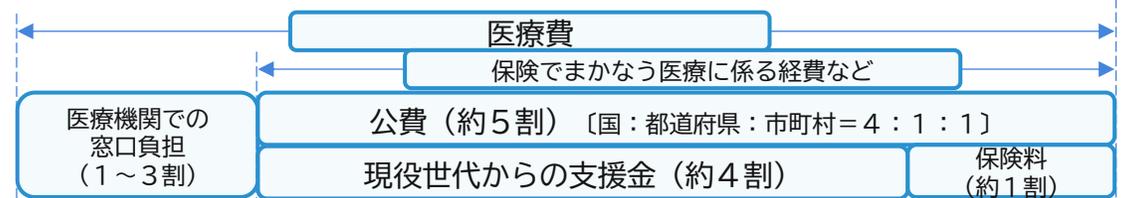
(1) 医療分

ア 保険料率（2年毎改定）

均等割額※2 52,531円（7年度：45,900円）、
所得割率 10.30%（7年度：10.08%）

イ 保険料賦課限度額 85万円（7年度：80万円）

【保険給付に関する費用】



(2) 子ども・子育て支援金分<新規>

8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料とは別に、子ども・子育て支援金分の保険料が新たに加わります。

ア 保険料率（毎年改定）

均等割額※2 1,297円、所得割率 0.26%

イ 保険料賦課限度額 21,000円

※1 広域連合議会で決定

※2 低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。うち、5割・2割については、所得基準額を変更

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 <再掲(P19)>

4億7,598万円（2億9,833万円） 60

37 国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）

本年度		前年度		増△減
3,116億153万円		3,074億2,021万円		41億8,132万円
本年度の財源内訳				
国	201万円	県	2,059億2,988万円	
その他	750億5,937万円	市費	306億1,027万円	

事業内容

他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の人等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。

- 1 被保険者：540,000人（7年度：559,835人）
世帯数：367,312世帯（7年度：383,436世帯）

2 一部負担割合

原則3割（小学校就学前は2割）

70歳以上は2割（現役並み所得者は3割）

3 保険料

1人あたり年間平均保険料額 136,043円（7年度：129,320円）

※市費及び繰越金の繰入れを行い、保険料負担を緩和

（内訳）

①医療給付費、後期支援金、介護納付金：132,353円(+3,033円)

②子ども・子育て支援納付金：3,690円(新規)

〈保険料率の比較〉

	医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率		子ども・子育て支援納付金分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
8年度（見込）	40,870円	8.33%	13,380円	2.62%	16,200円	2.84%	1,770円	0.34%
7年度	40,060円	8.49%	13,110円	2.66%	15,340円	2.81%	-	-
保険料賦課限度額	67万円 (7年度：66万円)		26万円 (7年度同)		17万円 (7年度同)		3万円 (7年度：-)	

※ 低所得者の方は、世帯の所得状況に応じて均等割額の7割・5割・2割を減額。うち、5割・2割については、所得基準額を変更

新中期

4 データヘルス計画及び特定健診等実施計画に基づく保健事業

21億4,475万円（21億818万円）

特定健康診査・特定保健指導において、特定健康診査の自己負担額の無料化を継続するほか、未受診者・未利用者対策として、受診行動や健診データを踏まえ、対象者特性に合わせた個別勧奨を行います。

38 斎場・墓地管理運営事業(一般会計・新墓園事業費会計)

本年度		前年度		増△減
265億6,319万円		83億4,732万円		182億1,587万円
本年度の財源内訳				
国	—	県	3,593万円	
その他	57億9,487万円	市費	207億3,239万円	

事業内容

- 1 東部斎場整備事業 194億1,204万円 (33億2,565万円)
 将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めます。(9年3月供用開始予定)



【東部斎場完成イメージ】



【東部斎場位置図】

- 2 斎場運営事業等<拡充> 22億8,962万円 (20億3,263万円)
 火葬業務等を円滑に行うため市営斎場(南部・北部・戸塚)の管理運営を行います。久保山斎場については、指定管理者による管理運営を行います。

また、新たに供用開始となる東部斎場においては、指定管理者による管理運営を開始します。(9年3月供用開始予定)

- 3 墓地・霊堂事業 2億4,568万円 (3億2,387万円)
 市営墓地(久保山、三ツ沢、日野公園墓地、根岸外国人墓地)及び久保山霊堂の管理運営を行います。

- 4 市営墓地危険箇所対策事業 3,610万円 (3,800万円)
 市営墓地の危険箇所の安全対策として、これまでに実施した法面等危険箇所調査等の結果を踏まえ、がけ崩れ等の対策を強化します。

5 新墓園運営事業 20億2,620万円（16億4,517万円）

メモリアルグリーン及び日野こもれび納骨堂について、指定管理者による管理運営を行います。

また、日野こもれび納骨堂の利用者を募集します。



【メモリアルグリーン】
（芝生型納骨施設）



【日野こもれび納骨堂】
（自動搬送式納骨施設）

6 市営墓地整備事業 25億5,355万円（9億8,200万円）

（1）舞岡地区新墓園整備

9年4月の開園に向けて公園型墓園（舞岡しぜん墓園）を整備するための施設整備工事等を行います。また、墓園の指定管理者選定を進め、舞岡しぜん墓園の利用者を募集します。



【芝生型納骨施設イメージ】



【合葬式納骨施設イメージ】

（2）大規模施設跡地等墓地整備

9年頃の都市計画決定に向けて、深谷通信所跡地に整備を計画している墓園の環境影響評価の検討等を進めます。

財源創出の取組

令和8年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に（歳出・歳入の両面から）取り組みました。

健康福祉局財源創出額 合計：93件、3,672百万円

<主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額
1 「創造・転換」による財源創出(歳出削減の取組)		
国民健康保険事業費会計繰出金	法定外繰出市費の解消に向けて、一般会計繰出金を抑制	400百万円
障害者グループホーム設置運営費補助事業	空室に対する補助対象期間を見直すことで、補助金を削減	84百万円
敬老特別乗車証交付事業	決算の状況を踏まえ、契約の内容を見直すことで、委託費を削減	67百万円
よこはまウォーキングポイント事業 (よこはま健康アクション)	アプリの更新にあたり、パッケージ型アプリを導入することで、アプリ運用費用等を削減	62百万円
2 「創造・転換」による財源創出(歳入確保の取組)		
居宅介護事業	国庫負担基準額の算定単位の見直し等により、歳入を確保	2,494百万円
障害者自立生活アシスタント等事業	障害者自立生活アシスタント事業の位置づけを整理し新たに補助金を申請することで、歳入を確保	84百万円



2027年国際園芸博覧会

2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

横浜市保健医療協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 22 日 健企第 399 号（局長決裁）

最近改正 平成 30 年 8 月 17 日 医医第 618 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 横浜市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、保健、医療及び生活衛生施策に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、協議会の会議の議長とする。
 - 3 協議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会及び専門委員会)

- 第7条 協議会に、専門の事項を協議させる必要があるときは、部会及び専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。
- 2 部会等の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が指名する者をもって組織する。
 - (1) 協議会の委員及び臨時委員
 - (2) 保健医療福祉関係団体の代表者等
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
 - 3 部会等は、当該専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。
 - 4 部会等は、部会長を1人置き、会長が指名する。
 - 5 部会等は、会長の指示に応じ部会長が招集する。
 - 6 協議会です承が得られた場合は、部会等の議決をもって協議会の議決とすることができる。
 - 7 第6条の規定は、部会等の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会等の委員」、「臨時委員」とあるのは「部会等の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

- 第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、協議会の会議(部会等の会議を含む。)につ

いては、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。非公開とする場合は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会等の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(所管)

第10条 協議会は、医療局及び健康福祉局の共管とする。ただし、協議会に関する「附属機関の開催状況報告」は、医療局が行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成8年7月15日制定の「横浜市保健医療協議会設置要綱」は平成24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第 7 条

実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

（会議の公開）

第 31 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合